

参考資料 2

欧州におけるデータ・ポータビリティの在り方を
巡る議論の動向

平成 28 年 4 月

(佐々木勉構成員提供資料)

目次

第1章 データ・ポータビリティ	3
1. データ・ポータビリティとは何か.....	3
2. 背景.....	4
3. データ・ポータビリティの出発点としての2012年一般データ保護規則(案).....	7
4. データ・ポータビリティの議論.....	10
(1) 欧州議会での規則案審議の経緯.....	10
(2) データ・ポータビリティの議論.....	11
(3) データ・ポータビリティの権利の修正.....	22
補. 米欧間のデータ移送に関する議論.....	34
第2章 フランスとドイツにおけるデータ・ポータビリティ	39
1. フランス.....	39
(1) 提案理由.....	39
(2) 2015年9月26日付け原案と2016年1月26日付け国民議会可決条文の比較.....	40
(3) ARCEP、CNIL、競争庁の意見.....	43
2. ドイツ.....	47
(1) テレメディア法.....	47
(2) 電気通信市場における透明性促進、情報公開及び追加的サービス指標のための枠組に関する規則案.....	50
第3章 データ・ポータビリティと競争政策	53
1. 欧州委員会法務総局エキスパート・グループにおけるスイッチングの議論.....	53
(1) 提供者の変更、クラウド・サービス及びデータ・ポータビリティ(2014/1/29).....	53
2. FacebookによるWhatsAppの買収に関する欧州委員会の合併審査.....	59
3. 英国CMA及び仏競争庁のデジタル経済に関する経済分析.....	62
(1) 概要.....	62
(2) 開放性と閉鎖性の評価.....	63
第4章 オンライン・プラットフォーム規制	79
1. 公開協議における質問事項.....	79
(1) オンライン・プラットフォーム.....	80
(2) 違法なオンライン・コンテンツの対策とオンライン仲介者の責任.....	83
(3) デジタル・エコシステムにおけるデータとクラウド・データの自由なフロー.....	86
(4) 協力的な経済.....	90
2. 公開協議に対する意見.....	92
(1) 意見のまとめ.....	92
(2) 主要な意見.....	94

第 1 章 データ・ポータビリティ

1. データ・ポータビリティとは何か

データ・ポータビリティ(data portability)とは何だろうか。この用語は、2012年1月25日に欧州委員会が発表した1995年「個人データ保護指令」(Directive 95/46/EC)¹の見直しによる「一般データ保護規則案」第18条に条文名として用いられたことで、公的な用語となった²。2010年11月4日付けの欧州委員会通信「欧州連合の個人データ保護に関する包括的アプローチ」(COM(2010)609final)において、

「欧州委員会は、以下の方法を調査する。・・・

- 『データ・ポータビリティ』、すなわち、個人に対して、自分自身のデータ(例えば、写真あるいは友人のリスト)をアプリケーションあるいはサービスから取り下げ(withdraw)、取り下げたデータが、技術的に可能な限り、データ管理者(data controller)の妨害なしに、他のアプリケーションあるいはサービスへ移転できるようにするための明示的な(explicit)権利を与えることを保証することによってデータ主体(data subject)の権利を補完する」(p.8)³。

ものとして「データ・ポータビリティ」を説明した。

2012年1月25日に規則案の概要説明の中で、法務総局委員(当時)ビビアン・レディングは、「人々は自分自身のデータにいつでも容易にアクセスでき、あるサービス提供者から他のサービス提供者にその個人データを移転できるようになる。これがデータ・ポータビリティの権利である。これはサービス間の競争を改善にすることになる」とまとめている⁴。

なお、三者対話(トリログ)後の2015年12月15日付け欧州委員会プレスリリースでは、「データ・ポータビリティ: サービス提供者間における個人データの移転をいつでも容易にする」と簡単に説明している⁵。しかし、法案審議の内容で分かるように、「そもそもデータ・ポータビリティとは何か」を決めることこそが、今度の規則案における目標となっている。

¹ Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, OJ L 281/95, p.31

² この用語は、2009年の公開協議では使用されていないので、2010年当たりから使用と推定される。

³ これに対して2007年11月に立ち上げた業界関係者のワークグループである「DataPotability Project」は、「相互運用性のあるアプリケーション間でユーザーのデータを再利用できるようにすること、ユーザーのアイデンティティ、メディアそして他の形の個人データをユーザーがコントロールできること」と定義している。2008年1月8日、Google、Facebook、Plaxoといった大手インターネット企業がこのワークグループを支援し、さらにDrupal、Netvibes、Mystrands、LinkedIn、Flickr、Six Apart、Twitter、Digg やマイクロソフトも加わった。http://dataportability.org/

⁴ European Commission(2012), ”Commission proposes a comprehensive reform of data protection rules to increase users' control of their data and to cut costs for businesses”,- PRESS RELEASE, IP/12/46

⁵ European Commission (2015) Agreement on Commission's EU data protection reform will boost Digital Single Market - Press release, (IP/12/46).

2. 背景

データ・ポータビリティを提案した理由については、同じ日に公表されたスタッフ・ワーキング・ペーパー「インパクト評価」(SEC(2012)72final)で「個人がその個人データをコントロールすることの困難」として説明されている⁶。

それによれば、まず背景として、ユーロバロメータ⁷の調査から現状での問題点を確認している。オンライン環境では、個人が自分に関するデータ処理またその処理に関わるリスクについて知り、自らのデータについてコントロールし、最終的にデータ管理者に対して自らの権利を主張することが徐々に難しくなっている。欧州市民の3分の2は、個人データの提出に大きな不安を感じ、10人中6人は、サービスを得るために個人データを提出することの代案がないと考えている。そして欧州市民の4分の3がソーシャル・ネットワーク・サイトにおける自らの個人データについて全くあるいは部分的にしかコントロールできないと感じている⁸。

したがって、個人が自らのデータをコントロールするためには、誰が、どんな根拠に基づき、どこから、何の目的のために、どのくらいの期間、その個人データが処理されるのか、そしてそのデータ処理に関してどんな権利があるかについて知っておく必要がある。しかし2012年段階では、データ主体への情報提供義務にはそうしたポイントが含まれておらず、十分な情報が利用できる場合でも、データ主体あるいは個人にとってはしばしば理解しにくい内容になっている。

ユーロバロメータの2008年調査によれば⁹、プライバシー・ポリシーを持ちそれを更新しているデータ管理者の割合は、EU平均で41%に留まる。この割合は、中小規模の会社ではもっと数字は小さくなる。

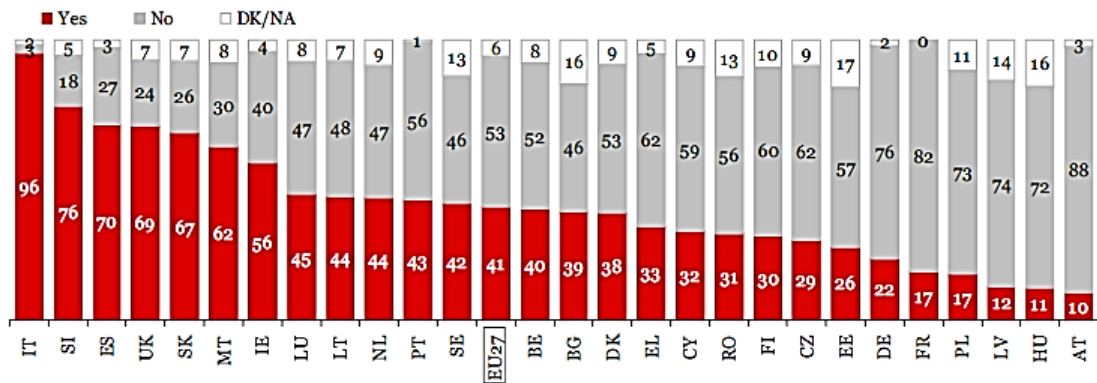
データ管理者が情報を提供するときには、オンライン・プライバシー・ポリシー(あるいは「プライバシー・ステートメント」)は、非常に複雑で、技術あるいは法律の専門用語を多用している。そうした複雑さは、ユーロバロメータ2011年調査で確認されている。インターネット・ユーザーの10人中約6人がプライバシー・ポリシーを読むが(58%)、それを理解していると応えたのはその半分にすぎない(34%)。インターネット・ユーザー全体の4分の1(24%)はそれを読むものの十分に理解していないと答えている。そして4分の1はそれらを読まず(25%)、20人に1人はそれがどこに所在するかを知らず(5%)、10人にほぼ1人がプライバシー・ステートメントを無視している(8%)。

⁶ Commission Staff Working Paper(2012), Impact Assessment: Accompanying the document, Regulation of the European Parliament and of the Council on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation) and Directive of the European Parliament and of the Council on the protection of individuals with regard to the processing of personal data by competent authorities for the purposes of prevention, investigation, detection or prosecution of criminal offences or the execution of criminal penalties, and the free movement of such data, {COM(2012) 10 final}, {COM(2012) 11 final}, {SEC(2012) 73 final} pp.21-25

⁷ ユーロバロメータは、欧州委員会のアンケート調査機関。

⁸ Eurobarometer (2011), Attitudes on Data Protection and Electronic Identity in the European Union, SPECIAL EUROBAROMETER 359

⁹ Flash Eurobarometer 226 Data Protection in the European Union: Data Controllers' Perceptions (2008), p.34. http://ec.europa.eu/public_opinion/flash/fl_226_en.pdf

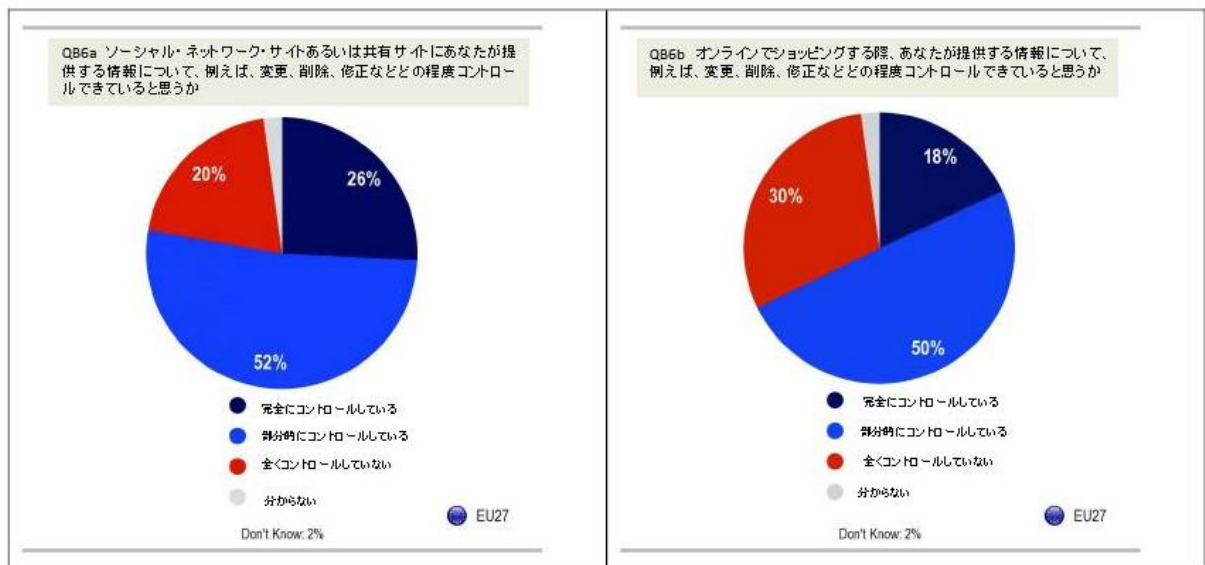


Q13a. Does your company maintain and update privacy policy notices?
%, Base: all respondents, by country

出所: Commission Staff Working Paper(2012), Impact Assessment, p.22

こうした数字から、欧州委員会スタッフ・ワーキング・ペーパーは、「素早く利用でき簡単に理解できる情報が不十分であることが、個人データの利用に関わるリスクを認識し、自らの防護のために必要な措置をとることを難しくしている」と結論している¹⁰。

ユーロバロメータの 2011 年調査では、さらにユーザーが自分のデータについてコントロールできているかどうかの認識を調査している。



出所: Eurobarometer (2011), Attitudes on Data Protection and Electronic Identity in the European Union, SPECIAL EUROBAROMETER 359

ソーシャル・ネットワークあるいはオンライン・ショッピングの利用に際して、提供した個人データを「完全にコントロールしている」との回答は、いずれも 30%を下回っている。

ただし 1995 年個人データ保護指令は、自らのデータへアクセスし、修正し、ブロックしあるいは削

¹⁰ Commission Staff Working Paper(2012), Impact Assessment, p.23

除する権利、さらにどんな目的のため誰によって処理されるかの情報を受け取る権利のような一連の権利を規定していた。また同指令は司法的な救済、そして被った損害について補償を受け取る権利も規定していた。しかし問題は、それら権利が一般的な用語で表現され、それらを実際に行使する方法が明確に規定されていなかったことだった¹¹。

そこで欧州委員会は、データ保護の権利行使に関わる困難さを四つに整理した。

- (a) 自分自身のデータにアクセスする困難、
- (b) 自分自身のデータを削除させる困難(忘れられる権利)、
- (c) アプリケーションあるいはサービスから個人データを引き取り転送する困難(データ・ポータビリティ)、
- (d) 有効な是正策にアクセスする困難

三番目がデータ・ポータビリティについての困難であり、スタッフ・ワーキング・ペーパーは、それを以下のように説明した¹²。

「個人が他のアプリケーションあるいはサービスへデータを移転できるようにするため、その後処理されるフォーマットで(利用している)アプリケーションあるいはサービスから自分自身の個人データを引き出す(extract)ことについて、明確な権利は存在していない。オンライン・サービスの利用が増大するにつれて、サービスで収集される個人データの量は、たとえ変更によってベターに、より安価にあるいはプライバシー・フレンドリーなサービスが利用できるとしても、サービスの変更に対する障害となる。これは、接触情報(contact information)、履歴(calendar history)、個人間の通信交換のデータ、それに再作成あるいは回復が非常に困難な個人的あるいは社会的に重要なデータが(データ主体にとって)失われることを意味することになるだろう。可能であるとしても、他のサービスにおいて手動でデータを再入力することは大きな作業となるだろう。これは結果的に、ユーザーが特定のサービスにロックインされる状況を生み出し、サービス提供者を変更し市場で利用できるベターなサービスから利便を得ることを、非常にコストのかかるものあるいは不可能なものとするだろう。ポータビリティは、他の市場分野、例えば、電気通信分野の番号携帯性(number portability)で証明されたように、有効な競争にとって鍵となる要素である」¹³。

ここでは、上記レディング委員が述べた競争促進の面を、「**ロックイン効果**」の点からの説明となっている¹⁴。コントロール性は、困難(a)のアクセスでまとめている。なお、個人が自分のデータに対してアクセスする権利は、2014年の欧州司法裁判所グーグル・スペイン判決(忘れられる権利判決)でも確認されたように、**欧州連合基本的権利憲章(Charter of Fundamental Rights)**の一つである。

¹¹ Commission Staff Working Paper(2012), Impact Assessment, p.27

¹² Commission Staff Working Paper(2012), Impact Assessment, p.28

¹³ 番号携帯性とデータ・ポータビリティの相違は、番号は国の資源を個人に割り当てたデータであるのに対して、データ・ポータビリティの対象となるデータは個人の属性に関わるデータであり、そこには電話番号も含まれるという点である。したがって、番号携帯性のケースでは、国の資源割り当てに関わることとして、政府が積極的に介入する理由があるのに対して、データ・ポータビリティのデータの場合は、そうした積極的理由の存在ははっきりしないと言えるだろう。

¹⁴ 2012年の規則案発表段階では、ユーザーあるいは消費者サイドの視点から「ロックイン効果」を説明しているものの、サービス提供者間の「スイッチング」という形で競争政策的な議論は不十分であったように思える。

3. データ・ポータビリティの出発点としての 2012 年一般データ保護規則 (案)

1995 年個人データ保護指令は、その見直しとして 2012 年に一般データ保護規則として提案された。前者は「指令」(directive)であり、後者は「規則」(regulation)である。この相違は、

- **指令**: 各加盟国における国内法制化手続を経て法的効力を持つ。加盟国は、指令で定める期限内に国内法制化を行わなければならない。達成されるべき結果についてのみ加盟国を拘束し、結果に到達すべき形式及び方法については各加盟国に委ねられている。従って、国内法制化の手段に特段の制限はなく、条文解釈も一明示されていない場合一加盟国の解釈に委ねられているため、加盟国によって法律内容に差異が生じる場合が多い。
- **規則**: 各加盟国において国内法の制定を待つことなく直接に適用され、各加盟国の政府・民間を問わず、規則に従う義務が課される。

となっている。指令を規則とすることによって、加盟国独自のデータ保護の在り方が弱められるものの、EU 全体としてのデータ保護の在り方が一貫することになる。2012 年の規則案発表時にレディング委員は、規則案における主要な見直し点として「EU を通じて有効なデータ保護に関する一つのルール体系となり、それによって、企業の届け出要件のような不必要な行政上の手続きが撤廃される。それは EU の企業全体として年間 23 億ユーロの節約に繋がる」¹⁵を上げ、それまでデータ保護の在り方が加盟国毎にばらついてきたこと(**fragmentation**)のマイナス面を改善できるとまとめている¹⁶。インターネットを通じたデータの処理が国境を越えて行われることが増大している状況において、欧州連合が一つの経済圏として機能するには、「規則」化が執行義務を伴うことから、必然的な流れと言えただろう。

そこで以下の議論のために、2012 年の一般データ保護規則案¹⁷(com(2012)11 final)におけるデータ・ポータビリティの条文を確認しておこう¹⁸。この法案文書から三つの部分を取り上げる。i) 規則案構成の説明部分、ii) 規則前文案部分(前文 55、59)、iii) 条文案(第 18 条)である。

¹⁵ European Commission(2012), ” Commission proposes a comprehensive reform of data protection rules to increase users' control of their data and to cut costs for businesses”, - PRESS RELEASE, IP/12/46

¹⁶ 「ばらつき」(fragmentation)は、企業に対して、データ保護に関する法制が厳しくない加盟国でデータの処理を行うというインセンティブを生じさせる。

¹⁷ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation) COM(2012) 11 final

¹⁸ 2012 年の見直し案では、二つの法案として欧州委員会により発表されている。「一般データ保護規則案」(Regulation on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation))と「刑事手続等に関するデータ保護指令案」(Directive on the protection of individuals with regard to the processing of personal data by competent authorities for the purposes of prevention, investigation, detection or prosecution of criminal offences or the execution of criminal penalties, and the free movement of such data)である。この報告書では、後者は取り上げない。

<法案構成の説明部分>

第 18 条は、データ主体のデータ・ポータビリティ(すなわち、管理者に妨げられることなく、ある電子的処理システムから他の電子的処理システムにデータを移動させること)の権利を導入する。個人が自己の個人データにアクセスする前提条件として、またアクセスを改善するため、本条は、体系化された一般的に使用される電子的方式により、それらデータを管理者から取得する権利を定める。

Article 18 introduces the data subject's right to data portability, i.e. to transfer data from one electronic processing system to and into another, without being prevented from doing so by the controller. As a precondition and in order to further improve access of individuals to their personal data, it provides the right to obtain from the controller those data in a structured and commonly used electronic format.

<規則前文案>

(55) データ主体は、自己のデータのコントロールとアクセスの権利を強化するため、個人データが電子的手段で、また体系化された一般的に使用される形式で処理される場合、それらに関するデータのコピーも一般的に使用される電子的形式で取得するための権利を持つ。またデータ主体は、自らが提供したそれらのデータを、ソーシャル・ネットワークのようなある自動化されたアプリケーションから他の自動化されたアプリケーションへ送信することが認められるべきである。これは、データ主体が自動化された処理システムにデータを提供する場合、その同意に基づいてあるいは契約履行において適用されるべきである。

(55) To further strengthen the control over their own data and their right of access, data subjects should have the right, where personal data are processed by electronic means and in a structured and commonly used format, to obtain a copy of the data concerning them also in commonly used electronic format. The data subject should also be allowed to transmit those data, which they have provided, from one automated application, such as a social network, into another one. This should apply where the data subject provided the data to the automated processing system, based on their consent or in the performance of a contract.

(59) 特定の原則に基づく制限及び情報・アクセス・訂正・削除に関する権利に基づく制限、あるいはデータ・ポータビリティに関する権利・拒否する権利・プロファイリングに基づく措置並びに個人データ侵害に関するデータ主体への通知に対する制限、管理者に対する関連する制限は、特に自然災害又は人災への対応における生命の保護を含む公共の安全を守り、刑事犯罪の防止・捜査・訴追、規制された専門的職業における倫理違反の防止・捜査・訴追するため、あるいは特に、EU 又は加盟国の重要な経済上又は財政上の利益に関わる EU あるいは加盟国のその他の公共の利益を守り、データ主体の保護あるいは他者の権利及び自由の保護のために、民主主義社会において必要であり比例的である限り、EU 法又は加盟国の法により課すことができる。それらの制限は、欧州連合基本権憲章及び欧州人権条約に従うべきである。

(59) Restrictions on specific principles and on the rights of information, access, rectification and erasure or on the right to data portability, the right to object, measures based on profiling, as well as on the communication of a personal data breach to a data subject and on certain related obligations of the controllers may be imposed by Union or Member State law, as far as necessary

and proportionate in a democratic society to safeguard public security, including the protection of human life especially in response to natural or man made disasters, the prevention, investigation and prosecution of criminal offences or of breaches of ethics for regulated professions, other public interests of the Union or of a Member State, in particular an important economic or financial interest of the Union or of a Member State or the protection of the data subject or the rights and freedoms of others. Those restrictions should be in compliance with requirements set out by the Charter of Fundamental Rights of the European Union and by the European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms.

(注:前文案では、データ・ポータビリティの文言は、ほかに(130)及び(131)においても登場する)

<条文案>

第 18 条 データ・ポータビリティに関する権利 Article 18 Right to data portability

1. データ主体は、電子的手段によってまた体系化され一般的に使用されるフォーマットで個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化され、データ主体がその後も利用できるフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。

1. The data subject shall have the right, where personal data are processed by electronic means and in a structured and commonly used format, to obtain from the controller a copy of data undergoing processing in an electronic and structured format which is commonly used and allows for further use by the data subject.

2. データ主体が個人データを提供し、その処理が同意または契約に基づく場合、データ主体は、データ主体が提供し自動化された処理システムに蓄積されるその個人データおよび他の情報を、個人データの回収について管理者に妨げられることなく、一般的に使用される電子的なフォーマットにより、別の自動処理システムに移転する権利を持つ。

2. Where the data subject has provided the personal data and the processing is based on consent or on a contract, the data subject shall have the right to transmit those personal data and any other information provided by the data subject and retained by an automated processing system, into another one, in an electronic format which is commonly used, without hindrance from the controller from whom the personal data are withdrawn.

3. 欧州委員会は、第 1 項に規定する電子的なフォーマット、および第 2 項のための個人データ移転のための技術標準、様式および手続きについて、特定することができる。それに関する施行法は、第 87 条(2) に規定する調査手続きに従って、採択されるものとする。

3. The Commission may specify the electronic format referred to in paragraph 1 and the technical standards, modalities and procedures for the transmission of personal data pursuant to paragraph 2. Those implementing acts shall be adopted in accordance with the examination procedure referred to in Article 87(2).

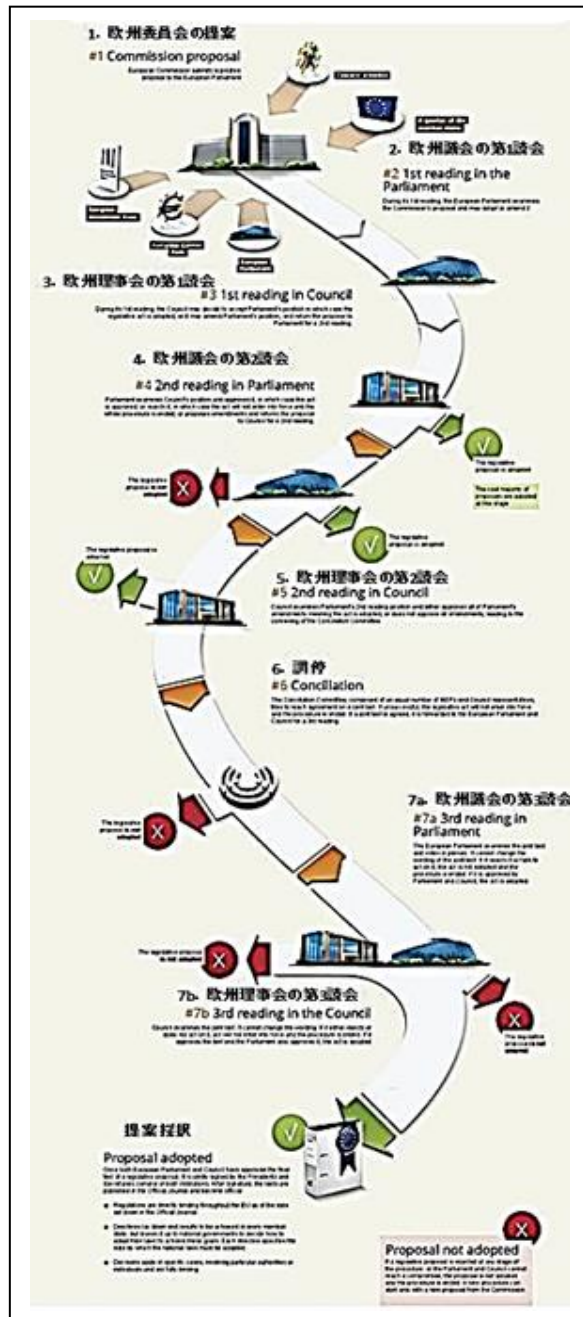
4. データ・ポータビリティの議論

(1) 欧州議会での規則案審議の経緯

欧州委員会が作成した一般データ保護規則案は、2012年2月から欧州議会の「市民の自由、法務及び域内問題委員会」(Committee on Civil Liberties, Justice and Home Affairs: **LIBE**)で議論が開始された。

欧州議会における法案提出から採択までの一般的なプロセスは右図のようになっている。

この規則案について、2014年3月12日、欧州議会は、第一読会に基づく修正を、賛成621票、反対10票、棄権22票で可決した¹⁹。2015年6月11日、欧州理事会は修正を追加した²⁰。そして2015年12月15日、欧州理事会、欧州議会及び欧州委員会の三者対話(“trilogue” meeting)で欧州議会が可決した妥協のテキストを確認し、進展させることで意見を一致させた²¹。ここで合意された規則案は、12月17日の欧州議会 LIBE 委員会で確認され、条文文言の法的及び言語的レビューを行った後に、欧州理事会、次いで欧州議会による採択のために再提出される。12月17日付けの欧州理事会プレスリリースによれば、2018年春の施行を目指す²²。



¹⁹ http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-14-186_en.htm

²⁰ European Council (2015), Preparation of a general approach (Full Text adopted at JHA Council Meeting on 15.6.2015), 9565/15, 11.6.2015

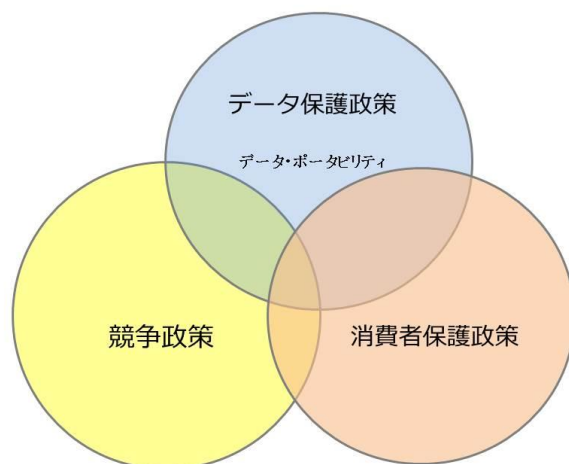
²¹ Council of the EU (2015), EU data protection reform Press Release, 951/15

²² 同上

<http://www.europarl.europa.eu/aboutparliament/en/20150201PVL00004/Powers-and-procedures>

(2) データ・ポータビリティの議論

データ・ポータビリティの権利は、2014 年 4 月のベルギー・ルーヴアン・カトリック大学の Peggy Valcke 教授の整理に従えば、データ保護政策、消費者保護政策、競争政策の三政策の中で議論されるべきものとなる²³。



以下では、データ・ポータビリティに関して関係者がどのように議論したかを探る。その場合の視点は、以下のようなになるだろう²⁴。

- データ・ポータビリティの権利をどのように解釈しているか
- データ・ポータビリティの権利の条文は明確か。何が明確でないか。
- データ・ポータビリティの権利は、サービス提供者によってどのように実施されるべきか
- データ・ポータビリティの権利は、消費者保護にとって十分か
- データ・ポータビリティの権利は、EU のイノベーションそして競争力にどの程度貢献するか
- データ・ポータビリティはプライバシーに何らかのリスクをもたらすのではないか
- ビジネスと消費者の各利益をどのようにバランスさせることができるのか

²³ Peggy Valcke (professor KU Leuven) (2014) : Introduction; BITS seminar on data portability-Data Portability at the crossroads of data protection and competition policy, 29-04-2014 Brussels, Belgium. この図は、もともと Preliminary Opinion of the European Data Protection Supervisor, Privacy and competitiveness in the age of big data: The interplay between data protection, competition law and consumer protection in the Digital Economy, March 2014 で示されたものである。

²⁴ この視点のリストは、BITS セミナーにおける論点を参考にしている。

a. 欧州議会域内市場・消費者保護委員会の 2012 年「データ保護パッケージの改革」文書

2012 年 9 月に欧州議会域内市場・消費者保護委員会は、「データ保護パッケージの改革」²⁵と題する調査報告書を出している。ここでのデータ・ポータビリティに関する分析は、これまでの法律との比較、適用可能性—適用した場合のシナリオ、そして評価という三つのステップでまとめている²⁶。

<これまでの法律との比較>

1995 年個人データ保護指令第 12 条 (b)により、データ主体は、アクセスと削除 (erasure) の一般的権利を持つ。それには、「インテリジェントな形式」(in an intelligible form)によりデータ管理者が保持するデータのコピーを取得する権利が含まれている。削除の権利は、保持されるデータが不正確な場合にのみ、利用できる。今度の規則案第 18 条(データ・ポータビリティの権利)は、データ主体が「データ管理者による妨害なしにある電子的な処理システムから他のそれにデータを移転させることができるようにするため、いわゆる、ポータビリティの権利を規定している。また 1995 年指令のように「インテリジェントな形式」でのデータに言及するのではなく、第 18 条 (1)は「体系化された一般的に使用されているフォーマット」のデータに言及している。そして第 18 条(3)は、欧州委員会に対して、それが特定のフォーマットに関する標準を定める権限を与えている。

<適用可能性>

データ・ポータビリティの権利による潜在的なメリットについては、二つの簡単な事例から説明している。

第一に、ポータビリティがなければ、データ主体はしばしば「サービスにロックイン」されることである。たとえば、ソーシャル・メディアのユーザー(データ主体)は、写真のコレクションを蓄積してもらおうとしよう。しかしそのデータ主体が預けているソーシャル・メディアのデータ保護水準に満足していないとしても、もっとデータ保護のしっかりしたソーシャル・メディア提供者にその写真を移動させることができないかもしれない。その点で、データ・ポータビリティの権利は役立つし、さらに市場の競争を刺激し、可能な場合には、ベターなデータ保護を提供するように市場主導の競争をもたらすかもしれない。

第二の例は、データ主体が自分について保持された情報を活用できるようにすることである。例えば、エネルギー供給者を乗り換える場合、そのデータ主体は、これまでのデータを管理するエネルギー供給者に収集された価値ある消費データを競合する供給者に提供できることになる。このデータ・ポータビリティは、消費者であるデータ主体が、信用供与を受けられるかどうか

²⁵ European Parliament's Committee on Internal Market and Consumer Protection(2012), Reforming the Data Protection Package, IP/A/IMCO/ST/2012-02。執筆者は、Xawery Konarski (Advocate Partner, TrupleKonarskiPodrecki and Partners, Cracow) Damian Karwala (Legal Advisor, TrupleKonarskiPodrecki and Partners, Cracow) Prof. Dr. Hans Schulte-Nölke (European Legal Studies Institute, Osnabrück), Shaun Charlton (European Legal Studies Institute, Osnabrück)である。

²⁶ European Parliament's Committee on Internal Market and Consumer Protection(2012), Reforming the Data Protection Package, IP/A/IMCO/ST/2012-02, pp.61-63

について他のエネルギー供給者に対する情報として、使用できるようにするかもしれない²⁷。

これら二つのメリットのうち、二番目の例は、規則を提案した欧州委員会の文書では上げられていなかった点である。

<評価>

報告書は、データ・ポータビリティの権利は、適切に実施されるならば、消費者の権利の強化に大きなインパクトを与えることになるはずであると考えた。データ・ポータビリティは、消費者の自律性を高める、すなわち、消費者は、サービス提供者の手にその個人データを委ね、そのサービスから便益を受け続けるという選択肢ではなく、自分のデータを回収し、異なったサービス提供者が供給する類似サービスからなお便益を得ることが可能となるためである。

しかし第 18 条には二つの大きな批判がある。第一の批判は、データ・ポータビリティの権利の**内容が不明確なこと**である。そして第二の批判は、データの標準的フォーマットを通じてデータ・ポータビリティの権利を実現するための**政策的手段の問題**である。

- 第一に、データ・ポータビリティの権利がデータの全てを移転させ、結果的に、元のデータ管理者の保持する情報を削除させることを意味するのか、あるいはデータ・ポータビリティの権利が複製化の原則 (principle of duplication) に基づくのかどうか、はっきりしていない。複製化の原則の下では、情報は最初のデータ管理者から別のデータ管理者にコピーが行われ、データ・ポータビリティの権利行使後も、両方の管理者が情報を保持することになる。そのため、データ・ポータビリティの権利がデータの存在箇所 (home) を移転することなのか、あるいはデータが単に第二の存在箇所を持つことにすぎないのかを明確にする必要がある。これについては、例えば、欧州データ保護監督官 (European Data Protection Supervisor) により、提言が出されている (後述)。
- 第二に、規則案がデータ保有に関してフォーマットを「強制的に調和させる」意図なのかどうか、第 18 条からは不明確である。第 18 条第 1 項は、

「データ主体電子的手段によってまた体系化され一般的に使用されるフォーマットで個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化されたフォーマットで処理されたデータのコピーを、管理者から取得し・・・」

と定めている。文言の厳密な解釈のもとでは、そうしたフォーマットの調整策が意図されていないように見える。しかし「標準的なフォーマット」は選択的であるにすぎないならば、データ・ポータビリティの権利は、データ管理者が一般的に使用されるフォーマットで現実にデータを保持している状況に左右される。すなわち、データ管理者が意図的に一般的に使用されるフォーマットでデータを保持していないならば、データ主体はデータ・ポータビリティの権利を持たないことになるかもしれない。

したがって条文の趣旨に適うように解釈するならば、すなわち、データ・ポータビリティ

²⁷ この議論は、英国で提起された。

<https://www.gov.uk/government/news/the-midata-vision-of-consumer-empowerment>

の権利がデータの移転可能性を目指したものならば、標準的なフォーマットを進める場合にのみ、その可能性は実現される。さらにポータビリティの権利が絶対的なもので、したがって上述したような状況に左右されないものであるとしても、データ保持のフォーマットが調和されなければ、多くの場合、その権利は効果的でない。たとえば、データ主体がその権利を行使しようとしても、データ管理者から移転されるデータがほとんど解読できないものであるならば、それは実際にはそのポータビリティを妨げることになるためである。

b. 欧州データ保護監督官の意見

欧州データ保護監督官 (European Data Protection Supervisor: EDPS) は、欧州連合における独立の監督機関であり、その主たる目標を欧州の機関及び組織が個人データを処理した新たな政策作りに取り組む際、プライバシーの権利とデータ保護の権利を遵守するように保証することとしている。また欧州委員会に対する助言を行い、欧州における統合的なデータ保護を進めるために欧州委員会法務消費者総局の第 29 条部会 (WP29) 及び各国のデータ保護機関と協力を行う。規則 (EC) 第 45/2001 号で設置が決められ、2004 年から活動を開始した。監督官は欧州議会によって指名される²⁸。

EDPS は、2012 年 3 月 7 日に「データ保護改革パッケージに関する意見」²⁹を公表している。そこにおいて、データ・ポータビリティについて以下のように述べた³⁰。

「150 第 18 条は、データ主体が電子的なフォーマットで処理されるその個人データのコピーを取得し、ある電子サービス提供者から別の提供者にそれを移転 (transmit) できるようにする新しい権利をもたらす。EDPS によれば、データ主体がこの規定の下にそのデータのコピーを取得する権利と、アクセス権の行使の下に『加工される個人データの通知 (communication)』を得る権利との関係が、さらに明確にされるべきである。

151 また、第 18 条 (2) の文言は、データ・ポータビリティの権利の範囲を、同意あるいは契約に基づきデータ主体によって提供された個人データに限定されているように思える。これは、その権利が他の理由で収集されたデータにも拡張されるべきかどうかという問題をもたらす。

152 権利の内容に関して、データ・ポータビリティの権利が削除権とどのように関係するのか、またいったん権利が行使されたならば、データが管理者によって削除されるべきなのかどうか、現在の文言からは明らかになっていない。第 18 条 (1) における用語「コピー」の利用は、その後も意味するように思える。しかし、データ管理者は、データが処理される目的のために必要なくなったときには、データの一部を処理し続けるための有効な法的根拠を持つ場合—たとえば、租税目的のような法的義務に従う場合—を除き、常に、データを削除する義務に従う (規則案第 5 条 e)。EDPS は、データ・ポータビリティの権利行使が、第 5 条 e に従い必要なくなった場合にデータを削除する義務に反しないように、第 18 条の中で明確化されるべきであると提言する」。

²⁸ <https://secure.edps.europa.eu/EDPSWEB/edps/cache/offonce/EDPS/Membersmission>

²⁹ EDPS (2012), Opinion of 7 March on the data protection reform package

³⁰ 同上 p.25

また 2015 年 10 月 9 日付けの EPDS の意見³¹では、脚注 34 において、

「第 18 条。我々はデータ・ポータビリティを有効なものとするために、データ主体が提供するデータを利用した処理作業にだけでなく、もっと広い適用範囲を持つようにしなければならない」。

との提言を行っている。

c. 第 29 条部会 (WP29) の意見と仏 CNIL

欧州委員会法務消費者総局の第 29 条部会 (Article 29 Working Party) は、2012 年に「Opinion 1/2012 on the Data Protection Reform Proposals」(3 月 23 日付け)及び「Opinion 2/2012 Providing Further Input on the Data Protection Reform Discussions」(10 月 5 日付け)と題する二つの文書において、規則案についての意見を述べている。しかし、第 29 条部会はデータ・ポータビリティについては、言及していない。

なお、フランスのデータ保護機関 CNIL (情報処理と自由に関する国民会議: Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés) の長は、欧州委員会法務消費者総局の第 29 条部会の長を兼ねている。このこともあってか、CNIL としてのデータ保護改革に関しては意見を出さず、第 29 条部会と意見を同じくするとしている³²。

d. ドイツ BfDI の意見

ドイツのデータ保護機関 BfDI (データ保護と情報の自由に関する連邦監督官: Die Bundesbeauftragte für den Datenschutz und die Informationsfreiheit) は、2012 年 6 月 11 日、規則案に対する意見を発表している³³。

「第 18 条について

連邦と州のデータ保護監督官 (Konferenz) は、第 18 条 (1) のデータ・ポータビリティの権利導入を支持する。しかしこの権利は、管理者が一般的に使用されるフォーマットでデータを処理するかどうかによって左右されるべきでない。「一般的に」(gängig) という用語は、データ移転の一般的義務を導入するためには削除されるべきである。第 18 条 (1) が公共部門も対象としているのかも明確にする必要がある。

第 18 条 (2) で使用されている「提供する」(Zur-Verfügung-Stellens) と「回収する」(Entziehens) の用語は、その文言がなければ十分に執行できないのであれば、規則において (明確にあるいは補って) 定義されるべきである。」

なお、「gängig」というドイツ語は、「一般的に」という意味である。英語版 (commonly) では、「共通に」とも訳すことができるが、ドイツ語版を読むことにより、「共通に」という訳語よりも「一般的に」のほうが適切であることが確認できる。

³¹ EPDS (2015), Opinion of 9 October 2015 with Addendum - Europe's big opportunity, EDPS recommendations on the EU's options for data protection reform, p.13

³² CNIL (2012), Le G29 adopte un avis sur le projet de règlement européen réformant le cadre général sur la protection des données, 18 avril 2012, <http://www.cnil.fr/linstitution/actualite/article/article/le-g29-adopte-un-avis-sur-le-projet-de-reglement-europeen-reformant-le-cadre-general-sur-la-pro/>

³³ Stellungnahme der Konferenz der Datenschutzbeauftragten des Bundes und der Länder zur Datenschutz-Grundverordnung vom 11.06.2012 s.12

e. 英国司法省の意見

英国司法省(UK Ministry of Justice)は、2012年6月28日に、同年2月から募集したEUデータ保護規則に関する公開意見のまとめを発表している³⁴。

「提案された規則の第18条は、データ主体に対して、データ・ポータビリティの権利と体系化された一般的に使用される電子的フォーマットで自分のデータを得る権利を与えている。この規定の賛否は大きく分かれた。ビジネス分野はこの条文には反対し、他方、権利グループ及び回答を寄せた一般個人は歓迎した。

後者の回答者は、データ・ポータビリティの権利がデータ保護の権利を前進させるものだと考えている。彼らは、第18条が個人データを所有する権限を十分たちに与えるものだと考えている。同様に、消費者グループも、この条文がサービス提供者の競争を刺激し、ベターな料金とベターなサービスをもたらすことに繋がると考えている。

権利グループは、第18条の実施のためのプラットフォームとして英国政府のMidata Initiativeが役立つと指摘している。Midataのもとで、消費者は、ポータブルな電子的フォーマットの個人データへアクセスできるようにすればよいと考えている。

個人が自分自身のために自分のデータを管理するこの新しい能力は、大きな個人的、社会的、市民的そして経済的な便益をもたらす可能性を持つ。その権利を支えることにより、個々人に代わってベターな決定を行い、生活をベターに管理するために、そのデータを集め、分析し、蓄積し、処理し、利用し、共有する作業を行う幅広い新情報サービスが発生するかもしれない。こうした新サービスは個々人自身の権利に関する潜在的な経済成長の源になり、またこれまでのデータ管理者と効率的にデータをシェアすることができるようになるだろう。

データ保護専門官の回答

しかし、ビジネス界からの一般的な意見は、第18条がデータ保護の基本から規則自体を大きくそれ、消費者保護の領域に踏み込んでいるということである。ビジネス界の回答者は、この規定が(遵守のために)資源を枯渇させ、費用のかかるものとなり、特に、中小規模の企業は、再利用のために合意された形式で個人データを利用できるようにしたいというデータ主体の要求に応えきれないかもしれない。ビジネス界は、第18条がデータ管理者に対して**商業的秘密**と**知的所有権**を保護する規定を与えていないことについて、特に、懸念している。また、データ・ポータビリティに関する単一の電子的フォーマットが要求されるならば、ビジネスは既存の技術やサービスの諸側面を変更しなければならないかもしれず、それは結果として機能性、多様性、ユーザー経験を悪化させることになると考えている。

ビジネス界は、定量的なインパクトの観点から、第18条が実施されるならば、財政的な負担はそれが意図した便益をはるかに上回ると述べている。彼らは、同規定遵守のために10万ポンド～500万ポンドの費用が必要になると推計している。ビジネス界は、それら費用が必然的に消費者に転嫁され、サービスの価格が上昇することになると考えている」。

³⁴ UK Ministry of Justice(2012), Summary Responses to the UK Ministry of Justice Call for Evidence, June 28, 2012, pp.19-20

f. 産業界・団体の意見

ここでの意見を探る場合に、賛成の意見は総じて詳細な議論は少なくなり、他方、規則案に反対の意見のほうが詳細になるというのが一般的な現象であることから、以下では、反対意見が多いものの、それが必ずしも議論の帰趨を決めるものでないことに注意しなければならない。欧州議会における2014年3月の投票では、賛成が90%以上を占めていたことを思い出すべきである。しかし、反対意見は、場合によって、法案の不備を理解させてくれる点で、むしろ賛成意見よりも役立つことがある³⁵。

<欧州ソーシャル・ネットワーク・グループ>

データ・ポータビリティの例示では、ソーシャル・ネットワークあるいはソーシャル・メディアの乗り換えがしばしば上げられた。その意味で、ソーシャル・ネットワーク側の意見は傾聴に値する。

欧州ソーシャル・ネットワーク・グループ(European Social Networks Group)は、加盟メンバーのユーザー全体で1億6000万ユーザーを抱えるソーシャル・ネットワークのインタレスト・グループである。このグループは、2012年4月に、規則案に対する意見を発表している³⁶。

『データ・ポータビリティの権利』に関する第18条は、データ主体が処理のために提供したデータのコピーを要求でき、そのデータが管理者によって無駄にされず、データ主体が別のサービスへ乗り換え、その管理者によってそのデータが処理されるのを妨げないことを保証するポジティブな規定であるように見える。

しかし、規則案の第18条に基づくならば、我々は、それが『データ・ポータビリティ』についての明確な定義がないために、それについて実際に意味されることが何かの理解で解釈上の混乱を招くのではないかと心配する。

規則案の用語に基づくならば、我々は、データ・ポータビリティは、データ主体がデータ管理者に提供したデータへのアクセスを認められる条件を述べていると解釈する。

そうであるならば、第18条の対象となるデータ管理者の全てが、理解できまた役立つ形のフォーマットでデータ主体に対してその個人データを提供する責任をもつことになり、またデータ主体は、他のデータ管理者による処理のためにそれを共有しあるいは提供することの決定を含め、そのデータのどのように取り扱うかについての完全な裁量性をもつことになる。

しかし、規則案第18条について、我々は以下の点を明確にする必要があると考える。

- 状況によっては、管理者は、データ主体の個人データを他の管理者—特に、競合する管理者あるいはサービス提供者—に提供するように求められるべきでない。
- 同じ意味から、管理者は別の管理者に対しデータ主体のデータの直接的な転送(あるいはポーティング)を可能とするための技術開発に出費するように求められるべきでない。
- データ管理者とデータ主体の間の排他的(exclusive)関係は、排他的のままとされるべきで

³⁵ ここで参照する各組織は、EU Data Protection Regulation Tracker のリストを参考にしている。
https://www.huntonregulationtracker.com/european_union_responses/

³⁶ European Social Networks (2012), Position Paper Regarding the Proposed EU Data Protection Regulation, pp.4-6

ある。規則案における非排他性の要件は、管理者が他の管理者による将来的な処理に対してデータ主体のデータを役立たないように共通的でなくあるいは過度に互換性のないフォーマット利用を禁じるようにして、データ管理者がデータ主体に個人データを提供しなければならないとした条件でのみ、定義されるべきである。それ以上の要件あるいは義務は、第三者とデータを共有するか転送する管理者に課されるべきではない。

我々は、この点に関して例外をもうけることは公正な市場の競争を破壊し、特に、オンラインのソーシャル・ネットワークの市場そしてユーザー・データを取り扱い、移動させまた管理するためのツール及びサービスを提供に基づく活動を行う類似のデータ管理者を破壊することになると考える。「data porting」(注:データの停泊)と呼ぶことができるかもしれないが、データ管理者に対してユーザーの情報を他の類似の管理者に無料でまた直接的に移転させるように強制することは、市場における競争の基礎を損ない、データ管理者の提供する技術なシステム、デザイン、サービスにおける技術上のそして戦略上の相違及び非互換化を無視するものである。

上述した指摘がデータ・ポータビリティを規定する欧州委員会の意図に沿うものであるならば、我々は、データ・ポータビリティが一つの条件として、データ主体のアクセス権に関する第15条の新しい項にして含められるべきだと提案する。

欧州委員会が異なった意味で「データ・ポータビリティ」を解釈しているならば、我々は、データ・ポータビリティに関するデータ主体とデータ管理者の責任に関する明確な説明を、対応した定義と前文を設けて、第18条を規定すべきであると、欧州委員会に対して強く勧める。その検討では、上記の指摘及び関係者の意見を考慮すべきである。

我々は、現在の規則案における用語の様々なそして変化する解釈が、必然的に、実用においてまた法的意味合いにおいて混乱を引き起こすと考えている」。

<在欧米国商工会議所>

欧州連合における米国商工会議所(American Chamber of Commerce to EU:AmCham EU)(ブリュッセル)も2012年7月11日に、「AmCham EU Position on the General Data Protection Regulation」³⁷と題して意見を発表している。

「データ・ポータビリティ

我々は、効率的で費用効果的な方法でユーザーのデータを回収できることを含め、自分のデータを意味のある形で(meaningfully)コントロールするユーザーの権利を支持する。しかし、データ・ポータビリティのルールは、技術的現実を考慮しなければならない。個人データを利用するサービスはデータのタイプについて、そしてデータが他のサービスに統合される方法について非常に多様である。クラウド・コンピューティングはこうした複雑性を増大させ、異なったデータ・ソースが組み合わせられ、イノベーティブな目的のために処理される。こうした競争上の多様性は、クラウド・コンピューティング、特に、ビジネス空間では、重要になっている。

³⁷ American Chamber of Commerce to EU(2012), AmCham EU Position on the General Data Protection Regulation, pp.11-12

ユーザーが法的にそのデータを管理できると予想したとしても、コメントやグループ写真のような情報を転送しあるいは接続することは、例えば、ある電話番号に転送するよりも遥かに複雑である。データの転送のフォーマットを標準化すること―規則案ではその権限を欧州委員会に与えている―は、こうした複雑性を解決することにならないし、むしろ現実的には、イノベーションを妨げるかもしれない。こうしたことから、我々は以下を勧める。

- **委任行為を通じた標準化への文言は、削除されるべきである。**
さらに、データ・ポータビリティの権利は、データがサービス間で「同様に」(as is)必ずしも使用できないこと、またデータ管理者あるいはデータ処理者は転送とソリューションの技術的要件に合わせて、データの転送フォーマットを選択してよいと明白に認めるべきである。
- **権利はユーザーが自分で投函した(post)データに限定されるべきである。**
サービス提供の際に管理者によって生み出された技術データは、データ・ポータビリティの権利に服すべきではない。

<欧州消費者連合>

消費者団体である欧州消費者連合(Bureau Européen des Unions Consommateurs:BEUC)は、2012年7月27日、規則案に対する意見を発表した³⁸。

「BEUCは、規則案に新しいデータ・ポータビリティの権利が導入されたことを大いに歓迎する。オンライン環境では、消費者は膨大な情報量を蓄積する(例えば、ソーシャル・ネットワーク、eメール・サービスなど)。目下、消費者はオンライン・サービスとプラットフォームに過剰なまでに「ロックイン」され、他の(競合する)プラットフォームにそのデータを移転させる可能性を持たない。既存の条件とサービスは、この点で大いに公平性を欠くように思える。しばしばサービス提供者はそのサービスに蓄積されたデータの所有を主張している。

こうした状況は、自分のデータをコントロールし、そのデータ処理に異議を唱える消費者の権利にできていない。またその状況はサービス提供者間の競争、そして乗り換え(switching)を妨げている。データ・ポータビリティの権利は、消費者が自分のデータをコントロールし、そのデータを他のサービスへ移転できるようにその所有を確保させる。

データ・ポータビリティの権利と削除権の関係は、もっと明確にすべきである。またデータ・ポータビリティの権利は、もとのサービス提供者によるデータの削除を意味するように明確にされるべきである(第18条(1)の「コピー」という文言は、もとのサービス提供者がデータをなお保持し、コピーを提供すれば良いとする意味のようにとれる)。いずれにせよ、データ管理者は、それが処理する目的に必要ななくなったときには、常に、データを削除しなければならない。

しかし、データ・ポータビリティの権利の効果的な実施には、相互運用的で互換性のある標準を開発する必要がある」。

³⁸ Bureau Européen des Unions Consommateurs (2012), Position Paper on Data Protection Proposal for a Regulation, July 27, 2012 pp.20-21

<保険団体:インシュアランス・ヨーロッパ>

保険団体であるインシュアランス・ヨーロッパも 2012 年 9 月 3 日に意見を発表している³⁹。

「インシュアランス・ヨーロッパは、データ・ポータビリティの権利が規則案の範囲から大きく逸脱していると考え。それは、あるソーシャル・ネットワークから他のそれへのデータ移転を容易にするように見えるだけである。我々は、提供者を変えることができることが消費者問題ないし競争問題であって、データ保護の問題ではないと考える。

我々は、第 18 条の撤廃を求める、それができなければ、少なくとも、機密情報あるいは知的に保護された情報を適切に保護する規定を含めるべきである。」

<マイクロソフト>

マイクロソフト社は、2012 年 2 月に、規則案に対する意見を発表した⁴⁰。データ・ポータビリティの権利については、以下のように述べている。

「オンライン・サービス、ソーシャル・ネットワークの利用増大、それにあらゆる種類の個人データを蓄積するクラウド技術により、ユーザーはサービス利用を止める際に、そのデータを取り戻すことができるようになることが徐々に重要になってきている。規則案は、個人がそのデータを『停泊』(port)できるように提案することで、これを保証しようとしている。しかし規則案はそのことを超えて、他のサービスに直接移転できるような方法でそのデータをユーザーに戻すように求めている。また同案は、データが変換されるべきフォーマットとなる技術的標準を課す権限を欧州委員会に与えている。

マイクロソフトは、個人がそのデータについてもっとコントロールできるようにすることを全面的に (absolutely) 支持する。データのモビリティ増大はユーザーにとってだけでなく、ビジネスそしてエコシステム全体にとっても良いことである。しかし規則案は、データを出港できるようにすることが、そのデータが他のサービスでも『同様に』(as is) 使用できることを必ずしも意味していないという技術的現実を認識すべきである。企業は、その技術、サービスそして関係する機能に依拠して、データの出港を可能にする広範囲のメカニズムを利用している。その中には、業界標準のフォーマット、データの入出機能、そして他社がデータに直接接続できるようにする API がある。しかし、新しいメカニズムが日々発明されている。その結果、あるサービスから他のサービスへのデータ移転が上手くいくと単純に前提できないのである。そしてデータ移転に単一のフォーマットを使うように義務付けることは、技術提供者に対して製品・サービスの他の側面を変更するように求めることとなり、結果として、機能、多様性そして全体的なユーザー経験を悪化させるかもしれない。

我々は、ユーザーがもともと持っていたデータの移転を認めるものの、ユーザーに変化するそのデータのフォーマット及び技術的詳細については、多様な技術的商業的要素 – 利用の容易さと特定フォーマット及び方法の普及も含む – を踏まえ、業界が決定できるようにするソリューションを提案する。」

³⁹ Insurance Europe (2012), Position Paper on the European Commission's Proposed General Data Protection Regulation

⁴⁰ Microsoft (2012), The EU's Proposed Data Protection Regulation: Microsoft's Position, pp.4-5

< eBay >

eBay も意見を出しているが、これは英国下院法務委員会に提出したものである⁴¹。英国下院法務委員会は欧州委員会の一般データ保護規則案について 2012 年夏に取り上げて議論している。

「20. 我々は、法律遵守の理由からデータ管理者が保持していなければならないデータがポータビリティの範囲から除外されるべきであると考え。第 18 条は、そうしたデータを他のサービスへ移転することを要求する権利について制限したセーフガードを予定していない。第 18 条(2)は、個人データが最初のデータ管理者から回収 (withdraw) されなければならないと明白に述べている。我々は、第 18 条には、忘れられる権利で言及された例外のリスト同様に、データ・ポータビリティの権利の適用を制限する文言が含まれるべきであると考え。それには、加盟国と EU の法律に従って (データ管理者に) 保持されるべきデータも含められる。

21. 我々のユーザーの個人データには、他のデータ主体に関するデータも含まれることがあり (例えば、eBay へのフィードバック・コメントあるいは PayPal での取引履歴)、それは法律で保護されているかもしれない (銀行に関する秘密) し、センシティブな情報かもしれない。こうしたデータの移転は、第三者であるデータ主体のプライバシーを大きくリスクに曝すかもしれない。

22. 前文 55 で使用した事例が示すように、第 18 条は、データ・ポータビリティの権利を設けて、プラットフォームに蓄積されたユーザー作成のコンテンツが『ロックイン』されないようにすることを意味している。しかし規則案は、— Human Resources systems あるいは Customer Relationship Management systems のようなノン・プラットフォーム・システムを含め、どんな処理でもどんな個人データにでも適用するようになっている。そうしたノン・プラットフォーム・システムは、プラットフォームがユーザーであふれる場合に、データ管理者の目的にだけ役立つように作られている。これらの携帯可能な情報は、データ管理者にとって大きな商業的価値を持つだろう。もしこれらが標準的に移転できるようになるならば、サービス提供者が重要な競争上の優位性を失うことになるため、非常に大きな競争上の問題—さらにそれは経済全体にマイナスの効果となるかもしれない—を提起することになるだろう。

23. 我々の提案するソリューションは、データ主体自らアップロードしたユーザー作成のデータと、サービス提供者とのやりとりの結果として生じたデータとを区別することである。我々は、英国政府が、修正と規則からデータ・ポータビリティの権利を除外するというこの間でデータ・ポータビリティの問題を提起し、データ保護以外の分野に与える影響を適切に評価するように求める」。

⁴¹ House of Commons Justice Committee (2012), The Committee's opinion the European Union Data Protection framework proposals: Third Report of Session 2012-13, Volume II, Additional written evidence. published on 1 Nov. 2012, pp.85-86. なおこの法務委員会における参考人意見のリストをみると、金融業界からの意見が数の上で多く、シティの意見が反映しやすい状況ではなかったかと思われる (筆者)。

(3) データ・ポータビリティの権利の修正

では、上記のような指摘を背景に、欧州議会及び欧州理事会は、欧州委員会が提示した 2012 年規則案をどのように修正して行っただろうか。まず規則案に関する議論プロセスをまとめておこう。

年月日	事項
2012 年 1 月 25 日	欧州委員会、一般データ保護規則案を発表
2012 年 2 月 27 日	欧州議会域内市場・消費者保護委員会 (以下、LIBE)、規則案の審議開始
2012 年 5 月 29 日	LIBE、EDPS 及び第 29 条部会を含む関係者との Workshop 開催
2012 年 6 月 19 日～20 日	LIBE、ワーキング・ドキュメントの作成
2012 年 7 月 9 日～10 日	LIBE、ワーキング・ドキュメントのプレゼンテーション 1
2012 年 9 月	LIBE、意見交換
2012 年 10 月	LIBE、ワーキング・ドキュメントのプレゼンテーション 2
2012 年 10 月～11 月	公聴会開催
2012 年 12 月 7 日	欧州理事会法務域内問題部会 (JHA)、立法審議
2013 年 1 月 10 日	報告者 (rapporteur) による修正案提示
2013 年 1 月 21 日	報告者による修正案について第二次意見交換
2013 年 2 月 27 日	規則案に対する修正期限
2013 年 3 月	助言委員会 (advisory committee) の意見
2013 年 3 月 8 日	欧州理事会法務域内問題部会 (JHA)、立法審議
2013 年 4 月 24 日	LIBE、修正案に関する公聴会開催
2013 年 5 月 6 日	LIBE、修正案に関する公聴会開催
2013 年 6 月 6 日	加盟国法務大臣会議
2013 年 7 月 3 日～4 日	欧州理事会 JHA、情報交換とデータ保護 (DAPIX) ワーキング・グループのヒアリング (DAPIX は欧州理事会を補佐する準備部会)
2013 年 7 月 9 日	LIBE、公聴会開催
2013 年 7 月 22 日～23 日	欧州理事会 JHA、情報交換とデータ保護 (DAPIX) ワーキング・グループのヒアリング
2013 年秋	欧州議会と欧州理事会の非公式交渉
2013 年 10 月 21 日	LIBE、修正案採択
2013 年 12 月 5 日～6 日	加盟国法務大臣会議
2014 年 3 月 12 日	欧州議会における正式採択
2015 年 6 月 15 日	欧州理事会、一般データ保護規則に関する全般的アプローチで合意
2015 年 6 月 24 日	三者対話 (Trilogue) 開始
2015 年 12 月 15 日	三者 (欧州理事会、欧州議会、欧州委員会) の合意成立
2015 年 12 月 18 日	常任代表者委員会 (Permanent Representatives Committee: Coreper)、合意案を確認
2016 年 2 月 12 日	欧州理事会、合意案を承認

a. LIBE における修正

欧州議会では、2013年2月27日が修正案提出の期限となっていた。それまでに出された規則案に対する修正は、3月6日付けで、欧州議会域内市場・消費者保護委員会 (LIBE) においてまとめられている。

以下では、第18条データ・ポータビリティの権利に関する規則案に対する修正を全てみることにする⁴²。(下表では、修正番号、提出議員名、そして左欄を規則案、右欄を修正案とし、削除以外の場合、両方の条文を表示。左欄下線は修正により削除される部分、右欄の修正部分は太字)

Amendment 1490: Dimitrios Droutsas (ギリシャ)	
(規則案)	削除
Amendment 1491: Jacek Protasiewicz (ポーランド)、Rafał Trzaskowski (ポーランド)、Arkadiusz Tomasz Bratkowski (ポーランド)	
(規則案)	削除
Amendment 1492: Axel Voss (ドイツ)、Véronique Mathieu Houillon (フランス)、Hubert Pirker (オーストリア)、Seán Kelly (アイルランド)、Wim van de Camp (オランダ)、Renate Sommer (ドイツ)、Monika Hohlmeier, (ドイツ)、Anna Maria Corazza Bildt (スウェーデン)	
(規則案)	削除
Amendment 1493: Alexander Alvaro (ドイツ)	
(タイトル) データ・ポータビリティの権利	データの取得権 (Right to obtain data) (理由: 「データ・ポータビリティの権利」は、この規則により規定されない権利である。タイトルとパラグラフを修正することによって、本条を前文 55 に対応させるべきである)
Amendment 1494: Adina-Ioana Vălean (ルーマニア)、Jens Rohde (デンマーク)	
(タイトル) データ・ポータビリティの権利	データの取得権 (Right to obtain data)
Amendment 1495: Dimitrios Droutsas (ギリシャ)	
(規則案第1項)	削除
Amendment 1496: Louis Michel (ベルギー)	
(規則案第1項)	削除
Amendment 1497: Alexander Alvaro (ドイツ)	
(規則案第1項) データ主体は、電子的手段によってまた体系化され一般的に使用されるフォーマットで個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化され、データ主体がそ	データ主体が個人データを提供し、個人データが電子的手段によって処理された場合 、データ主体は、電子的手段によってまた体系化され一般的に使用され、データ主体によって

⁴² LIBE Committee amendments for the LIBE rapporteur's first draft report: Amendments (4) 1189 - 1492 March 6, 2013, and LIBE Committee amendments for the LIBE rapporteur's first draft report: Amendments (5) 1493 - 1828 March 6, 2013

<p>の後も利用できるフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>	<p>の後も利用できるフォーマットで、個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化されたフォーマットで、提供した個人データのコピーを、その個人データの回収を管理者に妨げられることなく、管理者から取得する権利を持つ。</p> <p>(理由:管理者に提供したデータを取得できると分かり易くするため)。</p>
<p>Amendment 1498: Sari Essayah (フィンランド)</p>	
<p>(規則案第1項)</p> <p>データ主体は、電子的手段によってまた体系化され一般的に使用されるフォーマットで個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化され、データ主体がその後も利用できるフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>	<p>データ主体は、データ管理者による異例な努力 (disproportionate effort)を必要としない場合、電子的手段によってまた体系化され一般的に使用されるフォーマットで個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化されたフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p> <p>(理由:規則案条文はデータ主体に誤った期待をもたせる。公共部門における個人データの大部分は、電子的に体系化され一般的に使用されるフォーマットによるものではない。例えば、自治体のような公共機関は、大きなデータベースとアーカイブを持っているかもしれない。もし市民がその機関の持つ個人データの全てを要求するならば、その機関には異例な努力を求めることになるだろう)。</p>
<p>Amendment 1499: Nils Torvalds (フィンランド)</p>	
<p>(規則案第1項)</p> <p>データ主体は、電子的手段によってまた体系化され一般的に使用されるフォーマットで個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化され、<u>データ主体がその後も利用できるフォーマットで、処理されたデータの</u>コピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>	<p>データ主体は、電子的手段によってまた体系化され一般的に使用されるフォーマットで個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化されたフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>
<p>Amendment 1500: Agustín Díaz de Mera García Consuegra (スペイン)、Teresa Jiménez-Becerril Barrio (スペイン)</p>	
<p>(規則案第1項)</p> <p>データ主体は、電子的手段によってまた体系化され<u>一般的に使用される</u>フォーマットで個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化され、データ主体がその後も利用できるフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>	<p>データ主体は、電子的手段によってまた体系化されたフォーマットで個人データが処理される場合、一般的に使用されデータ主体がその後も利用できる電子的で体系化されたフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>

	<p>データ主体によって要求されるフォーマットが処理されたフォーマットと異なる場合、管理者は、市場価格で提供されるサービスの価格を超えない水準で、データの変換に対して料金を課すことができる。</p> <p>(理由:我々は、この権利を執行する時に最も重要な側面が、移転のために管理者が求められる時のフォーマットであると考え。データ処理に使用されるフォーマットが必ずしも一般的に使用されるフォーマットでないことに留意しまたそれを前提にすれば、要求されたフォーマットへデータを変換するのに料金を認めるのが妥当であると思える)。</p>
<p>Amendment 1501: Françoise Castex (フランス)、Sylvie Guillaume (フランス)</p>	
<p>(規則案第1項)</p> <p>データ主体は、電子的手段によって<u>また体系化され一般的に使用されるフォーマット</u>で個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化され、データ主体がその後も利用できるフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>	<p>データ主体は、電子的手段によって個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で<u>相互運用的な</u>体系化された、データ主体がその後も利用できるフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>
<p>Amendment 1502: Josef Weidenholzer (オーストリア)、Birgit Sippel (ドイツ)</p>	
<p>(規則案第1項)</p> <p>データ主体は、電子的手段によって<u>また体系化され一般的に使用されるフォーマット</u>で個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化され、データ主体がその後も利用できるフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>	<p>データ主体は、電子的手段によって個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化され、データ主体がその後も利用できるフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p> <p>(理由:通常と異なるフォーマットを利用しているからといって、データ主体の権利を拒否することはできない)。</p>
<p>Amendment 1503: Sonia Alfano (イタリア)、Gianni Vattimo (イタリア)</p>	
<p>(規則案第1項)</p> <p>データ主体は、電子的手段によって<u>また体系化され一般的に使用されるフォーマット</u>で個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化され、データ主体がその後も利用できるフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>	<p>データ主体は、電子的手段によって個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で<u>相互運用的な</u>体系化された、データ主体がその後も利用できるフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>
<p>Amendment 1504: Timothy Kirkhope (英国)、</p>	
<p>(規則案第1項)</p> <p>データ主体は、電子的手段によって<u>また体系化され一般的に使用されるフォーマット</u>で個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化され、データ主体がそ</p>	<p>データ主体は、電子的手段によって<u>また体系化され一般的に使用されるフォーマット</u>で個人データが処理される場合、知的財産権あるいはデータ管理者の合法的な私的な商業</p>

<p>の後も利用できるフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>	<p>行為を侵害しない限り、一般的に使用される電子的で体系化され、データ主体がその後も利用できるフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>
<p>Amendment 1505: Adina-Ioana Vălean (ルーマニア)、Jens Rohde (デンマーク)</p>	
<p>(規則案第1項) データ主体は、電子的手段によってまた体系化され一般的に使用されるフォーマットで個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化され、データ主体がその後も利用できるフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>	<p>データ主体が個人データを提供した場合またその個人データが電子的手段に依って処理される場合、データ主体は、その個人データの回収をデータ管理者に妨げられることなく、一般的に使用される電子的で体系化され、データ主体がその後も利用できるフォーマットで、提供した個人データのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>
<p>Amendment 1506: Alexander Alvaro (ドイツ)</p>	
<p>(規則案第2項)</p>	<p>削除 (理由: 処理の特別な根拠にかかわらず、データ取得の権利は適用されなければならない)</p>
<p>Amendment 1507: Adina-Ioana Vălean (ルーマニア)、Jens Rohde (デンマーク)</p>	
<p>(規則案第2項)</p>	<p>削除</p>
<p>Amendment 1508: Dimitrios Droutsas (ギリシャ)</p>	
<p>(規則案第2項)</p>	<p>削除</p>
<p>Amendment 1509: Louis Michel (ベルギー)</p>	
<p>(規則案第2項)</p>	<p>削除</p>
<p>Amendment 1510: Agustín Díaz de Mera García Consuegra (スペイン)、Teresa Jiménez-Becerril Barrio (スペイン)</p>	
<p>(規則案第2項) データ主体が個人データを提供し、その処理が同意または契約に基づく場合、データ主体は、データ主体が提供し自動化された処理システムに蓄積されるその個人データおよび他の情報を、個人データの回収について管理者に妨げられることなく、一般的に使用される電子的なフォーマットにより、別の自動処理システムに移転する権利を持つ。</p>	<p>データ主体が個人データを提供し、その処理が同意または契約に基づく場合、データ主体は、データ主体が提供し自動化された処理システムに蓄積されるその個人データおよび他の情報を、個人データの回収について管理者に妨げられることなく、一般的に使用される電子的なフォーマットにより、別の自動処理システムに移転する権利を持つ。 個人データの回収を受けるデータ管理者は、その継続的な処理が他の有効な法的規定に従うものでない場合、そのデータを削除するものとする。欧州連合及び加盟国の法律は、追求される目的に対して比例的な公共の利益の目標に基に、また個人データ保護の権利の真髄 (essence) を尊重して、データ蓄積の法的義務がある場合、そのケースを規制することができる。</p>

	<p>(理由:この権利とデータ削除の関係について言及しておく必要がある。原則的に、データのコピーを取得することに関連したポータビリティは、必ずしも削除を伴うわけではない。それにもかかわらず、削除の問題は、厳密な意味において、ポータビリティに関連して、すなわち、ある管理者から別の管理者への転送に関連して生じるかもしれない。したがって、データを蓄積しておく必要があるケースについてのセーフガードを設けておくべきである)。</p>
<p>Amendment 1511: Sonia Alfano (イタリア)、Gianni Vattimo (イタリア)</p>	
<p>(規則案第 2 項)</p> <p>データ主体が個人データを提供し、<u>その処理が同意または契約に基づく場合</u>、データ主体は、データ主体が提供し自動化された処理システムに蓄積されるその個人データおよび他の情報を、個人データの回収について管理者に妨げられることなく、一般的に使用される電子的なフォーマットにより、別の自動処理システムに移転する権利を持つ。</p>	<p>データ主体が個人データを提供した場合、データ主体は、データ主体が提供し自動化された処理システムに蓄積されるその個人データおよび他の情報を、個人データの回収について管理者に妨げられることなく、一般的に使用される電子的なフォーマットにより、別の自動処理システムに移転する権利を持つ。</p>
<p>Amendment 1512: Michèle Striffler (フランス)</p>	
<p>(規則案第 2 項)</p> <p>データ主体が個人データを提供し、その処理が同意または契約に基づく場合、データ主体は、<u>データ主体が提供し</u>自動化された処理システムに蓄積されるその個人データおよび<u>他の情報</u>を、個人データの回収について管理者に妨げられることなく、一般的に使用される電子的なフォーマットにより、別の自動処理システムに移転する権利を持つ。</p>	<p>データ主体が個人データを提供し、その処理が同意または契約に基づく場合、データ主体は、自動化された処理システムに蓄積されているその個人データを、個人データの回収について管理者に妨げられることなく、ハードコピーの形で提供されているビジネス上の機密に害を与えるデータを例外として、一般的に使用される電子的なフォーマットにより、別の自動処理システムに移転する権利を持つ。</p>
<p>Amendment 1513: Claude Moraes (英国)、Glenis Willmott (英国)</p>	
<p>(規則案第 2 項)</p>	<p>(第 2a 項の追加) 第 2a 項</p> <p>第 1 項及び第 2 項が健康に関するデータあるいは歴史、統計あるいは科学の目的のために処理されるデータに関わり、第 81 条及び第 83 条に定める条件とセーフガードに従っている場合、データ管理人は、公式の証明の形式を含めデータの有効性を保証する権利を留保することができる。</p> <p>(理由:センシティブなデータが健康あるいは研究目的のために処理され、そのデータが管理者から別の自動化された処理システムに転送される場合、そのセンシティブなデータの有効性を保証するのは、データ主体の利益に適ってい</p>

	る。eSignatureあるいはeIDによるデジタル証明を導入することは、そのプロセスをよりセキュアにするのに役立ち、Digital Agenda for Europeのもとに現在進められている行動を補完することになる。
Amendment 1514: Cornelia Ernst (ドイツ)、Marie-Christine Vergiat (フランス)	
(規則案第2項)	(第2a項の追加) 第2a項 加盟国は、データ・ポータビリティの権利行使のため、無料で利用できるユーザー・フレンドリーなフォーマットを推進し利用する。
Amendment 1515: Sylvie Guillaume (フランス)、Françoise Castex (フランス)	
(規則案第2項)	(第2a項の追加) 第2a項 データ・ポータビリティの権利を行使する場合、データ主体は、第17条の規定に従って、データを削除したいということ、データを回収する管理人に通知しなければならない。
Amendment 1516: Monika Hohlmeier (ドイツ)	
(規則案第3項)	削除
Amendment 1517: Timothy Kirkhope (英国)	
(規則案第3項)	削除
Amendment 1518: Dimitrios Droutsas (ギリシャ)	
(規則案第3項)	削除
Amendment 1519: Louis Michel (ベルギー)	
(規則案第3項)	削除
Amendment 1520: Alexander Alvaro (ドイツ)	
(規則案第3項) 欧州委員会は、第1項に規定する電子的なフォーマット、および第2項のための個人データ移転のための技術標準、様式および手続きについて、 <u>特定することができる。それに関する施行法は、第87条(2)に規定する調査手続きに従って、採択されるものとする。</u>	欧州委員会は、第1項に規定する電子的なフォーマット、および第2項のための個人データ移転のための技術標準、様式および手続きについて <u>特定するために、第86条に従う委任された行為を採択する権限を与えられる。</u>
Amendment 1521: Adina-Ioana Vălean (ルーマニア)、Jens Rohde (デンマーク)	
(規則案第3項) <u>欧州委員会は、第1項に規定する電子的なフォーマット、および第2項のための個人データ移転のための技術標準、様式および手続きについて、特定することができる。それに関</u>	第2項による個人データ移転のための電子的フォーマット、関連する機能性と手続きは、最も適切な産業標準を参考に、あるいは業界関係者あるいは標準化機関によって定め

<p>する施行法は、第 87 条(2) に規定する調査手続きに従って、採択されるものとする。</p>	<p>られたものを参考に、管理者によって決定されるものとする。 欧州委員会は、第 2 項による個人データ移転のための技術標準、様式及び手続きのマッピングと採択において、業界、関係者及び標準化機関を奨励し補佐する。</p>
<p>Amendment 1522: Sari Essayah (フィンランド)</p>	
<p>(規則案第 3 項)</p>	<p>(第 3a 項の追加) 第 2 項及び第 3 項は、公共部門には適用されない。</p>

LIBE は、これらの修正案を議論し、2013 年 10 月 21 日に LIBE 案を採択した。その採択案は欧州議会に送られ、欧州議会は 2014 年 3 月 12 日に修正した「一般データ保護規則」を可決した。その後、欧州理事会での検討、欧州議会・欧州理事会・欧州委員会の三者対話(トリローク)を行い、2015 年 12 月 15 日に合意に至り、2016 年 2 月 12 日に政治的に欧州理事会が承認し、最終条文の発表を待つ段階である。

今度は、2012 年 1 月 25 日の欧州委員会規則案、2014 年 3 月 12 日の欧州議会議案、そして 2015 年 12 月 15 日の欧州理事会案を比較してみよう⁴³。

⁴³ EPDS(2015), Opinion of 27 July 2015 - Europe's big opportunity, EDPS recommendations on the EU's options for data protection reform, Annex: Comparative table of GDPR texts with EDPS recommendations; and Interinstitutional File,2012/0011 (COD) 15 December 2015,15039/15 に依拠する。

b. 三つの草案比較

前文 55		
欧州委員会規則案 (2012/1/25)	欧州議会可決案(2014/3/12)	欧州理事会案(2015/12/15)
<p>データ主体は、自己のデータのコントロールとアクセスの権利を強化するため、個人データが電子的手段で、また体系化された一般的に使用される形式で処理される場合、それらに関するデータのコピーも一般的に使用される電子的形式で取得するための権利を持つ。またデータ主体は、自らが提供したそれらのデータを、ソーシャル・ネットワークのようなある自動化されたアプリケーションから他の自動化されたアプリケーションへ送信することが認められるべきである。これは、データ主体が自動化された処理システムにデータを提供する場合、その同意に基づいてあるいは契約履行において適用されるべきである。</p>	<p>データ主体は、自己のデータのコントロールとアクセスの権利を強化するため、個人データが電子的手段で、また体系化された一般的に使用される形式で処理される場合、それらに関するデータのコピーも一般的に使用される電子的形式で取得するための権利を持つ。またデータ主体は、自らが提供したそれらのデータを、ソーシャル・ネットワークのようなある自動化されたアプリケーションから他の自動化されたアプリケーションへ送信することが認められるべきである。データ管理者は、データ・ポータビリティを可能にする相互運用的なフォーマットを発展させるように奨励されるべきである。これは、データ主体が自動化された処理システムにデータを提供する場合、彼あるいは彼女の同意に基づいてあるいは契約履行において適用されるべきである。情報社会サービス提供者は、そのサービスの提供のためにデータの転送を義務付けしてはならない。</p>	<p>データ主体は、自己のデータのコントロールを強化するため、個人データの処理が自動的な手段によって実施される場合、彼あるいは彼女が管理者に提供した自分に関する個人データを、体系化され一般的に使用され、マシンが読み取ることができる相互運用的なフォーマットで、受け取り、それを他の管理者に転送することも認められるべきである。データ管理者は、データ・ポータビリティを可能にする相互運用的なフォーマットを発展させるように奨励されるべきである。この権利は、データ主体がその同意に基づき個人データを提供し、あるいは処理が契約履行のために必要な場合に、適用されるべきである。それは、処理が同意あるいは契約以外の法的理由に基づく場合には適用されるべきでない。この権利は、その真の性質から、公的な義務の遂行に際してデータを処理する管理人に対して行使されるべきでない。したがって、個人データの処理が管理者の関わる法的義務の遵守に必要な場合、あるいは公共の利益においてないしは管理人に付与された公的権限の行使において実施される作業のために必要な場合には、特に適用されるべきでない。自分に関する個人データを転送しあるいは受け取るデータ主体の権利は、技術的に互換性を持つデータ処理システムを採用しあるいは維持する義務を管理者に課すものではない。個人データの組み合わせにおいて、複数のデータ主体が関わる場合、データを受け取る権利は、本規則にしたがって、他のデータ主体の権利を侵害してはならない。またこの権利は、個人データの削除を得るためのデータ主体の権利そして本規則に定める権利の制限を侵害してはならず、特に、データが契約履行に必要な範囲と期間において、契約履行のために同人によって提供されたデータ主体に関する個人データの削除をすべきではない。技術的に可能な場合、データ主体は、そのデータが管理者から管理者へ直接転送されることを得る権利を持つべきである。</p>

前文 59		
欧州委員会規則案(2012/1/25)	欧州議会可決案(2014/3/12)	欧州理事会案(2015/12/15)
<p>特定の原則に基づく制限及び情報・アクセス・訂正・削除に関する権利に基づく制限、あるいはデータ・ポータビリティに関する権利・拒否する権利・プロファイリングに基づく措置並びに個人データ侵害に関するデータ主体への通知に対する制限、管理者に対する関連する制限は、特に自然災害又は人災への対応における生命の保護を含む公共の安全を守り、刑事犯罪の防止・捜査・訴追、規制された専門的職業における倫理違反の防止・捜査・訴追するため、あるいは特に、EU 又は加盟国の重要な経済上又は財政上の利益に関わる EU あるいは加盟国のその他の公共の利益を守り、データ主体の保護あるいは他者の権利及び自由の保護のために、民主主義社会において必要であり比例的である限り、EU 法又は加盟国の法により課すことができる。それらの制限は、欧州連合基本権憲章及び欧州人権条約に従うべきである。</p>	<p>特定の原則に基づく制限及び情報・アクセス・訂正・削除に関する権利に基づく制限、あるいはデータ取得の権利・拒否する権利・プロファイリング並びに個人データ侵害に関するデータ主体への通知に対する制限、管理者に対する関連する制限は、特に自然災害又は人災への対応における生命の保護を含む公共の安全を守り、刑事犯罪の防止・捜査・訴追、規制された専門的職業における倫理違反の防止・捜査・訴追するため、あるいは特に、EU 又は加盟国の重要な経済上又は財政上の利益に関わる EU あるいは加盟国のその他の特別で十分に定義された公共の利益を守り、データ主体の保護あるいは他者の権利及び自由の保護のために、民主主義社会において必要であり比例的である限り、EU 法又は加盟国の法により課すことができる。それらの制限は、欧州連合基本権憲章及び欧州人権条約に従うべきである。</p>	<p>特定の原則に基づく制限及び情報・アクセス・訂正・削除に関する権利に基づく制限、あるいはデータ・ポータビリティの権利・反論権・プロファイリングに基づく決定に関する制限、並びに個人データ侵害に関するデータ主体への通知に対する制限、管理者に対する関連する制限は、以下のために民主的な社会に必要であり比例的である限り、EU 法又は加盟国の法により課すことができる。特に自然災害又は人災への対応における生命の保護を含む公共の安全を守るため、公共の安全の脅威あるいは規制された専門的職業における倫理違反に対する予防と防護を含む刑事犯罪の防止・捜査・訴追のため、特に EU 又は加盟国の重要な経済上又は財政上の利益を守るため、全般的公共的利益の理由から保持される公共登録制度のため、前の全体主義国家体制での政治活動に関する特別な情報を提供するため蓄積された個人データの処理のため、社会的保護、公衆衛生及び人道目的を含むデータ主体の保護あるいは他者の権利と自由のため。それらの制限は、欧州連合基本権憲章及び人間の権利と基本的自由の保護のための欧州協約に定める要件に従うべきである</p>

第 18 条データ・ポータビリティの権利		
欧州委員会規則案 (2012/1/25)	欧州議会可決案 (2014/3/12)	欧州理事会案(2015/12/15)
<p>第 1 項</p> <p>データ主体は、電子的手段によってまた体系化され一般的に使用されるフォーマットで個人データが処理される場合、一般的に使用される電子的で体系化され、データ主体がその後も利用できるフォーマットで、処理されたデータのコピーを、管理者から取得する権利を持つ。</p>	<p>第 18 条全体の削除</p> <p>(第 15 条のタイトルを「データ主体にとってのアクセス権利とデータ取得の権利」として、15 条に合体させた)</p> <p>(2013 年 11 月 22 日付けの LIBE 採択案説明文書において、報告者 Jan Philipp Albrecht は、「デジタル時代において、消費者の役割も果たすデータ主体は、合法的に、一般的に使用される電子フォーマットで個人情報を受け取ると予想することができる。したがって、第 15 条と第 18 条は合体させる」と説明している⁴⁴⁾。</p>	<p>削除</p> <p>第 2 項</p> <p>データ主体は、それがデータ管理者に提供した自分に関する個人データを、体系化され一般的に使用されるマシンが読み取ることのできるフォーマットで受け取る権利を持ち、また以下の場合には、データを提供した管理人の妨げなしに、そのデータを他の管理人に転送する権利を持つ。</p> <p>(a) 処理が、第 6 条(1)(a)、あるいは第 9 条(2)(a)による同意、ないしは第 6 条(1)(b)による契約に基づく場合、</p> <p>(b) 処理が自動化された手段によって実施される。</p> <p>第 2a 項</p> <p>第 1 項によるデータ・ポータビリティの権利を行使する場合、データ主体は、技術的に可能であれば、管理者から管理者へ直接、データが転送されることを得る権利を持つ。</p> <p>この権利の行使は、第 17 条を侵害しないものとする。第 2 項に述べる権利は、公共の利益においてあるいは管理者に付与された公的権限の行使において実施される職務の遂行に必要な処理には、適用されない。</p> <p>第 2aa 項</p> <p>第 2 項に述べる権利は、他の者の権利と自由に負の影響を与えないものとする。</p>
<p>第 2 項</p> <p>データ主体が個人データを提供し、その処理が同意または契約に基づく場合、データ主体は、データ主体が提供し自動化された処理システムに蓄積されるその個人データおよび他の情報を、個人データの回収について管理者に妨げられることなく、一般的に使用される電子的なフォーマットにより、別の自動処理システムに移転する権利を持つ。</p>		

⁴⁴ EXPLANATORY STATEMENT on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation) (COM(2012)0011 – C7-0025/2012 – 2012/0011(COD)), Committee on Civil Liberties, Justice and Home Affairs, Rapporteur Jan Philipp Albrecht PE 501.927v05-00 /A7-0402/2013

<p>第3項</p> <p>欧州委員会は、第1項に規定する電子的なフォーマット、および第2項のための個人データ移転のための技術標準、様式および手続きについて、特定することができる。それに関する施行法は、第87条(2)に規定する調査手続きに従って、採択されるものとする</p>		<p>削除</p>
--	--	-----------

補. 米欧間のデータ移送に関する議論

データ・ポータビリティは、個人データが企業間で移転可能とする措置である。類似の概念に、国際間のデータ移転の措置もある。これは欧州連合内でデータ・ポータビリティの制度が確立された場合に、国際間ではどのような扱いになるのかを考える上で重要となる。そこで国際間のデータ移送という側面に着目して、特に、米欧間のデータ移送を取り上げることにする。以下で述べる 2000 年の欧州委員会セーフハーバー決定はもちろん、2016 年 2 月のプライバシー・シールドでも、データ・ポータビリティの文言は存在しないが、データ保護規則が実施されたならば、当然、国際間のデータ移送に関連してデータ・ポータビリティの問題が生じるはずである。

国際間のデータ移送では、特に、米欧間の 2015 年 10 月欧州司法裁判所セーフハーバー判決が大きな動きである。

<セーフハーバー枠組>

1995 年のデータ保護指令は、欧州市民の個人データが欧州連合以外の国に移転される場合に、大きな制限を課している。非 EU 国への個人データの移転は、一般的にプライバシー保護の「十分な水準」(adequate level)を保証する場合にのみ認められることになっている。米欧間における個人データの移転については、欧州委員会と米国政府が設けた「セーフハーバー枠組」(safe harbor framework)に依拠している。2000 年 7 月 26 日付けの欧州委員会決定は、この枠組に参加する企業が EU のデータ「保護に関する十分な水準」を提供することと定めた。

このセーフハーバー枠組での保護は、七つの原則に基づいた⁴⁵。

- 通知 (Notice) : セーフハーバー参加企業は、個人データを収集し使用する目的、企業のコンタクト先情報、そのデータを移転する第三者のタイプ、利用制限及び開示に関する選択肢を含む情報を提供しなければならない。
- 選択 (Choice) : セーフハーバー参加企業は、個人情報かどのように利用されまた第三者に開示されるかについて、データ主体に対して選択する機会を提供しなければならない。
- 第三者への移転 (Onward Transfer) : セーフハーバー参加企業は、一定の条件のもとでのみ第三者にデータを開示ことができ、その場合、セーフハーバー枠組あるいは EU 法に従う他の措置のもとで求められるのと少なくとも同等の水準でデータが保護されることを保証しなければならない。
- セキュリティ (Security) : セーフハーバー参加企業は、紛失、濫用あるいは認められない開示を防ぐために適切な措置を講じなければならない。
- データの完全性 (Data Integrity) : セーフハーバー参加企業は、使用される目的に関連したデータのみを収集しなければならない、またそれを最新にしておくために適切な措置を講ずるべきである。
- アクセス (Access) : 一般的ルールとして、セーフハーバー参加企業は、データ主体が自分のデータにア

45

<https://www.ftc.gov/tips-advice/business-center/guidance/information-eu-residents-regarding-us-eu-safe-harbor-program>

クセスできるようにし、不正確なデータを修正する機会を提供しなければならない。

- 執行 (Enforcement) : セーフハーバー参加企業は、原則に従っているかどうかについて係争解決のメカニズムを提供しなければならない。

<係争>

オーストリア市民の Maximilian Schrems は、2008 年以来フェイスブックのユーザーだった。EU に居住する他の加入者と同様、同氏がフェイスブックに提供するデータの一部あるいは全ては、フェイスブックのアイルランド子会社から米国に設置されているサーバーに移送され、そこで処理されていた。

同氏は、米国のインテリジェント・サービス(特に、National Security Agency (NSA) の活動に関する Edward Snowden の暴露に驚き、米国の法律とその実施が、公的機関の監督によって米国に移送されるデータを十分に保護するようになっていないとの観点から、アイルランドのデータ保護機関に対して申し立てを行った。同機関は、特に、セーフハーバー枠組のもとに、米国が移送される個人データについて十分なレベルの保護を保証しているとした 2000 年 7 月 26 日付け欧州委員会決定 (2000/520/EC) (「セーフハーバー決定」) を根拠として、その提訴を却下した。

上訴されたアイルランド高裁 (High Court of Ireland) は、国内データ保護監督機関が、第三国が十分なレベルの保護を保証していないとする申し立てを調査し、適切な場合、欧州委員会決定が「同意したデータの移送中止を妨げる効果」を持つかどうかの確認を、欧州司法裁判所に付託した

<2015 年 10 月のセーフハーバー判決>

付託を受けた欧州司法裁判所は、2015 年 10 月 6 日、欧州委員会決定を無効とする決定を下した⁴⁶。

- 欧州司法裁判所は、第三国への個人データ移送が十分な保護を受けているとする欧州委員会決定の存在が、欧州連合の基本的権利憲章 (Charter of Fundamental Rights of the European Union) 及び指令の下にある国内データ保護監督機関の権限を排除、あるいは制限することはできないと判断した。また、**個人データ保護が同憲章によって保証された権利であり、国内データ保護監督機関に委任された職務が同憲章の下にあることを強調した。**
- 欧州司法裁判所は、欧州委員会決定に従った第三国への個人データ移送であっても、それに対する国内データ保護監督機関の権限を妨げる指令の規定はないとした。したがって、欧州委員会が決定した場合であっても、国内データ保護監督機関は、申し立てがあった場合、第三国への個人データ移送がデータ保護指令を遵守したものであるかどうかを、完全に独立して、調査できなければならない。
- 欧州司法裁判所は、同憲章に照らして解釈されるデータ保護法の下に欧州連合内で保証されるのと本

⁴⁶ Court of Justice of the European Union (2015), The Court of Justice declares that the Commission's US Safe Harbour Decision is invalid, PRESS RELEASE No 117/15

質的に同等の基本的権利の保護の水準を、米国が、国内法あるいはその国際公約により実際に保証していることを欧州委員会は確認する必要があった指摘した。その点から、同裁判所は、欧州委員会がそうした確認をせず、セーフハーバー枠組を調べただけであったと観察した。また欧州司法裁判所は、セーフハーバー枠組がそれに署名した米国の企業にのみ適用され、米国の公的機関自らそれに従っていないと観察した。さらに、米国の国家安全、公共の利益及び法執行の要件が、セーフハーバー枠組よりも優越し、そのため、米国の企業が、そうした要件と相反する場合には、同枠組の定める保護ルールが、際限なく、無視される可能性をもっていた。米国のセーフハーバー枠組は、米国の公的機関による基本的人権への介入を可能としているが、欧州委員会決定は、そうした介入を制限するルールあるいはその存在への言及も、あるいは介入に対する有効な法的保護の存在にも言及していなかった。

- (d) これらの理由により、欧州司法裁判所は**欧州委員会によるセーフハーバーに関する決定は無効**であると判決した。この判決に基づき、アイルランドのデータ保護監督機関は、Schrems 氏の申し立てを調査し、その調査結果により、EU 市民の個人データを米国に移送するフェイスブックが、個人データの十分な保護措置をとっていないとして停止すべきかどうかを、データ保護指令に基づいて判断すべきであるとしました。

<2016年2月の米欧プライバシー・シールド>

欧州委員会と米国政府(商務省)は、欧州司法裁判所判決により、制度の見直しを迫られた。そこで2016年2月、新しいデータ移送の枠組「プライバシー・シールド」(Privacy Shield)を設けることにして交渉を開始した。これは大きく四つの原則を内容としている⁴⁷。

事項	内容
義務と頑健な執行	<ul style="list-style-type: none"> より厳しい透明性 企業のルール遵守を保障する監督メカニズム 遵守しない企業への罰則あるいは排除 転送の厳しい条件
是正策の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 企業は45日以内に個人からの苦情に回答しなければならない 代替的な係争解決のため、無料の費用とすること データ保護機関は、EU市民の苦情が調査され迅速に解決されるために米国の商務省及び連邦取引委員会と共同して作業を行うこと プライバシー・シールド・パネル:ラストリゾート措置として、執行可能な決定を保障するために仲裁メカニズム。
米国政府のアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 個人データに対する公的機関のアクセスは全て明確な制限、セーフガード、監視メカニズムに従うとする米国からの書面による保証 米国の機関は非差別的な監視あるいは大衆監視がないことを確認する 企業はアクセスの要求について概数を報告できるようにする

⁴⁷ http://ec.europa.eu/justice/data-protection/files/factsheets/factsheet_eu-us_privacy_shield_en.pdf

	<ul style="list-style-type: none"> EUと米国のプライバシー・シールド・オンブスマン制度－諜報機関から独立－による新たな是正措置の可能性
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 法律執行及び国家安全目的のためのデータ・アクセスを含む、プライバシー・シールドと米国の公約の有効性をモニタリング。 このモニタリングは、欧州委員会、米国商務省、米国の諜報機関専門家、EU データ保護機関専門家により行われる。 米国のプライバシー法とその欧州市民に対する影響について、NGO 及び関係者と毎年プライバシー・サミットの開催 欧州委員会による欧州議会・理事会への報告書作成

<第 29 条部会の改善意見>

これに対して、欧州委員会法務消費者総局の第 29 条部会 (WP29) は、2016 年 4 月 13 日に、意見を発表して、交渉において更なる改善を求めるように提案した⁴⁸。

- EU データ保護原則との整合性を改善: プライバシー・シールドの原則は EU のデータ保護原則に類似しているだけで、十分に整合していない。例えば、プライバシー・シールドは、EU データ保護法のように、データ保持の原則を明確に規定すべきである。またプライバシー・シールドのデータ転送 (onward transfer) の原則には、転送されるデータの受取人の国の定めるデータ保護水準を企業が評価する義務を含めるべきである。
- 是正メカニズムの簡素化: プライバシー・シールドでは、個人は国内データ保護機関 (DPA) にあるいはプライバシー・シールド参加企業に直接、苦情を申し出ることによって是正措置を取るよう求めることができるとしている。さらに、個人は企業が選択した代替的な係争解決のメカニズムへもアクセスでき、また、一定の条件のもとにラストリゾート策として、個人はプライバシー・シールド・パネルー仲裁メカニズムへもアクセスできる。

第 29 条部会は、セーフハーバー枠組に比べ、EU 市民にとってより多くの是正メカニズムを定めていることを歓迎するものの、是正メカニズムが複雑すぎて効果を上げることができるかどうかを懸念している。第 29 条部会は、プライバシー・シールドが EU 市民の重要な接点である国内データ保護機関の役割をもっと活用するように考えている。

- 米国政府によるデータ・アクセスの制限: プライバシー・シールドは、米国の政府機関によるデータ・アクセスが明確な制限、セーフガード、監督メカニズムに従うとする米国政府からの保証を含めている。またそれは国家諜報機関によるデータ・アクセスに関しての苦情を扱うために国務省内にオンブスマン (Ombudsperson) を設けることを定めている。

しかし第 29 条部会は、公的機関の監視というコンテキストにおいて EU のプライバシー保護水準を満たすには十分でないと考え。特に、国家の安全目的のためのバルクなデータ収集がプライバシー・シ

⁴⁸ the WP29 Opinion at: http://ec.europa.eu/justice/data-protection/article-29/documentation/opinion-recommendation/files/2016/wp238_en.pdf

ールドのもとで可能な余地が残されていることを懸念している。また第 29 条部会は、設置されるとするオ
ンブスマンの権限と独立性について疑問を持っている。

- 見直し条項: プライバシー・シールドは現在の EU データ保護法制 (EU データ保護指令 95/46/EC) のも
とで準備されてきた。しかしこれはまもなく EU 一般データ保護規則 (GDPR) に置き換えられる。したがっ
て、GDPR が実施されたならば、プライバシー・シールドはそれに適合するように見直されるべきである。
- プライバシー・シールド文書の不整合と複雑性をなくすこと: プライバシー・シールドは、所管、付録、欧
州委員会による「十分性判断」案からなる様々な文書で構成されている。第 29 条部会は、これら文書が
理解しやすくそれらの文書の間の不整合がないように統合化されるべきであるとする。

第2章 フランスとドイツにおけるデータ・ポータビリティ

1. フランス

フランスにおけるデータ・ポータビリティの議論は、昨年9月に公開協議を開始し、2016年2月現在、その法制化に向けて議会での審議に入っている。データ・ポータビリティは、「デジタル共和国法案」(Projet de loi pour une République numérique)の第II部「デジタル社会における保護」(La protection dans la société numérique)第I章「オープンな環境」(Environnement ouvert)第2節「データのポータビリティと回収」(Portabilité et récupération des données)の第18条として提案されている⁴⁹。

(1) 提案理由

2015年9月の公開協議におけるデータ・ポータビリティ(当初、法案の第12条とされた)の説明を見よう。

「目標:データ・ポータビリティの権利の導入⁵⁰

説明:第12条の中心的目的は、eメールやクラウド・コンピューティングの主要デジタル・サービス提供に対して、その顧客が容易に自分のデータを回収し移転できるように義務を課すことにより、市場の流動性を増大させることである。

消費者がある事業者の提供するサービスにもはや満足しないとしても、それら消費者は、自分のデータを失うことあるいは時間のかかるプロセスを通じて回収しなければならないことを懸念して、その事業者に留まるかもしれない。第12条は、そうした懸念要因を除去し、市場の作用を改善し、他方で消費者により大きなデジタルのモビリティを提供するものとなる。本条は、現在、議論されている欧州の個人データ規則案と調和するはずである⁵¹。

第12条に盛り込まれた消費者法典(le code de la consommation)第L121-20条の改定目的は、eメール・サービスの移転可能性を推進するためである。eメール・サービス提供者は、eメール・サービスとコンタクト・リストを他のサービスに移転する選択肢を消費者に提供しなければならない。さらに、最後の項は、消費者の移転後6月間、前のISPにのみ関係するものとして、ISPのドメイン・ネームのもとで割り当てられたアドレスで自信するeメールへの無料アクセスを提供する義務を課す。

同じく第12条に盛り込まれた新しい消費者法典第L121-121条は、公衆向けの電子通信サービス提供



<http://www.gouvernement.fr/la-loinumerique-en-9-dessins-dont-un-burger-et-une-fusee-2916loi-numerique/>

⁴⁹ この第I章は、第1節を「ネット中立性」(第16条及び第17条)、第3節を「プラットフォームの忠実性」(第19条)とした3節の構成となっている。

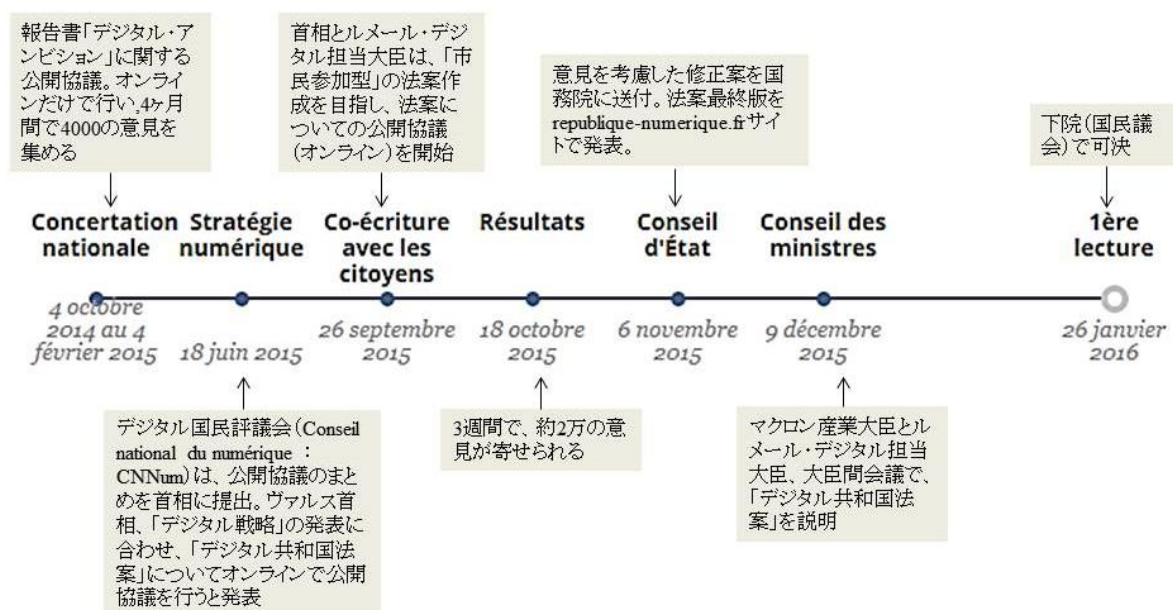
⁵⁰ データ・ポータビリティ(Portabilité des données)の英訳として transferability of data を対応させている。
<https://www.republique-numerique.fr/projects/projet-de-loi-numerique/consultation/consultation/opinions/section-2-portabilite-des-donnees/article-12-portabilite-des-donnees>

⁵¹ この段落まで、仏語版によるが、以下は、仏語版になく、英語版の説明に依拠する。
<https://www.republique-numerique.fr/projects/projet-de-loi-numerique/consultation/consultation>

者の全てに対して、オンライン化されたファイル及び消費者のアカウントに関連するデータを回収するための機能を、消費者に提供する義務を課すことによって、オンラインで蓄積されたデータのポータビリティを推進する意図である。

補節 3 の目的は、上記の規定の全てを専門的にサービス提供している者全てに適用し、そのシステムが効果的であることを保証するためである」。

この法案は、2016年1月26日、下院(L'Assemblée nationale)において、賛成 356 票、反対 1 票、棄権 187 票で可決した。



参考: <http://www.gouvernement.fr/action/pour-une-republique-numerique>

(2) 2015年9月26日付け原案と2016年1月26日付け国民議会可決条文の比較

では、どのような条文となっているのだろうか。2015年9月26日に公開協議のために提示された条文と、2016年1月26日に国民議会で可決した法律を比較してみよう⁵²。なお、公表されている法案段階の条文としては、2015年12月9日に発表され、国民議会に提出されたバージョンがある。これは公開協議の意見そして以下で見る関係機関の意見を踏まえて作成されたものである。ここでは、最初と最後になる条文を見る。(下表において、点線は見やすさのために筆者が追加)

⁵² 2015年9月26日付け原文は、<https://www.republique-numerique.fr/projects/projet-de-loi-numerique/consultation/consultation/opinions/section-2-portabilite-des-donnees/article-12-portabilite-des-donnees> による。国民議会可決の法律は、ASSEMBLÉE NATIONALE(2016), PROJET DE LOI pour une République numérique, ADOPTÉ PAR L'ASSEMBLÉE NATIONALE EN PREMIÈRE LECTURE. TEXTE ADOPTÉ n° 663, 26 janvier 2016。

2015年9月26日公開協議時点の原案	2016年1月26日国民議会可決
<p>第2節 データのポータビリティ</p>	<p>第2節 データのポータビリティと回収</p> <p>第21A条</p> <p>教育法典第L131-2条は、以下の段落を追加する。</p> <p>「必要な設備が利用できる場合、政府と地方自治体はデジタル・フォーマットでの生徒のデータの生徒による回収について協約を結ぶことができる。」</p>
<p>第12条</p> <p>1. 消費法典第II巻第I部第1章は、第18条を追加する。</p> <p>「第18条: データのポータビリティと回収</p>	<p>第21条</p> <p>I. 消費法典 (code de la consommation) 第I巻は、以下の様に修正される。</p> <p>「1. 第II部第1章は、第20条を追加する。</p> <p>「第20条: データのポータビリティと回収</p>
	<p>第L121-120条</p> <p>消費者は、本節に規定する条件により、全ての状況において、そのデータを、全体的にあるいは部分的に、回収する権利を持つ。</p>
<p>補節1 電子メール・サービス</p> <p>第L121-120条</p> <p>電子メール・サービス提供者の全ては、消費者がそのサービスにより発信しあるいは受信し、またサービス提供者が実施する自動処理システムによって蓄積され、あるいはコンタクト先を列挙したメッセージを、電子メール・サービスの他の提供者に向けて、その新しいサービスの蓄積能力の限界内で、直接移転できる機能を、無料で、消費者全てに対して提案しなければならない。</p>	<p>補節1 電子メール・サービス</p> <p>第L121-121条</p> <p>電子メール・アドレスの利用を含む電子メール・サービス提供者の全ては、消費者がそのサービスにより発信しあるいは受信し、またサービス提供者が実施する自動処理システムによって蓄積され、あるいはコンタクト先を列挙したメッセージを、電子メール・アドレスの利用を含む電子メール・サービスの他の提供者に向けて、その新しいサービスの蓄積能力の限界内で、全体的にあるいは部分的に移転できる機能を、無料で、消費者に対して提案しなければならない。</p>
<p>このため、電子メール・サービス提供者の全ては、電子メール・アドレスの利用を含む電子メール・サービスの他の提供者に対する、第1段落に述べる機能の実施のために必要な情報の提供、特に、技術規則及び適用される標準に関する情報の提供を、拒否することができない。</p>	<p>このため、電子メール・サービス提供者の全ては、電子メール・アドレスの利用を含む電子メール・サービスの他の提供者に対する、第1段落に述べる機能の実施のために必要な情報の提供、特に、技術規則及び適用される標準に関する情報の提供を、拒否することができない。</p>
<p>電子メール・サービス提供者は、消費者に対して、第1段落で述べた権利について、明確で公正な方法で、情報を提供する。</p>	<p>その提供者は、消費者に対して、第1段落で述べた権利について、公正で明確で透明的な方法で、情報を提供する。</p>

<p>電子メール・サービス提供者は、消費者が提供者を変更する際、その消費者に対して、解約あるいはサービスの非アクティブ化から 6 ヶ月を期限として、引き続き、最初に割り当てられた電子的なアドレスで受け取る電子メールへのアクセスができることを、無料で提案しなければならない。</p>	<p>サービスの解約あるいは非アクティブ化は、解約あるいはサービスの非アクティブ化の日から 6 ヶ月を期限として、最初に割り当てられた電子的なアドレスからの電子メールの送受信の機能が受けられることを、消費者に対して無料で可能とするサービスを伴う。</p>
<p>補節 2 オンラインの蓄積データ回収 第 L121-121 条</p> <p>オンラインの公衆向け通信サービス提供者の全ては、必要な措置の全て、特に、プログラミングのインターフェイスの終了を行い、以下の回収を可能にする機能を、無料で、提案する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その消費者がオンライン化したファイルの全て 2. その消費者のユーザー・アカウントに関連したデータ及びそのアカウントの利用に関連したデータの全て。特に、コンテンツの分類に関わるデータ。 	<p>補節 2 オンラインの蓄積データ回収 第 L121-122 条</p> <p>商業上及び工業上の秘密を保護する規定及び知的財産権の規定を侵害することなく、公衆向けオンライン通信サービス提供者の全ては、消費者に対して、以下の回収を可能にする機能を、無料で、提案する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その消費者がオンライン化したファイルの全て 2. オープンで容易に再利用できる標準で、すなわち、マシンでより取り可能な標準により、その消費者のユーザー・アカウント利用により生じたデータの全て及び同者によりオンライン検索されたデータの全て 3. 回収が経済あるいは工業の分野における提供者の変更に重要な、消費者のユーザー・アカウントに関連したその他のデータ。これに必要なデータは規則により定められる。
<p>第 1 段落に述べる機能は、ファイルないしデータについて少なくとも一つのタイプあるいは一つのフォーマットで一つ請求で済むものを、消費者に提供しなければならない。</p>	<p>第 1 段落に述べる機能は、関係するファイルないしデータの全体を、消費者が一つの請求で可能とする。提供者は、プログラミングのインターフェイスの終了と提供者変更に必要な情報の転送の終了に際し、このために必要な措置の全てを行う。</p>
<p>公衆向けのオンライン通信サービス提供者は、契約あるいは同意を得る前に、処理の対象となるデータの回収の可否、また必要に応じて、データが回収できる場合の回収の様式及び形式、特にファイルのフォーマットを消費者に対して明確に伝える。公衆向けのオンライン通信サービス提供者は、必要な場合、利用されるファイルの形式のオープンで相互運用的な性質を提示する。</p>	<p>消費者から収集したデータがオープンで容易に再利用できる標準で回収できない場合、公衆向けのオンライン通信サービス提供者は、明確で透明的な方法により消費者に対してそのことを通知する。必要な場合、提供者は、そのデータの回収の代替的な方法を通知し、回収されるファイル形式の技術的特性、特に、オープンで相互運用的な特性を提示する。</p> <p>政令は本条の適用方法を定める。</p>

補節 3 適用の範囲と罰則	補節 3 適用の範囲と罰則
<p>第 L121-122 条</p> <p>本節は、専門職向けに提供されるサービスにも適用される。</p> <p>第 L121-123 条</p> <p>第 L121-120 条及び第 L121-121 条に違反する全ての者には、自然人の場合には 3000 ユーロ、また法人の場合には 15000 ユーロを超えない行政的罰金を科すことができる。この罰金は第 L141-1-2 条に定める条件の中で宣告される。</p>	<p>第 L121-123 条</p> <p>本節は、サービスとの関係を結ぶ契約に定める条件の中で、その活動の実施のために職業者に対して提供されるサービスにも適用される。</p> <p>第 L121-124 条</p> <p>第 L121-121 条及び第 L121-122 条に違反する全ての者には、自然人の場合には 3000 ユーロ、また法人の場合には 15000 ユーロを超えない行政的罰金を科すことができる。この罰金は第 L141-1-2 条に定める条件の中で宣告される。</p> <p>第 L122-125 条</p> <p>本節は、過去 6 ヶ月に接続したユーザー・アカウントの数が、政令が定める基準を下回る公衆向けオンライン通信サービス提供者には適用されない。</p>
<p>II. 第 L141-1 条 I の 2 において、「12 及び 15」の文言は、「12、15 及び 18」の文言に置き換えられる。</p>	<p>2. 第 L141-1 条 I の 2 において、「12 及び 15」の文言は、「12、15 及び 18」の文言に置き換えられる。</p>
	<p>II. 本寿の規定は、本法の公布から 18 ヶ月後に施行される。</p>

(3) ARCEP、CNIL、競争庁の意見

デジタル共和国法案には、関係機関から意見が出されている。それらの意見におけるデータ・ポータビリティに関する部分を探ってみよう。以下の意見は、上表左欄の 2015 年 9 月 26 日段階の法案に対して行っている。

a. ARCEP(電気通信郵便規制庁)

ARCEP は 2015 年 11 月 12 日、意見を提出した⁵³。

「法案第 18 条は、消費法典においてデータの回収とポータビリティ、電子メールに関する新しい節の導入を規定している。同法典第 L121-123 条の新しい条文に定めるように、この規定は、消費者及び専門職業者 (professionnels) にも適用されるとしている。消費法典の新しい第 L121-121 条は、電子メール・アドレスの利用を含む電子メール・サービス提供者の全てに対して、受信箱のメッセージ及びその接触者のリストを、他の提供者の蓄積能力を条件に、他の提供者に転送できる機能をユーザーに無料で提案する (proposer)⁵⁴ 義務を課している。その結果、この条文は、機能を実施するために必要な情報、特に、技術基準と適用できる標準に関する情報も、無料で、他の提供者に移転させる義務を定めている。さらに、この条文は、郵便電子通信法典 (CPCE) 第 L44-1 条がインターネット・アクセス提供者に課しているのと同様の義務、すなわち、ユ

⁵³ Avis n° 2015-1316 de l’Autorité de régulation des communications électroniques et des postes en date du 12 novembre 2015 relatif au projet de loi pour une République numérique, pp.10-13

⁵⁴ 筆者注:「提案」としているが仏語は proposer である。提案することと実際に提供することの間に相違があるように思えるが、ここでは「提案」としておく。

ユーザーがサービスの解約あるいは非アクティブ化から 6 ヶ月間、電子メールを無料で検索できるように、電子メール・サービス提供者に課している義務を定めている。

消費法典第 L121-122 条は、公衆向けオンライン通信サービス提供者 (*fournisseurs de services de communication au public en ligne*) に対して、一方において、オンライン化したファイルとユーザー・アカウントに関連するデータの回収を無料で可能とする機能をユーザーに提案する義務、他方において、処理の対象となったデータの回収が可能かどうかについて、必要な場合には、データ回収の形式について、契約前及び契約時の情報として、ユーザーに提供する義務を課す。

ARCEP は、メッセージ及びデータの移転の難しさが、消費者及び専門職業者によるサービス提供者変更のブレーキとなるかもしれないと考える。しかし ARCEP は、この規定の追求する目標をポジティブに歓迎する。デジタル・サービス、特に、電子メールあるいはクラウド・コンピューティングの市場の粘着性を減少させるためである。

共同体との整合性の問題一とりわけ、個人データに関する欧州の規則案と、オンラインで蓄積されたデータの回収に関する規定との整合性一から、ARCEP は、法案が予定するデータの回収とポータビリティの規定を実施することに関わる技術的及び運営上の複雑性を過小評価してはならないと考えている。

特に、電子メールの回収に関しては、電子通信事業者に課した固定と移動体の番号携帯性の義務の実施事例が、情報と注意点になるかもしれない。

10 年前、移動体と固定の番号携帯性の実施には、以下が必要だった。

- 共通の運営プロセスの定義は、各段階で事業者の役割と責任、顧客関係への影響等の番号保持に必要な異なった段階を描く必要
- 効率的な処理と事業者間に必要な情報交換を可能とする共通の情報プロトコルの作成
- 情報システムの仕様にプロトコルを統合するため、各事業者による情報処理ツールの開発

番号携帯性の場合には、ハード及びソフトの面で、ARCEP と事業者の共同規制 (*co-regulation*) が必要だった。

電子メールの提供者に課される転送機能についてみると、第 L121-121 条第 2 段落の文言は、他の電子メール提供者に提供しなければならない「技術的仕様及び適用される標準」に関する情報に言及している。番号携帯性の経験は、こうした仕様と標準の調整が成功の鍵であり、実施費用を引き下げに繋がることを示している。また「通信の秘密」に関する点で、ARCEP は、ポータビリティに関して電子メール提供者に課す義務が、論理的に電子通信分野にも関わってくることを指摘する。

いずれにせよ、ポータビリティ管理の複雑性が比例以上の負担を生み出すかもしれないために、小規模提供者の参入障壁とならないように注意すべきである。

第 L121-121 条第 1 段落の条文が、提案される機能性がユーザーに対して無料であることを定めるならば、電子メール提供者が同条第 2 段落で述べる情報へアクセスする料金上の条件の範囲を明確にしておくのが良いだろう。

さらに、この機能性の特徴について、ARCEP は、他の提供者の電子メール・アドレスに発信されあるいは受信されたメッセージを個々に転送する可能性が、電子メール・サービス全体により低要される基礎的な機能となることに注目する。曖昧さを避けるために、その機能が『全体の中』で送信されあるいは受信されたメ

ッセージの集合を『直接的にかつ簡単に』転送することができ、個々にではないと規定するのが良いだろう」。

b. CNIL の意見

フランスにおけるデータ保護機関である CNIL (情報処理と自由に関する国民会議: Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés) は、2015 年 11 月 19 日付けで、デジタル共和国法案に意見を出している⁵⁵。

「法案第 18 条は、データの回収とポータビリティに関する三つの新しい規定を内容としている。

消費法典第 L121-120 条による規定を定める最初の条文は、特定の条件に従って、データの回収の一般的権利を与えている。

二番目の規定は、同法典に第 L121-121 条の追加をし、消費者がそのメールとアドレス・リスト (carnets d'adresses) を転送できるように電子メール・サービス提供者に課す義務を設けている。

三番目の規定 (消費法典第 L121-122 条) は、消費者によりオンライン化されたデータあるいはファイルの回収、またそのアカウントに関連したデータあるいはアカウント利用の結果として生じたデータの回収を可能にする機能を提供する義務を、公衆向け通信サービス提供者に課す。

これら二番目と三番目の規定は、消費者だけでなく専門職業者にも恩恵を与える。

これらの権利は、サービス提供者によって保持されているデータを、消費者がコントロールするのがベストであるとの論理を背景とする。CNIL は、この機能性が、欧州の個人データ保護規則案に定めるポータビリティの権利で示す目標に沿ったものを追求していると考える。

この点から、CNIL は二つの点を政府案について指摘する。第一に、消費法典第 L121-121 条の権利水準は、個人データ規則案のポータビリティの権利と異なっている。規則案のそれは、直接的な転送権 (droit de transfert) にすぎず、回収権 (droit de récupération) ではないということである。回収権は、データ処理の中の、個人が提供者に通知したデータを対象とするのではなく、消費者の要求により提供者により蓄積されたデータを対象とする。したがって、それは、自然人から法人まで受けられると考えるポータビリティの権利と異なっている。

第二に、CNIL は消費法典第 L121-122 条が、形式だけでなくその範囲の点でもポータビリティの権利と異なることを指摘する。オンライン化されたデータの回収は、個人データだけでなく、全てのタイプのデータに非差別的に関係する。消費者あるいは企業により蓄積されたデータ、そしてユーザー・アカウントのデータ及びそのアカウント利用により生じたデータである。

したがって、これら二つの権利が今後の欧州の規則の対象となるポータビリティの一般的権利に関わる場合、それは欧州の規則との相違として見なされなければならない。CNIL は、同じ目標の実現に関わる異なったメカニズムの収束を保証するため、フランスの二つの権利は、共通のデータ概念、標準、フォーマットに支えられなければならないと考える。(注: 太字は原文のまま)

このため、CNIL は、『容易に再利用でき、マシンで解読でき、また自動的な取扱システムで利用できるオ

⁵⁵ CNIL(2015), Délibération no.2015-414 du 19 novembre 2015 portant avis sur un projet de loi pour une République numérique, pp.12-14

オープンな標準』についての言及は、条文のもっと一般的な適用を可能とするようにしなければならないと考える。

さらに、CNIL は、消費法典第 L122-122 条において、『ユーザー・アカウントに関連したデータ』と『そのアカウントの利用に関連したデータ』が個人データであると考ええる。

また対象のデータについて、特に、回収されないデータについての論拠について正確にするのが望ましいと思う。

そうした正確化は、文言の有効性及び個人の権利の効果に対して必要以上にすべきではない。

CNIL は、基本的に、個人がそのデータをもっとコントロールできるように保証する規定を支持するが、同様に、ビジネスに対する潜在的な影響にもすべきであると考え」(注:太字は原文のまま)。

c. 競争庁の意見

フランスの競争庁 (Autorité de la concurrence) は、2015 年 11 月 10 日に意見を提出している⁵⁶。

「データ・ポータビリティの権利の創設は、他のサービスヘユーザーが移ることに役立つ措置として市場の競争を進める性質を持つ。

規模の大小に関係なく提供者全体に適用される法律の課す義務は、大規模な提供者を有利にするわけではないことに注意するのがよい。その理由の説明は、第 12 条の文言は、草案作成者の意図がデジタル・サービスの大手提供者あるいはそれら全ての提供者に向けられたものであるかを区別できるようにすることなく、「主要なデジタル・サービス提供者」(prestataires de services numériques majeurs)としている。

いずれにせよ、幅広いサービスメニューを提供し、データ活用の先進技術を用いる有力な提供者は、新規ユーザーの獲得により、費用を増大させる効果を受けるかもしれない。他方で、大規模な提供者は、データ・ポータビリティの義務を実施することに関わる技術的費用と取引上の費用を支えるだけの体力を持っているかもしれない。

草案作成者の意図が「主要なデジタル・サービス提供者」の行為も範囲に含めるならば、事前的な市場分析の措置に関する条文を補い、提供者の市場支配力を判断するための競争法に類似した概念を含めておく必要があるだろう。しかし、規定の領域的管轄範囲 (ratione personae) は、データ・ポータビリティの場合、最終的に、データ保護に関する欧州の規則の中で決められる選択肢によって必然的に制約されるだろう。

とりわけ、創作ツールの補助でまたプラットフォームによる利用でユーザーが自分のコンテンツを修正可能となっている措置では、知的財産に関する規定の予定しておく必要性について考えておくべきである。Instagram の提供する画像編集ツールの利用は、一つの例示となる。同様に、音楽プラットフォームにおけるプレイリストのポータビリティも、知的財産の問題を生じさせるかもしれないし、消費者側のコンテンツかプラットフォーム側のコンテンツかについてはグレーゾーンであるかもしれない。

そして消費法典の新しい第 L121-121 条のもとでのポータビリティの権利に関する真の範囲は、第 3 段落で、サービス提供者が「処理の対象となるデータの回収の可否」を知らせるとした措置においても、不明確である。それは、情報提供義務を説明した段落ではなく、ポータビリティの範囲を定める段落で説明し

⁵⁶ Avis de l'ADLC, <https://www.republique-numerique.fr/media/default/0001/02/edfcfc43a4b87f5b57762baf5ebe7cbe524d150d.pdf>

取り上げるのが良いだろう。他方、「処理」(traitement)が1978年1月6日付け法律「情報処理と自由」の意味で理解されなければならないとすれば、「処理の対象となったデータ」の範囲は、特に広くなり、サイトに蓄積したもの以外、消費者によってオンライン化されたものを含め、サービス提供者の介入を一切許さないとなって、コンテンツ全体に及び、条文を混乱させることになるかもしれない」。

2. ドイツ

ドイツについては、データ・ポータビリティよりも範囲を広げて、インターネットでコンテンツを配信する事業者に対する法律である「テレメディア法」と「透明性に関する規則」を取り上げる。

(1) テレメディア法

ドイツにおけるインターネット法制の中心をなすテレメディア法 (Telemediengesetz: TMG)⁵⁷は、2015年6月17日に公布され、同じく6月25日に施行された。この中から、データ保護の部分を見ることにする。

第4章 データ保護 (Datenschutz)

第11条 提供者と利用者の関係 (Anbieter-Nutzer-Verhältnis)

- (1) この章の規定は、サービスの提供が以下である場合、テレメディアの利用者に関する個人データの収集と処理には適用されない。
 1. 作業目的あるいは公的目的のためだけのサービス及び作業関係にある
 2. 作業あるいはビジネス・プロセスをコントロールするためだけに、非公的機関あるいは公的機関の中で、またそれらの間で行われる
- (2) この章で意味する利用者 (Nutzer) とは、特に情報を取得しあるいはそれをアクセスできるようにするための、テレメディアを利用する自然人の全てである。
- (3) 電子通信網において主として信号伝送から構成されるテレメディアの場合、その利用者の個人データの収集と処理には、第15条第8項と第16条第2項第4番だけが適用される

⁵⁷ BGBl. I S. 1324, 1329

第12条 原則(Grundsätze)

- (1) サービス提供者は、本法あるいは明白にテレメディアに関係する他の法律規則が認めあるいは利用者が同意した場合にのみ、テレメディアの提供のための個人データを収集し処理することができる。
- (2) サービス提供者は、本法あるいは明白にテレメディアに関係する他の法律規則が認めあるいは利用者が同意した場合にのみ、他の目的のためにテレメディア提供のために収集した個人データを処理することができる。
- (3) 他に定めていない場合、個人データ保護の規定は、データが自動的に処理されないとしても、適用される。

第13条 サービス提供者の義務(Pflichten des Diensteanbieters)

- (1) サービス提供者は、個人データの収集と利用の性質、範囲、目的について、また個人データの処理とそのデータの自由な移動における個人の保護に関する 1995 年 10 月 24 日付け欧州議会と欧州理事会指令 95/46/EC の範囲外にある国でのそのデータの処理について、その情報がまだ提供されていないならば、セッションの開始時に、一般的に理解容易な形で、利用者に情報提供しなければならない。その後の利用者の身元の自動確認を可能とし、個人データの収集と利用を準備する自動化された措置の場合、この手続きの最初に、利用者はそれを通知されなければならない。この通知情報の内容は、利用者がいつでも呼び出すことができるものでなければならない。
- (2) サービス提供者が以下を保証する場合、同意は電子的に行うことができる。
 1. 利用者が認識して明確にその同意を与える
 2. 同意の記録が保存される
 3. 利用者はその同意内容をいつでも呼び出すことができる、
 4. 利用者は将来においていつでもその同意を撤回できる
- (3) サービス提供者は、同意の説明前に、利用者に対して、第2項第4番による権利について提示しなければならない。
- (4) サービス提供者は、技術的及び組織的な措置により、以下について保証しなければならない。
 1. 利用者はそのサービス利用をいつでも終えることができる
 2. アクセスあるいはその他の利用の間に生じた個人データが、利用契約の終了後に直ちに削除され、あるいは第2文の場合にはブロックされる
 3. 利用者は、テレメディアの利用を第三者に開示されることなく利用できる
 4. 同じ利用者による異なったテレメディアの利用に関する個人データは個別に利用できる。
 5. 第15条(2)によるデータは、請求書目的のためにのみ収集できる
 6. 第15条(3)による利用者プロフィールは、ペンネーム(あるいは芸名など)所有者を確認するための内容と一緒に用いることができない。

削除が法定の、法律準拠のあるいは契約上の保持期間によって妨げられる場合、第1文第2番の削除の代わりに、ブロックを行う。
- (5) 他のサービス提供者にデータが渡されるときには、利用者は通知されなければならない。

- (6) サービス提供者は、技術的に可能であり妥当である場合には、テレメディアの利用とその支払いを匿名あるいはペンネームでできるようにしなければならない。
- (7) サービス提供者は、技術的に可能で経済的に妥当である場合、技術的及び組織的措置により、商業的に提供されるテレメディアに対する責任の枠内で、以下を保証しなければならない。
1. テレメディア提供のために利用される技術的装置への認められないアクセスを可能としない
 2. それは、
 - a) 個人データ保護侵害に対して、また
 - b) 外部からの干渉によって生じる場合の障害に対して、
 保証する。第 1 文による措置は、技術の現状を考慮しなければならない。第 1 文による措置は、特に、安全であると認められた暗号化処理の利用である。
- (8) サービス提供者は、連邦データ保護法第 34 条の基準にしたがい、要求に応じて、利用者に対し、実名あるいはペンネームで蓄積されたデータについての情報を提供しなければならない。その情報は、利用者の要求がある場合、電子的に提供することができる。

第 14 条 属性データ(Bestandsdaten)

- (1) サービス提供者は、サービス提供者と利用者との間の契約関係の確立、内容、改定のためテレメディア利用に必要な場合に限り、利用者の個人データを収集し処理することができる。
- (2) 権限のある機関からの命令がある場合、それが犯罪の訴追、州の警察当局による危険回避、憲法の遵守に関する連邦と州の機関、連邦インテリジェント・サービス、軍事インテリジェンスの法的責務遂行、知的財産権の執行のために必要な場合、属性データについての情報を、個別的ケースとして、提供することができる。

第 15 条 利用データ(Nutzungsdaten)

- (1) サービス提供者は、テレメディアの要求を可能とし、精算を行うために、必要な場合に限り、利用者の個人データ(利用者データ)を収集し処理することが許される。利用者データとは、特に、以下である。
 1. 利用者確認のための特性
 2. 利用開始と終了、及び利用の範囲、
 3. 利用者によって要求されたテレメディアの特性
- (2) サービス提供者は、利用者のための精算目的に必要な場合に限り、要求された様々なテレメディアの利用者による利用データを統合することができる。
- (3) サービス提供者は、利用者が反対しない限り、広告、市場調査あるいは需要に適したテレメディアの設計のために、匿名化により利用プロフィールを作成することができる。サービス提供者は、第 13 条第 1 項による情報提供の枠内で、利用者とその反対権を示さなければならない。この利用プロフィールは、匿名化した本人のデータと統合してはならない。
- (4) サービス提供者は、利用者の精算のために必要な限り、利用期間の完了後も利用データ(精算データ)を使用することができる。サービス提供者は、既存の法律による、あるいは法律に準拠した、あるいは契約によるデータ保存期間を守るために、データをブロックすることが許される。

- (5) サービス提供者は、利用者への料金請求あるいは精算のために必要な場合に限り、その精算データを他のサービス提供者あるいは第三者に伝達することが許される。サービス提供者が料金徴収に関して第三者と契約を結ぶ場合、そのサービス提供者はその目的のために必要な範囲で第三者に精算データを提供することができる。利用データは、他のサービス提供者による市場調査のために匿名化した形で提供することができる。第 14 条(2)は、対応して適用される。
- (6) テレメディアの利用の精算は、利用者が明細書を要求することがなければ、利用者が利用したテレメディアの提供者、時刻、継続時間、性質、内容、頻度を確認できるものとしてはならない。
- (7) サービス提供者は、請求書の発送後 6 ヶ月まで利用者の要求でサービス利用の明細書作成のために精算データを蓄積することができる。この期間内に請求書に対して異議が出された場合、あるいは請求にもかかわらず未払いがある場合、精算データは、異議が解決されあるいは支払いが済むまで、さらに蓄積することができる。
- (8) サービス提供者は、そのサービスが支払いをせずあるいは未払いがある利用者により故意に使用されたとの疑いを示す文書を提出する場合、法的行為の目的に必要な限り、利用期間の完了後も、第 7 項に述べる蓄積期間を超えて、その利用者の個人データを利用できる。サービス提供者は、第 1 文による前提条件を提出できず、あるいはもはや法的行為のために必要がない場合、速やかにそのデータを削除しなければならない。関係する利用者は、その措置の目的を損なうことなく、可能な限り迅速にその情報を提供されなければならない。

第 15a 条 データの違法な取得の場合の情報提供義務 (Informationspflicht bei unrechtmäßiger Kenntniserlangung von Daten)

サービス提供者が、蓄積された属性データあるいは利用データが違法に伝送され、あるいはその他の方法で違法に第三者の知り得るところとなっていること、また権利に対して重大な損害を及ぼしあるいは関係する利用者の利益保護違反となることを確認した場合、連邦データ保護法第 42a 条が対応して適用される。

(2) 電気通信市場における透明性促進、情報公開及び追加的サービス指標のための枠組に関する規則案

この規則案は、電気通信サービスに関する透明性の確保について、連邦ネットワーク庁が 2014 年初に発表し、同年 3 月 31 日まで公開の意見を求めている。その後廃案になったが、規制当局の考えを知る上で重要と思われるので、取り上げておく。

第 1 条 サービス情報表 (Produktinformationsblatt)

- (1) 公衆向け電気通信網へのアクセスを提供する公衆向けアクセスの電気通信サービス提供者は、消費者及び要求のある他のエンドユーザーに対し、そのためのサービス情報表を利用できるようにしなければならない。
- (2) サービス情報表には、少なくとも、以下の事項が含まれる。
- a) 契約期間

- b) 契約の延長と打ち切りに関する条件
 - c) データ伝送速度(ダウンロードとアップロードの最低速度と最高速度)
 - d) できる限り、可能なパケット転送時間(Paketlaufzeiten)
 - e) できる限り、移動体無線網では、利用可能な平均データ伝送速度(ダウンロード速度とアップロード速度)
 - f) データ量制限を行う場合には、
 - データ伝送速度の減少が始まる閾値
 - データ量制限によって提供されるデータ伝送速度
 - 契約で同意したデータ量にどのサービス及びアプリケーションが含まれるか、またどれがそれに含まれないか
 - g) 毎月、支払うべき料金
 - h) 提供されるサービスのためのデータ
- (3) 電気通信サービスが統合的なネットワーク接続装置(特に、多機能ルーター)とパッケージ化されて販売される場合、サービス情報表には、追加的に少なくとも以下の事項が含まなければならない。
- a) そのネットワーク接続装置と市場で自由に販売されている装置との互換性に関する記述
 - b) 装置の機能に関する記述と、電気通信サービスに対する方が一の影響
 - c) もし存在するならば、装置の利用に関する費用
- (4) サービス情報表は、それに示した条件の変更と関係する契約締結及び契約延長に先だって、簡単にアクセスできる方法で、利用できるようにする。もはや販売されなくなったサービスのサービス情報表は、提供者のインターネット・サイトにおけるアーカイブの中で利用できるようにする。
- (5) 連邦ネットワーク庁の要求に応じて、サービス情報表の一例と、それが消費者あるいはエンドユーザーにどのようにアクセスできるようにしているかの方法の証明を、利用できるようにする。
- (6) もはや市場で販売されていないが消費者あるいはエンドユーザーにより依然として利用されているサービスの、第 1 条第 2 項 c)から e)までによるサービス情報表の内容と現在市場で販売されているサービスのそれは、電子的な処理に適した形で連邦ネットワーク庁に送付できるようにしなければならない。新サービス導入の場合には、第 1 文に述べる内容の送付は、マーケティングを行う前に適時連邦ネットワーク庁に対して行われなければならない。連邦ネットワーク庁は、そのインターネット・サイトにおいて、情報提供義務の枠内で適切な期間に第 1 文についての事項を公表する。サービス情報表の内容は、要求のある場合、インターネット比較ポータル(www.verbraucherwahl.de)の運営者にも、電子的な処理に適した形で定期的(少なくとも年一回)に送付されなければならない。

第 2 条 契約において強調すべき事項(Hervorgehobene Angaben in Verträgen)

公衆向け電気通信網へのアクセスを提供する公衆向けアクセスの電気通信サービス提供者は、第 1 条第 2 項に述べる事項について、契約の中で強調して、消費者及び要求のある他のエンドユーザーに対して情報提供しなければならない。

第 6 条 制限のあるデータ量についての情報義務(Informationspflichten bei beschränktem Datenvolumen)

- (1) 制限のあるデータ量に関連させて公衆向け電気通信網へのアクセスを提供する公衆向けアクセスの電気通信サービス提供者は、消費者及び要求のある他のエンドユーザーに対し、以下の情報が利用できるようにする。

にしなければならない。

- a) 合意した精算期間内においては、少なくとも、これまで消費されたデータ量の日毎の実際の割合
- b) 合意した精算期間終了後では、消費されたデータ総量と契約で合意したデータ量

(2) 第1項 a)と b)による情報は、事業者独自のインターネット・プレゼンス(顧客センター)を通じてあるいは事業者独自のソフトウェア・アプリケーションによって、利用できるようにする。b)による情報は、追加的に、精算書に印刷されなければならない。

(3) 利用期間中に、契約で合意したデータ量の80%に達した場合、消費者あるいはエンドユーザーは、遅くとも、実際のデータ接続完了とそれについての通信データ率の評価の後、簡単にアクセスできる方法で、指摘されなければならない。この指摘は、消費者あるいはエンドユーザーによってキャンセルされ、再度、接続ができるようにする。

第8条 契約期間と提供者乗り換えに関する情報 (Information zur Vertragslaufzeit und zum

Anbieterwechsel)

公衆向け電気通信網へのアクセスを提供する公衆向けアクセスの電気通信サービス提供者は、消費者及び要求のあるエンドユーザーに対して、電気通信法第45h条に従う事項に加え、以下の情報を利用できるようにしなければならない。

- a) 契約開始の日付
- b) 最短契約期間の実際の終了日
- c) 連邦ネットワーク庁のインターネット・サイトにおいて提供者乗り換えの一般的期限に関する情報の指摘

第1文は、契約期間なしの契約関係には適用されない。

第9条 アクセス確認の情報 (Information über Zugangskennungen)

公衆向け電気通信網へのアクセスを提供する公衆向けアクセスの電気通信サービス提供者は、消費者及び要求のあるエンドユーザーに対して、利用可能なサービスの要求のために必要なアクセス確認を通知しなければならない。

第3章 データ・ポータビリティと競争政策

欧州委員会法務総局委員(当時)ビビアン・レディングは、2012年1月25日に一般データ保護規則案の概要説明の中で、「人々は自分自身のデータにいつでも容易にアクセスでき、あるサービス提供者から他のサービス提供者にその個人データを移転できるようになる。これがデータ・ポータビリティの権利である。これはサービス間の競争を改善にすることになる」と語っている。この最後の文が示すように、データ・ポータビリティ措置の目標には、競争改善・競争促進という側面がある。しかし、上述したように、民間提供者あるいは競争当局(フランスの競争庁)などの意見に見られるように、競争政策上の問題も存在する。そこで、この章では、データ・ポータビリティに関する競争政策上の議論をまとめることにする。

1. 欧州委員会法務総局エキスパート・グループにおけるスイッチングの議論

まず個人のデータ保護を管轄する欧州委員会法務総局(現在、法務消費者総局)のエキスパート・グループ(Expert Group)がクラウド・コンピューティングにおける「スイッチング問題」を検討している。以下において競争問題を見る場合の技術的な情報そして取り組みの情報となることから、まずそこでのスイッチングの検討を見ておこう。

エキスパート・グループは、クラウド・コンピューティング問題と取り組むために2013年6月の欧州委員会決定⁵⁸に基づいて法務総局に設置された部会で、メンバーは、クラウド・コンピューティングの提供者そして消費者の代表で構成されている。性格としては、関係者、特に、民間団体の意見を聴取する場となっている。このグループは、2014年1月29・30日の会合そして同年12月11・12日の会合の二回にわたって、スイッチング問題を取り上げた。

(1) 提供者の変更、クラウド・サービス及びデータ・ポータビリティ(2014/1/29)

エキスパート・グループが最初に取り上げたのは、「提供者の変更、クラウド・サービス及びデータ・ポータビリティ」における議論の枠組を設定することだった⁵⁹。

「(クラウド・サービスに関する)スイッチングとは、あるクラウド・サービス(提供者)から別のそれに乗換えることを指す。サービスあるいは提供者の変える理由は様々である。例えば、顧客は、他の提供者あるいはサービスがベターだと考えて、自発的に乗換えるかもしれない。ある場合には、関係のサービスが提供者側の都合で停止されることもある。例えば、商業的な見込みがないあるいはビジネスの焦点を変更する場合である。別の場合には、特定のユーザーによるサービス提供条件違反のために、そのユーザーのサービスを止めるかもしれない。さらに、クラウド・サービス提供者の破産によって、サービスが打ち切られることもあるだろう」。(注:太字は原文。以下同じ)

⁵⁸ Commission Decision of 18 June 2013 on setting up the Commission expert group on cloud computing contracts:

⁵⁹ Discussion paper on "Switching - data portability upon switching",

http://ec.europa.eu/justice/contract/cloud-computing/expert-group/index_en.htm この文書は、tte Overing, representative of ICTRecht bv と Maciej Gawronski, member により執筆されている。

a) 問題点:クラウド・サービスのスイッチングとデータ保護

「人々はプライバシーの権利を持つ。誰かの個人的な詳細が処理されるならば、その人はそれを点検する (inspect) 権利を持つ。個人は提供者が処理した個人の詳細について、要求により、コピーの形で、知ることができなければならない。またスイッチングの場合にも、点検の権利を利用できる⁶⁰。

個人データ保護のコンテキストでは、これは望ましいことである。(しかしデータの)ポータビリティは、ほとんど便益がない。コピーは通常、新しいアプリケーションに移行できないためである。どのケースでも、メタデータを伴う必要があるだろう。

提供者のスイッチングのケースで上げられるデータ保護に関する他のジレンマには、サービス提供者によるデータの**削除 (deletion)**とデータの**保持 (retention)**である。個人は、データ保護規則により、データを削除させる権利を持つ。データ主体が明確にそれを要求しないとしても、提供者は一定の期間が経過した後に、すなわち、処理が特定目的のために必要でなくなった時には、そのデータを削除しなければならない。個人が入力しあるいは残した個人データ及びそのデータに基づいて作成されたプロフィールは、削除されなければならない。しかし実際には、この削除はしばしば起きるわけではない。時には、情報の確認が他の情報から切断するようにしているためである。

データ保護の視点からすると、クラウド提供者の蓄積したデータに**法の執行者がアクセスすること (law enforcer's access)**は、重要な問題である。しかし、このトピックスは、ここでのクラウド・サービスのスイッチング問題の範囲には入らない。

データの点検、削除あるいは保持に関わる問題は、提供者のスイッチングが自発的でない場合に、大きな問題となるかもしれない。提供者が破産したとしよう。その場合、点検あるいは削除を要求するチャンスはない。もし提供者の広範な連鎖が存在し続けるならば、それには終わりがないだろう。

技術的な視点からすると、点検の要求あるいは削除義務は、その実施に困難さがあるかもしれない。使用されるフォーマットそして複数のバックアップを行うような様々な技術的な手続きは、個人データの削除を難しくするかもしれない。たとえ技術的に可能であったとしても、提供者は常に協力したいと思っているわけではない。たとえば、消費者は自分の個人データを使用するサービスに支払いをし、提供者は支払いを得るためにデータを必要としているためである。

クラウド・サービスの提供では、提供者(処理者)がクラウド連鎖のどの部分を形成しているのかははっきりしないかもしれない。どこにデータが位置しているのか、またどの処理者あるいは管理者がデータを処理しているのか、管理者にとっても明らかではないかもしれない。

b) 問題点:クラウド・サービスのスイッチングとポータビリティ

「データ保護問題の他に、クラウド・サービスのスイッチングでは、データを移転させるシステム・エンジニアの能力の問題もある。個人データに加えて、専門知識のような他のコンテンツもシステム・エンジニアには重要である。いくつかのケースでは、システム・エンジニアは、最小期間について、例えば、財務データのようないくつかのデータを蓄積する法的義務を負っている。さらに、データの認証を保証することもできなければならない。そのため、(システム・エンジニアの能力に不足があれば)元の提供者から新しい提供者へのデータ・ポータ

⁶⁰ 個人データ保護指令 (95/46/EC Article 12)

ビリティは、クラウド・コンピューティング契約を受けるか受けないか(take it or leave it)の重要な問題となる。

技術的な視点からすれば、データ・ポータビリティにはいくつかの障壁がある。ある提供者から他の提供者へスイッチし、あるいはデータを移転させることは、技術的に難しい問題であり、必ずしも全てのサービス提供者が必要なインフラを持っているわけではない。ポータビリティは、オペレーティング・システムの特徴に依拠する傾向があるためである。

しかし実際には、提供者のスイッチングは、前の提供者の妨害なしに、一般に使用されているフォーマットで新しい提供者へ個人データ及びその他のデータを移転するのが可能でなければならないことを意味している。ポータビリティは、データのポータビリティだけでなくデータの構造(structure)も含んでいる。ある専門家は、データが移転されるべきフォーマットが鍵となる問題だと強調している。

ベンダーのクラウド環境はどれも、一つあるいは複数のオペレーティング・システムをサポートしている。どのベンダーも、ハイパーバイザ(hypervisor)(仮想マシン・モニター:VMM)、プロセス、セキュリティ、ストレージ・モデル、ネットワーク・モデル、クラウド API、ライセンス・モデルなどを持っている。これまでのところ、二つの提供者が、同じハードウェアとインフラで正確に同じ方法でクラウドを実施している例はほとんどない。クラウド間のデータ・ポータビリティの不在の大きな理由は、次のようになっている。

- (1) クラウド・コンピューティングの概念を接近させるには様々な技術的可能性があるため
- (2) 市場における多様なクラウド・サービスとハードウェアのため
- (3) クラウド・コンピューティング提供者の市場条件の違い(強い市場での地位あるいは技術的優位性)

技術的な障壁に加え、**データへのアクセス(access to data)**を得るような障壁もあるかもしれない。シングル
の SaaS サービスを共同で提供する**大きな提供者チェーン(chain of providers)**は、データを収集し、データを移転させるのを難しくしているかもしれない。例えば、様々な提供者の機能とデータベースがリンクされる Content Management System である。

クラウド提供者が用いる**契約条件(contractual terms)**も問題をもたらすかもしれない、必ずしも全ての提供者がポータビリティを保証していないからである。ある契約では、提供者は、契約が終了するとすぐにデータを削除し、他方で、他の契約では、一定期間データを保持し、ポータビリティを保証するかもしれない」。

c) 問題の解決策:ポータビリティ

「現在の一般データ保護規則案(2014年1月段階-この後、3月に欧州議会が可決)は、データ・ポータビリティとその技術的側面、データへのアクセス-提供者チェーンあるいは破産した提供者のケースについて、そして費用の配分についてソリューションを示していない。しかし、以下の方法でソリューションを見いだすことができるだろう。

- (1) (技術的及び組織的な) (産業の) 標準化
- (2) 行動規範(codes of conduct)
- (3) (標準的な) 契約条件

これらのソリューションを見る場合、我々は、クラウド・サービス・モデル間の相違を考慮する必要がある。

- **SaaS⁶¹**: SaaS のケースでは、クラウドの顧客が新しいソフトウェアに変更するとき、問題はアプリケーションが提供する機能をもとのまま保持するか高度化するかということである。データ・ポータビリティを保証するには、少なくとも次の要素が考慮されるべきである。
 - API (Application Program Interface) のオープンな仕様
 - 統合技術
 - アプリケーション・サーバー/オペレーティング・システム
 - データ・フォーマット

コンテンツのスムーズな移行には、データ及びメタデータ(アプリケーションのコンフィギュレーション)も新しい環境へ移行されるべきである。

- **PaaS⁶²**: このケースでの問題は、アプリケーションの書き換え規模を最小化しながら、コントロールを保持あるいは改善し、その中でデータの移行を図ることである。データ・ポータビリティを保証するには、少なくとも次の要素が考慮されるべきである。
 - アプリケーション開発のためのプログラミング言語、
 - オープンなデータ・フォーマット
 - しっかりした統合化あるいは緩やかなサービスとのカップリング
 - キューイング及びメッセージング・サービスのための抽象化レイヤー

コード・ベースのスムーズな移行には、アプリケーションのフレームワーク、データ及びメタデータの移行が必要である。

- **IaaS⁶³**: このケースでは、アプリケーションとデータを移転させ、新しいクラウド提供者において駆動させる。データ・ポータビリティを保証するには、少なくとも次の要素が考慮されるべきである。
 - VM (Virtual Machine) をポート (port) する能力
 - インフラ提供者横断的な基礎的コンフィギュレーション」

⁶¹ SaaS とは、ソフトウェアを、通信ネットワークなどを通じて提供し、ユーザーが必要なものを必要なときに呼び出して使うような利用形態のこと。サービス型ソフトウェアとも呼ばれる。ユーザーは必要なソフトウェアやその機能を必要なときだけ利用でき、利用実績に応じて料金を支払う。必要な機能を利用者がダウンロードして自身のコンピュータに導入(インストール)する方式のものと、サーバ上で動作するソフトウェアの機能をネットワークを介してオンラインで利用する方式がある。(IT用語辞典) <http://e-words.jp/w/SaaS.html>

⁶² PaaS とは、アプリケーションソフトが稼動するためのハードウェアや OS などの基盤(プラットフォーム)一式を、インターネット上のサービスとして遠隔から利用できるようにしたもの。また、そのようなサービスや事業モデル。ソフトウェアを SaaS として提供するための実行環境や課金サービスなどの基盤を提供するサービス、を意味する場合もある。(IT用語辞典) <http://e-words.jp/w/PaaS.html>

⁶³ IaaS とは、コンピュータシステムを構築するための稼動させるためのハードウェアやネットワークなどのインフラストラクチャーを、インターネットを通じたサービスとして提供する形態のことである。IaaS は、アプリケーションソフトウェアの機能が提供される SaaS (Software as a Service)、および、SaaS が稼動する OS などのプラットフォームを提供する PaaS (Platform as a Service) をさらに深め、SaaS や PaaS が稼動するハードウェアリソースを、仮想マシンとして提供するものである。具体的には、演算処理装置 (CPU)、外部記憶装置、通信回線といった資源が利用することができる。IaaS を利用することで、ユーザーはハードウェアの増設などを気にする必要なく、必要に応じて月額利用料を支払うなどの形式で資源を利用できる。 <http://www.webl.io/content/IaaS>

エキスパート・グループは、こうしたクラウド形態をもとに、上述したソリューションを説明している。

- **標準化:** 現在の標準化の取り組みは、TOSCA、ETSI そしてデータ・ポータビリティ・プロジェクト(Data Portability Project)によって進められている。TOSCA(Topology and Orchestration Specification for Cloud Applications)は、CA Technologies、CapGemini、Cisco、Citrix、EMC、IBM、NetApp、PwC、Red Hat、SAP、Software AG、Virtunomic、WSO2 により設立された OASIS(非営利の標準開発組織)の技術部会である⁶⁴。ETSIは欧州電気通信標準化機構、そしてData Portability Projectは、大手のウェブ業界プレイヤー(Google、Facebook、LinkedIn、Twitter、Microsoftなど)が支援するワークグループである。

TOSCAの目標は、複雑なソフトウェアとハードウェアのインフラで駆動するクラウド・アプリケーションとITサービスのポータビリティを大きく改善することである。TOSCAは、クラウド・サービスを創造する提供者、特定のクラウド提供者あるいはホスティング技術から独立的に、アプリケーション及びインフラのクラウド・サービス、サービス間の関係、それらサービスの運営形態の相互運用的な叙述を可能とすることによって、その目標へアプローチしている。TOSCAはまた、クラウド・インフラのマネジメントをよりハイレベルな運営行動に関連づけることにも取り組んでいる。

ETSIは、2013年12月11日に、「Cloud Standards Coordination:Final Report」を発表している。ETSIが主導するCloud Standards Coordinationの目標は、欧州委員会が定める政策目標を支援するために必要な標準の詳細なマップを確認することである⁶⁵。

Data Portability Projectは、データ・ポータビリティの発想を実現するために一般的な慣行を定義することを目標としたプロジェクト名である。そのため、既存のオープンな標準とプロトコルが、オンライン・ツール、ソーシャル・ネットワーク、その他のオンライン・サービス間においてユーザー・データのポータビリティを可能とするために使用されるべきだとする。大手のウェブ企業の支援は、その成果のためには良いものの、「データ保護の観点からは望ましいと見られていない」⁶⁶。

- **行動規範:** 行動規範を通じてデータ・ポータビリティを進める例は、オランダのDHPA(Dutch Hosting Provider Association)⁶⁷である。この行動規範は、市場におけるDHPAメンバーの差別化を目指すもので、利用者利益という視点は保証されていない。
- **契約条件:** このソリューションの参考として、15の大手クラウド提供者の契約条件を調べた調査が上げられている⁶⁸。それによれば、

<解約時の返還の権利>

- ユーザーにそのデータの返還する権利を認めている提供者:6社
- ユーザーにデータを返還する選択肢を認めていると言える提供者:1社
- ユーザー・データを削除することができるとする提供者:4社
- ユーザー・データを自動的に削除する提供者:2社
- ユーザーにデータを返還する権利の規定がない提供者:2社

⁶⁴ https://www.oasis-open.org/committees/tc_home.php?wg_abbrev=tosca

⁶⁵ <http://csc.etsi.org/>

⁶⁶ Discussion paper on "Switching - data portability upon switching",p.7

⁶⁷ dhp.nl

⁶⁸ Overview of the terms and conditions of the biggest cloud providers from the Talkin' Cloud 100 list (source:<http://talkincloud.com/tc100>)

<解約後の返還期間及びデータ利用可能とする期間>

- 30日:2社
- 60日:1社
- 90日:1社
- 商業的に妥当な期間:1社
- 特定せず:1社

d) 提案:契約条件の記述

エキスパート・グループは、(公開文書上は十分な検討のように思えないが)、契約条件においてデータ・ポータビリティを進めるべきとして、その場合に契約に盛り込むべき最小限の事項を提案した。契約は十分に透明的で明確で理解しやすいに条件にすべきとした。ただし、データ・ポータビリティの提供が、必ずしも「無料」とする必要があると考えた。

<契約条件の最小事項>

- データの定義
- データがポータブルかどうか
- データが返還されるときには、どんなフォーマットでか(おそらく、技術的な標準化によると考えられる)
- (もしあるならば)、妥当な料金
- 解約後、どのぐらいの期間、提供者はデータを保存するか
- 顧客の要求で削除されない場合、係争の期間中にデータが提供者によって削除できないこと、

2. Facebook による WhatsApp の買収に関する欧州委員会の合併審査

2014年2月、米 Facebook は、スマートフォン向けメッセージング・アプリケーションを手がける米 WhatsApp を約160億ドルで買収することを発表した。WhatsApp は、テキストのほか、写真や動画、音声ノートなどをユーザー間で送受信できるアプリケーションを、iOS、Android、 BlackBerry、 Windows Phone、 Symbian 用に提供している⁶⁹。

この買収について欧州の電気通信事業者は、買収後(あるいは合併後)の企業が過度な市場支配力を持ち、またユーザー・データを支配するとして反対した⁷⁰。

この取引は2014年8月29日に欧州委員会に届けられた(notified)。2014年10月3日に認可(approve)の決定が出され(プレスリリース IP/14/1088)⁷¹、同年11月21日の官報で公表された(Official Journal of the European Union, C 417, 21 November 2014)。

a. 背景

Facebook は、消費者の通信、消費者と広告業者に対する写真・動画共有機能を含む幅広いソーシャル・サービスを提供するソーシャル・ネットワークのオンライン・プラットフォームを提供している。特に、同社は、ソーシャル・ネットワーキング・プラットフォーム「フェイスブック」、消費者通信アプリ「フェイスブック・メッセンジャー」、動画共有プラットフォーム「インスタグラム」を提供している。これらのサービスには、PCでのインターネットを通じて、またスマートフォン及びタブレットでの特別なアプリを通じてアクセスできる。また Facebook はオンライン広告のスペースも提供している。このため、Facebook はそのソーシャル・ネットワーキング・プラットフォームのユーザーに関するデータを収集し、広告業者に代わって、個々のユーザーを「ターゲット」とした広告に役立つようにデータを分析している。Facebook のソーシャル・ネットワーキング・プラットフォームは世界中で13億人のユーザーを持ち、そのうちの3億人はフェイスブック・メッセンジャー・アプリのユーザーである。

他方、WhatsApp は、ユーザーがマルチメディア・インスタント・メッセージを交換できるようにするメッセージング・アプリの提供者である。Facebook と異なり、WhatsApp は現在のところ(当時)、PC とタブレットでは利用できず、そのサービスにメッセージを蓄積せず、広告スペースも販売していない。WhatsApp は世界中で6億人のユーザーを持っている。

b. 欧州連合の合併コントロール・ルールと手続き

欧州委員会は、ある基準額を超える売上高の企業に関する合併及び買収を評価し(合併規則第1条)、欧州経済地域(European Economic Area: EEA)あるいはその実質的部分において

⁶⁹ 欧州のアプリケーション市場に関する調査分析は、Plum Consulting による2015年3月の調査「All about That App」が代表なものとして挙げられる。

http://www.plumconsulting.co.uk/pdfs/Plum_March_2015_All_about_that_app.pdf

⁷⁰ “EU Regulators Greenlight Facebook’s Purchase of WhatsApp”, The Wall Street Journal, Oct. 3, 2014, <http://www.wsj.com/articles/eu-regulators-greenlight-facebooks-purchase-of-whatsapp-1412330466>

⁷¹ EUROPEAN COMMISSION, PRESS RELEASE “Mergers: Commission approves acquisition of WhatsApp by Facebook”, IP/14/1088

有効競争を大きく妨げる集中を阻止する義務を担っている。

合併の大部分は競争問題を引き起こさず、通常の審査の後に認められる(clear)。取引が届けられてから、欧州委員会は、認可を与えるべきかどうか(Phase I)あるいは追加の調査を開始すべきか(Phase II)を決定するために、通常、25 平日を掛ける。

c. 検討の内容と結果

結果として、欧州委員会は、この買収を認めた。欧州委員会は、フェイスブック・メッセンジャーと WhatsApp が密接な(close) 競争者ではなく、消費者は買収後も引き続き幅広い選択肢を持つと判断した。そして消費者の通信アプリは**ネットワーク効果**により特徴付けされるが、合併した企業が買収後も引き続き十分な競争に直面するとした。

欧州委員会の検討では、三つの側面に焦点が充てられた。

- (i) 消費者通信サービス
- (ii) ソーシャル・ネットワーク・サービス
- (iii) オンライン広告サービス

最初の消費者通信サービスに関して、欧州委員会は、スマートフォンでのアプリケーションを評価した。WhatsApp が他のサービスでは利用できないためである。欧州委員会は、フェイスブック・メッセンジャーと WhatsApp が**密接な競争者ではない**と考えた。フェイスブック・メッセンジャーがスタンドアロンのアプリであるという事実にもかかわらず、ユーザーは、Facebook のソーシャル・ネットワークと一体的なものとして経験している。WhatsApp の場合には、サービスへのアクセスが電話番号を通じて提供され、他方で、フェイスブック・メッセンジャーの場合には、Facebook のプロフィールが必要である。ユーザーは異なった方法でこの二つのアプリを利用しているように見え、それらユーザーの多くは二つのアプリを同時に同じモバイル・ハンドセットで利用している。さらに、この市場には、Line、Viber、iMessage、Telegram、WeChat、Google Hangouts のように市場で利用できるいくつかの競合アプリが存在している。

消費者通信アプリ市場は、ネットワーク効果—ユーザーにとってのサービスの価値が、他のユーザーの数と共に増大する効果—によって特徴付けされる。ネットワーク効果は、市場から競争者を閉め出すほど大きなネットワークに持つ企業の出現を可能にする場合がある。WhatsApp とフェイスブック・メッセンジャーは、その人気を前提に、すでに大きな顧客基盤(customer base)を持っている。しかし、多くの要因により、その顧客基盤が持つネットワーク効果を穏やかなものとしている。欧州委員会は、消費者通信アプリ市場が急速に発展し、市場で確立した地位もしばしば振り出しに戻されるような短いイノベーションのサイクルに特徴付けされていると考える。また、新しいアプリの出現がかなり容易であり、大きな時間と投資を必要としない。さらに、顧客は同時に複数のアプリを使用でき、また実際にそうしており、簡単にあるアプリから別のアプリに乗り換えることができる。

第二のソーシャル・ネットワーキング・サービスに関しては、その関連市場の境界が絶えず変化していることを確認している。WhatsApp はすでに Facebook と競争するソーシャル・ネットワー

クになっているとの第三者の指摘もあるが、欧州委員会は、Facebook の提供している極めて豊富なサービスと比較すれば、その分野では WhatsApp は同等の競争者とは言えない(distant competitor)と考える。また Line や WeChat のようなアプリを含め非常に多くの代替サービス提供者が存在している。合併によって、ソーシャル・ネットワーキング・サービスでの Facebook の地位が強化されるとしても、WhatsApp のユーザー基盤が Facebook とそれと大きく重複するために、ソーシャル・ネットワークの新メンバーの純ゲインは、限定的である。このため、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの関連市場の正確な境界がどうであれ、また WhatsApp がソーシャル・ネットワークであるかどうかにかかわらず、合併によって競争がネガティブな影響を受ける可能性はないと、欧州委員会は判断した。

WhatsApp はオンライン広告サービスを提供していないが、欧州委員会は、合併がその市場での Facebook の地位を強化し競争を妨げるかどうかを調べた。特に、欧州委員会は、Facebook が以下を行う可能性を取り上げた。

- (i) WhatsApp に広告を導入する
- (ii) Facebook の広告目標を改善するためのユーザー・データ源として WhatsApp を利用する

そして欧州委員会は、Facebook が WhatsApp に広告を導入し、また WhatsApp のユーザー・データを利用するかどうかにかかわらず、合併が競争問題を発生させないとの結論を下した。合併後、ターゲット化された広告の提供では、Facebook には十分な数の代替提供者が存在し続けるだろうし、広告目的に価値のあるインターネットのユーザー・データの膨大な量は、Facebook が独占的にコントロール(exclusive control)できる範囲内にはないという理由からだった。

ただし、注意しなければならない点は、この検討において、欧州委員会はオンライン広告市場において合併が競争を阻害する可能性という範囲の中で潜在的なデータの集中問題を分析したことである。合併の結果として、Facebook のコントロール内に入るデータの集中度増大に関連して生じるプライバシー関連の問題は、EU 競争法の範囲には入らないとして、取り上げられていない。

上記三つの分析から、欧州委員会は、この合併が競争問題を引き起こさないという結論を下した。

3. 英国 CMA 及び仏競争庁のデジタル経済に関する経済分析

英国の CMA と仏競争庁は、2014 年 12 月、デジタル経済における競争分析及び競争法執行の難しさから、共同して、経済分析の場合の基本的な考え方を整理した文書「オープンとクローズドなシステムの経済学」(The Economics of Open and Closed System)を公表している⁷²。

(1) 概要

まず、問題意識を確認しておこう⁷³。

「デジタル経済は、製品、サービスそして情報への消費者そして企業のアクセスを増大させている。これらの様々な製品とサービスは、経済学者が『エコシステム』(ecosystem)と呼ぶ補完的な形でしばしば一緒になって経済的な作用を及ぼす。製品そしてサービスのそれぞれが他方のおかげで成果を増すためである。モバイル・デバイスで提供される様々なサービス(通話、音楽、e ブック・カタログ、アプリ、アップ・ストアなど)、あるいはオープンなシステム(コンピュータ、ソフトウェアなど)でのそれらは、そうしたエコシステムのよく知られた事例である。

市場におけるそれらエコシステムの競争性は、まとめる作業を行うプレイヤーの数に特に依拠する。ユーザー・グループ間の『ネットワーク効果』の存在は、多くの消費者、開発者、広告者、製品供給者などをまとめる大きな市場のプレイヤー (Google, Apple, Facebook, Amazon など)を有利にしている。

ここでは、ネットワーク効果が作用する「エコシステム」におけるサービスをまとめるプレイヤーに着目している—それらプレイヤーは、電子通信分野では、「プラットフォーム」と呼ばれている—。そしてこのエコシステムの開放性・閉鎖性が競争及び消費者の両方に重要な影響を与えているとの特徴をまとめている。

「エコシステムの開放性あるいは閉鎖性の度合いは、競争と消費者の両方に重要な影響を持つ。

- これらのエコシステムのいくつかは、相対的に「オープンに」運営されている。すなわち、それらは競合する広範なコンポーネントをもって運営される。したがって、様々なプレイヤーは、価格及び品質の点、自律的な戦略を採用することができる。調整のないことがそのエコシステムの品質を害することがあるものの、消費者がコンポーネントを組み合わせ調整することができ、競争を増大させることができる。
- 他のエコシステムは、相対的に「クローズドに」運営されている。エコシステムの所有者がシステムと互換性のある製品・サービスを選択し、そのためシステム内のコンポーネント間の競争は少なく、互換性は競合するシステムとの間で図られる。消費者の選択肢はそのエコシステム内

⁷² L'Autorité de la concurrence française et la Competition and Markets Authority(2014), Économie numérique - Analyse des systèmes ouverts et fermés なお同様にドイツの競争機関である連邦カルテル庁も 2014 年 10 月 1 日に「デジタル経済:競争法、プライベート空間及び消費者保護の間のインターネット・プラットフォーム」と題する文書を公表している。Digitale Ökonomie – Internetplattformen zwischen Wettbewerbsrecht, Privatsphäre und Verbraucherschutz, Tagung des Arbeitskreises Kartellrecht, 1. Oktober 2015

⁷³ [http://www.autoritedelaconcurrence.fr/user/standard.php?id_rub=592&id_article=2467,](http://www.autoritedelaconcurrence.fr/user/standard.php?id_rub=592&id_article=2467)

で利用できる製品・サービスに限定される」⁷⁴。

そうしたエコシステムの競争問題を解決するには、ケース・バイ・ケースで行うべきであると結論している。これは、ノーベル経済学賞受賞者ジャン・ティロルが進めた「二面性市場」(two-sided market)の理論を下敷きにした結論である。

「二面性市場の理論は、システムの開放性あるいは閉鎖性がケース・バイ・ケースで分析されるべきであることを示している。評価の場合の基準は、例えば、システム間の競争度合い、消費者がシステムをスイッチすることの容易さ、システムの存続性を保証するために必要な調和の度合い、そして選択する前にシステムに関係する費用を消費者が評価できるかどうかである」⁷⁵。

(2) 開放性と閉鎖性の評価

以下では、上記の結論を理解するために、a) 報告書における概念の整理、b) エコシステムの開放性(閉鎖性)が競争に与える潜在的効果、そして c) 閉鎖性が反競争的理由に問われるケースを見ていく⁷⁶。

a. 概念の整理

• エコシステム

エコシステムは、「新規市場を作りまた顧客に対する価値をもった財・サービスを生産するために一緒に作業を行う多くの企業—競争者と補完者(complementor)」として定義されている⁷⁷。エコシステムは基本的に**補完性**について述べており、一つのプラットフォームと市場の複数側面を組み合わせてからなり、コアになる企業は、消費者、コンポーネント製造者、開発などの間を仲介する。

エコシステムの様々なコンポーネントには、例えば、以下が含まれている。

- **インターフェイス**:これは、オペレーティング・システムのように、システムの様々なコンポーネントの互換性を可能にする
- **ハードウェア**:ハードウェアは一般的に、コンピュータやスマートフォン、タブレット、マルチメディア・コンソールのような—電子的デバイス、及び接続された財のような耐久財である。
- **ソフトウェア**:例えば、アプリ・ストアで購入ないしダウンロードするアプリケーションあるいはハードウェアにプレインストールされたアプリケーション
- **コンテンツ**:システムのハードウェアあるいはソフトウェアで視聴あるいは読解を可能とし、システム所有者に属することのある電子的なストアで購入しアクセスされる音楽、新聞、eブックなど。

これらの複数のコンポーネントは、一緒に動作させることで、エコシステムから消費者が

⁷⁴ http://www.autoritedelaconurrence.fr/user/standard.php?id_rub=592&id_article=2467

⁷⁵ 同上

⁷⁶ L'Autorité de la concurrence française et la Competition and Markets Authority(2014), *Économie numérique - Analyse des systèmes ouverts et fermés*

⁷⁷ Hazlett, T, Teece, D and Wavermann, L (2011). *Walled Garden Rivalry: The Creation of Mobile Network Ecosystems*. *George Mason University Law and Economics Research Paper Series*, 11 (50)

効用を引き出す。たとえば、購入されたソフトウェアは、動作させるにはオペレーティング・システムとハードウェアが必要である。

エコシステムは、上で述べたコンポーネントを必ずしも全て必要とするわけではない。例えば、広告でサポートされるコンテンツ・プラットフォーム (advertising-supporting content platform) (ソーシャル・ネットワーク、オンライン・ゲーミング、オンライン・ニュースペーパーなど) のように、コンテンツを通じて視聴者を引きつけ、その視聴者へのアクセスを広告主へ販売する)あるいは市場(いちば)のようなプラットフォームもエコシステムとして考えることができる。いくつかのソーシャル・ネットワークは、それらを開発できるアプリケーションないしその可能性を提供し、コンテンツ、ペイメント・システムあるいは仮想的な通話も提供している。その市場(いちば)は売り手と買い手の仲介者として機能し、関連するサービス(広告、ペイメント・システムなど)も提供する。そうしたエコシステムでは消費者に関連するハードウェアがなく、またシステムを交換する際に他のデバイスを購入する必要がないとしても、ユーザーは、例えば、**ネットワーク効果**あるいは**学習費用**のために、なおロックインされる場合がある。

マイクロプロセッサにおけるインテルのビジネス・モデルあるいはマイクロソフトのオペレーティング・システムのような、これまでのエコシステムは、システム所有者がそのシステム利用者へコンポーネントを直接的な販売することにより収入を得られるようにしていたが、現在のエコシステムの所有者は徐々に、財・サービスの需要と供給の間の**仲介者**として行動するようになっていく。そのため、エコシステムは、市場の複数側面の間のボトルネックになるように競争する。

仲介者としての機能は、多かれ少なかれ、以下の事例で示すような発展をしてきた。たとえば、ある企業はそのシステム、特に自前のデバイス(移動体デバイス、コンピュータなど)のユーザーに直接、多くのコンポーネントを販売することに焦点を当て、自らの専門アプリケーション・ストアを持つようにしている。この閉鎖的なビジネス・モデルは、仲介的な地位を金銭に結び付けることよりも、電子的なデバイスの販売に焦点を当てる。

対照的に、ある企業は、様々な、よりオープンなビジネス・モデルを開発し、そのサービスのインターネットでのユーザーと、他の製品・サービスの販売者の仲介者として活動することに焦点を絞る。このビジネス・モデルでは、広告の役割とできるだけ多くのユーザーを自分のサービスに引きつける目的が、いっそう顕著となっている。

このように、エコシステムの開放性の程度と焦点は、様々な経済的利益と様々な産業の在り方を反映している。

- **ネットワーク効果(network effects)**

エコシステムの特徴は、**直接的なネットワーク効果**と**間接的なネットワーク効果**の両方を大きな程度で持つこと、すなわち、エコシステムの一部となっているユーザーの便益が、そのシステムの一部となっている他の主体の数とタイプ(例えば、消費者、アプリケーション

ン開発者、コンテンツ制作者、コンソール販売者など)に依存することである。エコシステムのネットワーク効果は、双方向性を必要とせず、複数の主体間で様々な方向にフローする。あるタイプのユーザーは他のユーザーの数と存在から便益を得るが、他方でそれは他のユーザーに不効用を引き起こすかもしれない。たとえば、消費者はより少ない広告のシステムを選好するが、非常に多くの消費者がいることがそのシステムへ広告主を呼び寄せるためである。

一つの主要製品と一つの副次的製品から構成されるシステムも、エコシステムほど複雑ではないものの、ネットワーク効果を展開する。たとえば、特定のプリンター・モデルの追加的利用者は、カートリッジの利用可能性を増大させあるいはカートリッジ価格を引き下げるかもしれない、それはその特定のプリンター・モデルに消費者を呼び寄せるかもしれない。間接的なネットワーク効果である。

ネットワーク効果は、同じ「ネットワーク」に加入するユーザー数が増大するとき、一人の消費者がある財から引き出す効用を増大させるため、「**プラスの消費の外部性**」(positive consumption externalities)と見なされる⁷⁸。ただし、エコシステムに互換性がなければ、ネットワーク効果の便益は各システムのユーザーだけに限定される。

ネットワーク効果は、相互作用を改善する可能性があるときには直接的で(たとえば、通話できる人の数は電話を持つことからの便益を増大させる)、あるいはあるグループのユーザー数の増大(たとえば、システムの最終消費者)が他のグループのユーザー(例えば、アプリケーション開発者)を引きつけ、最初のグループのユーザーにプラスのフィードバック効果を生み出すときには、間接的となる(また、新たな開発者の到来は、競合する開発者のシステムの価値を引き下げる直接的効果をもつが、利用可能なアプリケーションの多様さあるいは品質を増大させるために、間接的なプラスの効果を持ち、それにより新規の最終消費者を引きつける)。

システムが多面的である場合には、ネットワーク効果はいわゆる「**限界ネットワーク効果**」(marginal network effects)の存在によって強化される。それは、「ある主体によるある財の採用がその財の他の採用者の便益を高める『全体的なネットワーク効果』(total network effect)との比較で、ある主体のある財の採用が他の者のそれを採用するインセンティブを増大させる」という事実として Farrell and Klemperer (2007)によって定義されている⁷⁹。例えば、システム所有者がライセンス料を変更するとき、競合する販売者は、同じシステムに属することが収入を引き下げるとしても、そのシステムに加わっていなければならないかもしれない。エコシステムが重要であり、あるいは消費者への主要なアクセスとなっている場合には、競争者がそのシステムに加わっているならば、そのシステムに加わらないことは、エコシステムなしの状況となって、その売り手は顧客を失う。その結果、エ

⁷⁸ Katz, M L and Shapiro, C (1994). Systems Competition and Network Effects. *The Journal of Economic Perspectives*, 8 (2), 93–115

⁷⁹ Farrell, J and Klemperer, P (2007). Coordination and Lock-In: Competition with Switching Costs and Network Effects. In Armstrong, M and Porter R (eds), *Handbook of Industrial Organization*, 1967–2072. Amsterdam: Elsevier.

システムがその売りに追加の収入をもたらさないとしても、ネットワーク効果はそのシステムに加わっていることを促すのである。

ネットワークの規模も、その品質にとって重要となって、ネットワーク効果を強化するかもしれない。「デジタル経済」市場では、たとえば、ユーザー数は、消費者が企業に対して価値ある利用データをもたらすために、製品あるいはサービスの品質に直接影響を与えるかもしれない⁸⁰(下線は整理者)。たとえば、アルゴリズムは、ユーザーのデータから学習し、製品あるいはサービスを更新あるいは改善するかもしれない。

ネットワーク効果(特に直接的なネットワーク効果)が存在する場合、それが大きなスイッチング費用と組み合わさった時にはとりわけ、単独企業が市場を支配するようになるかもしれない。その状況は「**winner takes all**」(一人勝ち)あるいは「**傾斜化**」(tipping)と呼ばれる。実際、ネットワーク効果が存在する場合には、あるシステムの規模が成功の重要な要因となり、いわゆる、「**雪だるま効果**」(snowball effect)ー**バンドワゴン効果**ーが観察されるかもしれない⁸¹。大きなシステムが徐々に多くのユーザーを獲得していく状況である。その場合、他の成功したネットワークから顧客を引きはがすことが極めて費用のかかるものとなるため、ネットワーク効果は、参入障壁となる。全てのユーザーが、同時に複数のシステムを利用できないときには(**multihoming** でないならば)、ネットワークからプラスの外部性を受け続けたいならば、同時に、多くのアプリなどを大挙して乗り換える必要があるためである。

最後に、ネットワーク効果は、システム所有者が異なったユーザー・グループに協調を求める状況となることがある。すなわち、ユーザーがあるシステムを採用するかしないかを選択する場合、それらはそのシステムの他のユーザーによりもたらされるプラスの外部性を考慮しないのが、普通である。そのとき、そのシステムは過小採用のリスクをもち、悪ければ、システムの失敗となるかもしれない。したがって、システム所有者は、その対策として、様々なユーザー・グループ間の協調ー場合によっては、内部補助ーを迫るかもしれない。これはシステムが、**クリティカル・マス(critical mass)**に到達していない場合に検討されるケースである。いったんクリティカル・マスを超えるならば、ネットワーク効果における雪だるま効果により、システムは自動的に規模を拡大する。

- **スイッチング費用 (switching costs)**

スイッチング費用は、現在の供給者に留まるならば発生しないが、供給者を変更する場合に発生する実際のあるいは想定される費用である。

スイッチング費用は様々な形態をとり、様々な要因から生じる。それには以下が含まれる。

⁸⁰ サービスのネットワークに関する同様の議論については、Katz, M L and Shapiro, C (1985). Network Externalities, Competition, and Compatibility. *The American Economic Review*, 75 (3), 424-440.

⁸¹ ハイテク製品におけるネットワーク効果の作用についてのケーススタディは、ロルフス著(佐々木勉訳)「バンドワゴンに乗る」(NTT 出版、2005 年)に詳しい。

- システムを乗り換える際に購入する必要のある主要製品(移動体デバイス、コンピュータなどのような「ハードウェア」)の価格
- データあるいはコンテンツ(音楽、eブック、アプリケーション、クラウドに蓄積したデータ、あるいは電話番号、eメールのアドレス)の**携帯性(portability)**の欠如。それは乗り換えの際に再購入あるいは変更を余儀なくさせる。あるシステムから別のシステムへコンテンツを移動させることは、システム間の互換性(及びその閉鎖度)に依拠して、不可能か費用のかかるものとなる(下線、整理者)。利用可能なコンテンツが競合システム間で同一でないときには(たとえば、テレビのコンテンツは、選択したインターネット・アクセス提供者に左右されるかもしれない、あるISPから別のISPへ乗り換えると今まで見ていたスポーツ・チャンネルがISPのサービス・メニューないため見られないかもしれない)、それはいくつかのコンテンツに慣れ執着している消費者にとっては、乗り換え費用を大きくするかもしれず、コンテンツの選好に基づき消費者がシステムを使い分けなければならなくなるケースである。
- ネットワーク効果そのものがスイッチング費用を発生させることがある(乗り換える際のユーザー間の協調問題のため、ネットワークへのアクセスを失うことの**機会費用**である。例えば、システムのユーザー間だけの通信手段が存在する場合、またエコシステムがソーシャル・ネットワークで構築されている場合である)。
- システムのユーザーとシステムのホストとの間の長期契約のような**契約費用**
- **学習費用**: 異なったシステムへの乗り換えに際し、なんらかの知識的投資が必要になる。特別なツール、プログラミング言語、特定環境を利用する慣れ(例えば、アップルのiOS環境、マイクロソフトのウィンドウズ環境など)

そうした費用は、システムが(技術的に)互換性を持たない場合に、いっそう大きくなる傾向を持つ。コンポーネントを再購入しなければならないし、またコンテンツを移転できないためである。一つのシステム内にあるコンポーネント間の大きな**シナジー効果**も、スイッチング費用を大きくする。一つのコンポーネントを換えることは、そのシナジー効果を受け続けようとするとき、他の全ての補完的なコンポーネントも換えなければならないことを意味するかもしれない。

システムのホストは、乗り換えを抑えるために人為的にスイッチング費用を膨らませ、そのシステムをデファクトに閉鎖的にすることができる。スイッチング費用は、そのシステムを離れて競合するシステムへ移ることがユーザーにとって費用を意味するために、システムに対する一定程度の**ロックイン**を意味することになる。これは、いったん消費者がロックインされたならば、システム間の競争を弱めるが、他方で既得顧客基盤(installed base of consumer)獲得のための激烈な競争を発生させる。新システムがよい高品質であったとしても、スイッチング費用が大きいときには、消費者のスイッチング費用が、新たなエコシステムの選択を困難にさせる**参入障壁**となる。

スイッチング費用とネットワーク効果が十分に大きいとき、消費者はシステムの将来の成功に関する**期待**に基づいてシステムを選択するようになる。あるシステムを選択するこ

とが一定期間そのシステムにロックインされることを意味するためである。このため、システム所有者は消費者の期待に基づいて行動するようになり、そのシステムの成功を得るために、例えば、主要製品を補助することによってその期待に応えようとする。

多面的コンテキストで重要なことは、スイッチング費用が、プラットフォームの一つあるいは複数の側面でユーザーを「シングル・ホーム」(すなわち、一つのシステムにのみ属すること)とすること—シングル・システムにロックインされること—である。したがって、プラットフォームは、他の面でそれらユーザーへアクセスしたいと思うユーザーにとっての**ボトルネック**となる。

- **エコシステムの開放性・閉鎖性**

エコシステムとそのコンポーネントの「**開放性**」(openness)は、消費者、企業間の競争、産業におけるイノベーション水準に影響を与えるため、重要な特性となる。「開放的な」(open)システムとは、「システム所有者以外のコンポーネント製造者あるいはシステム開発者へのアクセスを可能とするインターフェイスを装備したシステム」であり、そのため市場で利用可能な幅広いコンポーネントでシステムが機能する。その結果、開放型システムは、非常に多くのコンポーネントが消費者によって利用でき、それらの間の競争へと繋がる。

より多くのコンポーネントの組み合わせが可能で、エコシステム以外でそれらコンポーネントが利用可能であれば、そのエコシステムはいっそう開放型となる。そうしたエコシステムは、以下の場合には特に、他のエコシステムよりも開放的となる。

- エコシステム内でコンポーネントのより多くの組み合わせが可能である
- それらのコンポーネントのより多くが、システム所有者によって供給されていない

実際のエコシステムは、完全に閉鎖型のシステムと完全に開放型のシステムの間に位置している。ほとんどのシステムは、一部のコンポーネントが開放的で一部が閉鎖的となっている「**複合型**」(hybrids)である。それはしばしば、**垂直的統合の程度**、**システム所有者によるコンポーネントのコントロールの程度**、そして**システム間の互換性の程度**を反映している。

エコシステムのさまざまな開放度は、システムの主要な特徴だけでなく、**ビジネスモデルとシステム・デザイン**も反映している。

より閉鎖的なエコシステムは、特定のハードウェアでのみ利用が許可される専用のオペレーティング・システムをもったハードウェアを販売することに焦点を絞り、またデバイスのいくつかの機能が専用ソフトウェアでしかアクセスできないようにしたものである。しかしそうした場合でも、そのシステムは、第三者のコンテンツ貢献者には開放的となることがある。プログラミング・インターフェイスを通じて、開発者が、システム所有者のアプリ・ストアでしか販売できない「アプリケーション」をさらに作り出すかもしれないためである、

ハードウェアの販売を必ずしも排除しない閉鎖的なアプローチは、システム所有者が

販売する製品を誘導し、あるいはそのためのオンライン広告サービスに力を注ぐかもしれない。たとえば、オペレーティング・システムでは、デバイス製造者によりインストールされ、カスタマイズされ、場合によっては、そのライセンス料を無料としている。こうしたエコシステムは、部分的に開放的で部分的に閉鎖的と言える。

産業の特性に依拠するものの、システムの閉鎖化(すなわち、システム内のコンポーネント間の競争を妨げあるいは制限すること)は、様々な手段を用いて実施される。

- **システムと競合コンポーネントの間の技術的非互換化:** 第一に、そのシステムで使用できないように、システムと競合コンポーネントの間の技術を非互換にする。たとえば、主要製品の生産者は、特許とライセンス拒否を通じて自らの市場を守り、競争者がそれ自身の副次的な製品を持ち込むのを阻止する。また、システムのホストは、副次的な製品の旧バージョンと互換性を持たないようにしたインターフェイスの新バージョンを定期的に導入するかもしれない。さらにシステムの閉鎖化は、事後的な製品供給(たとえば、移動体電話—移動体電話サービスの加入、コピー機とメンテナンス)のために長期の独占契約のような契約、あるいはシステムのさまざまな製品間のバンドリングないし抱き合わせ(tying)(インターネット・エクスプローラーとマイクロソフト・ウィンドウズの抱き合わせ)により行われるかもしれない。
- **システム間の技術的非互換化:** システム間の相互運用性欠如は、競合するシステムの利用者が他のシステムと相互作用し、ネットワーク効果が一つのシステム内に限定される状況に導く(例えば、一つのエコシステムでしか利用できない専用のインスタント・メッセージ)。非互換性は競合するシステムに乗り換えるときには、あるシステムに持ち込むコンポーネントあるいはコンテンツの利用も妨げる。この意味で「**非互換性**」(incompatibility)は、「携帯性の不可能」(absence of portability)を意味する。システム間の非互換性は、各システムに対応していないあるいはアダプターがない場合には、いくつかのコンポーネントが複数の競合システムで販売されるのを妨げる。システム間の非互換性は、必ずしもシステムのホストによって決定されるのではなく、標準化プロセスが存在していない場合には、技術的理由から生じることがある。

b. システムの開放性(閉鎖性)が競争に与える潜在的効果

経済学文献におけるシステムの開放性(閉鎖性)が競争に与える重要な潜在的効果は、大きく四つにまとめることができる。

- (i) **開放型エコシステムの潜在的な競争促進のケース:** 開放性がシステム内での競争を進めることが可能なケース。
- (ii) **閉鎖型エコシステムの競争減少とネガティブ効果相殺のケース:** エコシステム間の競争が閉鎖性のネガティブな効果を相殺するケース
- (iii) **市場構造進化のケース:** 市場シェアと開放度がシステム市場で急速に変化し、そのため競争に与える効果を長期的な評価にしなければならないケース
- (iv) **閉鎖化が効率性ゲインを発生させるケース:** エコシステム間の競争度が小さい場合でも、エコシステム内の競争の減少が競争と厚生をシステムティックに引き下げないケース

<開放型エコシステムの潜在的な競争促進のケース>

開放型のエコシステムは、閉鎖型のエコシステムに比べて、潜在的に、競争に対して多くのプラスの効果をもたらす。

エコシステム間の互換性が大きいほど、それはスイッチング費用を押し下げ、それらの間の競争を増大させる。エコシステムの利用者がどの時点でもあるシステムから別のシステムに容易に移動できるためである(エコシステム間競争)。利用者がロックインされるのを恐れて競合するシステムに乗り換えるのを躊躇しなくなり、乗り換えの可能性が増大するケースである。

互換性のあるエコシステムは、直接的及び間接的なネットワーク効果の便益を十分にもたらす⁸²。エコシステムのユーザーが、互換性のある他のシステムのユーザーと相互に作用することで、そのシステムに存在するより多くの主体(アプリ開発者など)から便益が得られるためである。

開放型エコシステムでは、規模の経済性がコンポーネント製造者において最大化される。それらは既存のエコシステムと同じコンポーネントを開発すればよいからである。コンポーネント製造者は、消費者が選択するシステムにかかわらず、全ての消費者に同じコンポーネントを販売できる。この点で、システム間の互換性による開放性は、イノベーションを奨励する。

さらに、開放型システムは、システムのさまざまな代替的コンポーネント間の競争(エコシステム内競争)、多様性の増大、価格の引き下げを可能にする。それにより、消費者は、特にエコシステムが互換的である場合、「組み合わせとマッチング」(mix and match)が可能となり、好みの種類を得ることができる⁸³。

そして開放性は、参入者がすでにあるエコシステムのインフラを利用でき、特別なコンポーネントを製造するだけであるため、コンポーネント市場への参入を奨励する⁸⁴。すなわち、開放性は競合する企業がコンポーネントのイノベーションを通じて市場への参入を可能にする。様々な製造者が異なったアプローチとソリューションで開発し実験するために、コンポーネント市場は相対的に迅速に発展することができる。その結果、全ての企業が、一つのシステムのコンポーネントを製造し創造するときには、競争者によって実施される様々な技術から利益を得られるようになる。互いの試行錯誤を学習する企業からなる産業では、ベストプラクティスの普及があるためである⁸⁵。対照的に、閉鎖型システムは、新規参入者が既存企業と競争するためにインフラ(プラットフォーム)と、一つ一つのコンポーネントの両方を開発する必要があるために、参入費用を大きくする。

⁸² Farrell, J and Klemperer, P (2007). Coordination and Lock-In: Competition with Switching Costs and Network Effects. In Armstrong, M and Porter R (eds), *Handbook of Industrial Organization*, 1967–2072. Amsterdam: Elsevier.

⁸³ Matutes, C and Regibeau, P (1988). ‘Mix and match’: product compatibility without network externalities. *RAND Journal of Economics*, 19 (2), 221–234

⁸⁴ Carlton, D W and Waldman, M (2002). The Strategic Use of Tying to Preserve and Create Market Power in Evolving Industries. *RAND Journal of Economics*, 33 (2), 194–220; Carlton, D W and Gertner, R H (2003). Intellectual Property, Antitrust and Strategic Behavior. In Jaffe, A, Lerner, J and Stern, S (eds), *Innovation Policy and the Economy*, 3, 29–60; Cambridge: MIT Press.

⁸⁵ Farrell, J and Weiser, P (2003). Modularity, Vertical Integration, and Open Access Policies: Towards a Convergence of Antitrust and Regulation in the Internet Age. *Harvard Journal of Law and Technology*, 17 (1), 85–134; Wu, T (2012). Hearing on Digital Economy: Oversight of Innovation Catalysts. *OECD DAF/COMP/WD* (2)

<閉鎖型エコシステムの競争減少とネガティブ効果相殺のケース>

開放性が競争に対してプラスの効果を持つかもしれないのに対して、エコシステムの閉鎖性が自動的に競争に悪影響であるとは限らない。エコシステムの閉鎖性は競争にプラスの効果も生み出すことがある。

第一に、エコシステム間の競争度は、消費者がシステムを選択する際に(すなわち、それらが「近視眼的」かどうかにかかわらず)、補完的な製品の価格と品質を考慮するかどうかに係っている。あるシステムを継続して選択する消費者の割合が十分に多く(すなわち、あるシステムにロックインされていないが、経路依存的な消費者—いわゆる「限界消費者」(marginal consumers)—)、システム間の競争が十分に大きいならば、閉鎖型システムがロックインした消費者基盤から利益を得る可能性は限定される(消費者がシステムに入るのを思いとどまらせるため)。しかし、なじみのデバイスから離れられない「限界消費者」の影響の大きさは、新規のロックインされた顧客とすでにロックインされた顧客、近視眼的消費者とそうでない消費者の間などの価格差別の規模に左右されるだろう。同様に、システム所有者が評判を上げるために投資を増大し、それが既得基盤(installed base)の負担増となるならば、新規ユーザーを引きつけ続けるには、ロックインされているユーザーに課す料金の引き上げを思いとどまるかもしれない。

第二に、消費者が「近視眼的」であり、あるいは評判に与える影響がないとしても、ロックインされた消費者の利益がシステム間の「市場」における激しい競争を引き起こすかもしれない。消費者が「近視眼的」であるとしても、企業は一般的に、新規顧客がロックインされるならば、それらから実現できる利益を念頭におくことができるためである。したがって、企業間の競争は、他のコンポーネント市場で発生する利益がある場合には、主要製品(多くの場合、耐久財であるハードウェア)の価格を引き下げさせることになる。この競争は、大きなネットワーク効果とスイッチング費用が存在する場合には特に激しいとなる。実際、そのコンテキストでは、ある競争者が市場のほとんどを獲得していく「傾斜化」(Tipping)の可能性を持つため、企業は「支配性のための闘い」(struggle for dominance)⁸⁶を余儀なくされる。

こうした相殺メカニズムは、閉鎖的なエコシステム間の競争がイノベーションと参入にも良いかもしれない理由ともなる。イノベーションと参入は、部分的に将来の利益の期待によって動かされ、将来の利益あるいはその可能性が大きければ大きいほど、それだけ多くの企業が投資し、イノベーションを巡って競争するからである⁸⁷。

しかし Farrell & Klemperer (2007)によれば、安価な価格が副次的市場でのロックインのもたらす利益をどのように相殺するかというシナリオを不成立とするいくつかの理由が存在する。

第一に、リスク回避、情報の非対称性、そして流動性は、事後的なレントを正確に補償する

⁸⁶ Farrell, J and Klemperer, P (2007). Coordination and Lock-In: Competition with Switching Costs and Network Effects. In Armstrong, M and Porter R (eds), *Handbook of Industrial Organization*, 1967–2072. Amsterdam: Elsevier.

⁸⁷ Teece, D J (2006). Reflection on ‘Profiting from Innovation’. *Research Policy*, Elsevier, 35 (8), 1131–1146; Carlton, D W and Gertner, R H (2003). Intellectual Property, Antitrust and Strategic Behavior. In Jaffe, A, Lerner, J and Stern, S (eds), *Innovation Policy and the Economy*, 3, 29–60; Cambridge: MIT Press,

導入的価格を提案する企業の能力を制限する。

第二に、いくつかのケースにおいては、多面的なプラットフォームは、価値のあるユーザー・グループ(他のグループも引き寄せるかもしれないユーザー・グループとして定義される。すなわち、大きなネットワーク効果をもたらすグループ)を引きつける競争を行い、あるいは、価格に対してもっとも敏感なグループに補助を行う可能性が大きいためである。それはプラットフォームが無料で消費者にサービスを提供するまで時間をかけ、また費用のかかる広告のような潜在的に効率性の劣るパラメータへの過剰投資を行い⁸⁸、その結果、価格を引き上げあるいは製品品質を引き下げようになるかもしれない。

第三に、ロックインされたユーザーの大きな既得基盤を切り崩すような激烈な競争は必ずしも起きるわけではない。あるシステムへの市場の傾斜化が、システム間競争が起こる前に、発生するかもしれないためである。そのケースでは、後発のものに劣ることになるシステムが標準になってしまうリスクが生じる。実際、スイッチング費用とネットワーク効果の存在が価格や品質よりも、沿革や過去の市場シェアが、消費者の重要な選択要因になるかもしれない⁸⁹。たとえば、「QWERTY」キーボードは、よりすぐれていると言われた「DSK」⁹⁰キーボードによって淘汰されはしなかった。

<市場構造進化のケース>

一般的に、システム間の競争が大きいほど、効率性の理由のために、いっそう閉鎖的になる可能性が大きくなる。これはシステム間競争がシステム所有者に効率性そして消費者への競争的な条件を提示するように迫られるためである。その競争条件で閉鎖性が生じるならば、その閉鎖性は、開放性と比較して、大きな効率性のゲインを得やすいためである。しかし反対に、システム間に十分な競争圧力がない場合、システム所有者は、システムを閉鎖的にすることにより、参入者あるいは小規模なライバルを排除するインセンティブも持つかもしれない。

非互換化は、しばしば互換的であるときよりも支配的なシステムにとって、より収益的となる。支配的なシステムは、はるかに小さなプラットフォームからの競争圧力にもはや従う必要がなく、競合するネットワークに開放する必要なしに、その規模に関連するネットワーク効果からの便益を十分に受け取り、他方、小さな競合するプラットフォームと互換性を持たせるインセンティブをほとんどもたないためである⁹¹。したがって、支配的なシステムほど、競争をかわすために

⁸⁸ 広告に関する一群の経済研究がある。規範的な理論は、広告がその決定要因に依拠して、厚生を増大させもするが、減少もさせることを示唆している(たとえば、情動的広告対説得的広告、シグナリング・メカニズムとして広告あるいは内生的な埋没費用としての広告)。Bagwell, K (2007). The economic analysis of advertising. *Handbook of industrial organization*, 33, 1701–1844

⁸⁹ Nahm, J (2004). Open Architecture and R&D Incentives. *The Journal of Industrial Economics*, 52 (4), 547–568

⁹⁰ Noyes, J (1983). The QWERTY keyboard: A review. *International Journal of Man- Machine Studies*, 18 (3), 265–281 (DSK のほうが優れているとする)。Liebowitz, S and Margolis, S (1990). The fable of the keys. *Journal of Law and Economics*, 30 (1), 1–26. (DSK が優れているわけではないとする)

⁹¹ Katz, M L and Shapiro, C (1985). Network Externalities, Competition, and Compatibility. *The American Economic Review*, 75 (3), 424–440, Crémer, J, Rey, P and Tirole, J (2000). Connectivity in the Commercial Internet. *Journal of Industrial Economics*, Wiley Blackwell, 48 (4), 433–472 及び Farrell, J and Klemperer, P (2007). Coordination and Lock-In: Competition with Switching Costs and Network Effects. In Armstrong, M and Porter R (eds), *Handbook of Industrial Organization*, 1967–2072. Amsterdam: Elsevier.

過度に非互換性を求める傾向となる。対照的に、成長を目指す小規模な競争者は、既存者のシステムの利用者が自らのシステムに簡単に乗り換えでき、重要なネットワーク効果へのアクセスを失わないようにするため、互換性を求める。

エコシステムが競合する市場は、三つの異なった市場構造へ進化するシナリオに整理できる。

- **非傾斜化(No Tipping)**: システム間の相違が大きいならば、あるいはネットワーク効果が小さいならば、長期的に、市場は限界的消費者がシステム間の選択をほとんど行わず競争を減らす閉鎖型システムの寡占均衡へと進展する。システムが閉鎖的であるとしても、市場が異なった非互換性のシステムによりローカライズされたグループでセグメント化されているならば、ニッチをもつ少数の製品は生き残ることができる⁹²。これは、消費者が異質的であり、ネットワーク効果がユーザー・グループの間でしか有効でない場合に当てはまる。そこでは、支配的な地位が存在しないとしても、システムはそれらの間の競争を緩め、ロックインされた消費者から利益をえるために閉鎖化することができる。
- **不安定化(Instability)**: ネットワーク効果のある市場は大きな不安定性に直面していくかもしれない。ユーザーの大きな割合がロックインされておらず、システムが同等の規模であるならば、あるネットワーク規模の小さな増加が雪だるま効果(snowball effect)に乗って、徐々に大きな市場を得ていくかもしれない。さらに、エコシステムが多面的なプラットフォームにしばしば関係し、市場の一側面であるシステムが市場シェアを失うならば、間接的なネットワーク効果が、輪をかけて、そのシステムが急激に市場シェアを失う状況へと進ませるかもしれない。そして、ネットワーク効果の結果として企業が急激に支配的なあるいは独占の地位を急速に獲得できるとしても、ユーザーの十分に大きな部分がロックインされていない限り、他のシステムもエコシステムを構成する各市場で十分に地位を得ることが可能である。とはいえ、システムは市場の一側面で市場シェアを失うならば、間接的なネットワーク効果のために市場シェアを失っていく悪循環に陥り、最終的には破産するだろう。こうしたリスクに対処するため、閉鎖的なエコシステムは、開放的な潜在的な参加者あるいは競合するライバルに直面した場合には⁹³、特に需要の十分に大きな部分が市場の一つあるいは複数の側面でまだロックインされていない場合、ある程度、開放型を選択することになる。
- **傾斜化(Tipping)**: 大きなネットワーク効果とスイッチング費用が存在し、システム間に互換性がない場合、市場は「傾斜化」する傾向をもち、一つの競争者が市場のほとんどを獲得する⁹⁴。これは、ネットワーク効果が存在する場合、ユーザーは最も大きなネットワークに加わるのがベターオフするためである。もし、特に、直接的なネットワーク効果が大きければ、ネットワークのサイズは、消費

⁹² Farrell & Klemperer (2007)

⁹³ Nahm (2009)

⁹⁴ システムが互換性をもつときには、傾斜化がシステムの少なくとも一つあるいは複数の側面だけ発生することがある。これは特に、ネットワーク効果がスイッチング費用と同様に作用し、あるいはある技術が支配的であり、発明者によって独占されている場合に生じる。

者選好に関わる品質、価格あるいは適応性のような他のパラメータよりも、システム選択でいっそう重要性を持つ。したがって、システムがわずかに異なっているとしても、傾斜化の状況が発生する。

<閉鎖化が効率性ゲインを発生させるケース>

システム所有者が独占あるいは支配的地位にある場合でさえ、システムの閉鎖化は、開放の時と比べて必ずしも厚生を減少させるわけではない。実際、「一つの独占利潤」論によれば⁹⁵、システム全体のためにだけ獲得される独占利潤が存在する。プラットフォームがボトルネックとなるとすぐに、システムのいくつかの側面を競争開放しながら独占利潤を引き出すことができる。Farrell & Weiser (2003)によれば、独占者は、消費者にとってのプラットフォーム価値を最大化し、主要製品価格を通じてコンポーネントの作り出す補完的効率性を内部化するようにして開放度合いを決定する。このため、開放型システムでは、新規のコンポーネントの開発によって生まれた価値は、異なった側面で課すアクセス価格の引き上げを通じてプラットフォーム独占者によって取り込まれる。対照的に、閉鎖型システムでは、プラットフォーム独占者はシステムとそのコンポーネントが作り出す価値を、コンポーネントの価格を引き上げあるいはコンポーネント供給者に移転されるアクセス・ライセンスの価格を引き上げることによって、取り込む。したがって、多くの場合、プラットフォーム独占者は最も効率的な構造、すなわち、コンポーネント市場での競争、独立的な補完性を持った統合的システムの共存、広いあるいは制限的なライセンス化などを選択する。なお、補完的効率性のこの内部化は、垂直的制限に関する経済学文献での「一つの独占利潤」と類似する⁹⁶。

c. 閉鎖性が反競争的理由に問われるケース

(i) コア・ビジネスの保護

最初の理由は、システム所有者による**ホスト市場(すなわち、コア・ビジネス)の保護**となる。特に、支配的なプラットフォームは、そのコンポーネントがコアビジネスへの参入の脅威となる場合、コンポーネント市場におけるライバルを排除しようとする。コンポーネント市場への参入がコア・ビジネス市場のシステム保有者の地位を脅かすかもしれないメカニズムはいくつかある。第一に、コンポーネント市場は、システムへ参入の第一歩にすぎないかもしれない。コンポーネント製造者は「階段を駆け上がり」、自らのシステムを築くことによってコア市場に参入するほど強力になるかもしれない。ただしコア市場の独占者がそれ自身のシステムを閉鎖化することによって、そのリスクを回避できるほどかもしれない⁹⁷。第二に、コンポーネント市場がすでに開放され、そのためホスト市場での潜在的な参入者としてのコンポーネント供給者が存在し、後は、コア市場へ参入すれば良いだけの状態になっているかもしれない。このとき、例えば、

⁹⁵ Posner, R A (1976). *Antitrust Law: An Economic Perspective*. Chicago: University of Chicago Press; Bork, R H (1978). *The Antitrust Paradox*. New York: Free Press

⁹⁶ OFT (2013). *Anti-Competitive Effects of RPM (Resale Price Maintenance) Agreements in Fragmented Markets*

⁹⁷ Carlton, D W and Waldman, M (2002). *The Strategic Use of Tying to Preserve and Create Market Power in Evolving Industries*. *RAND Journal of Economics*, 33 (2), 194–220

代替的なコンポーネント供給者を閉め出そうとすれば、独占者は、参入する競争者に対して同時にシステムの提供するすべての市場へ参入しなければならないようにすることで、コア市場への潜在的な競争者の参入費用を引き上げることができる⁹⁸。

(ii) 独占サイドの閉鎖化による他のサイドでの締め出し

第二の理由は、多面的なエコシステムに特有なものである。そこでは直接的なそして間接的なネットワーク効果が鍵を握る。このコンテキストでは、市場の一つあるいは複数の側面で独占を保持するシステム所有者が、独占を保持する側面を閉鎖化することによって他の側面も締め出すことができるかもしれない。締め出し効果 (foreclose effect) は、多面的なプラットフォームのコンテキストでは特に重要となる。たとえば、買い手は、プラットフォームの利益をもたらしてくれる売り手が重要である。したがって、プラットフォームは、買い手のサイドを補助し、閉鎖化しあるいはこの側面でのスイッチング費用を引き上げ、それによって買い手をそのプラットフォームでのシングル・ホーム (すなわち、競合するプラットフォームを利用しない) にしようとする。そのプラットフォームは売り手側の利益で補助費用を回収することができる⁹⁹。すなわち、他の側面での利益を使用することによって参加を増大させるために一方の側面のユーザーに補助することのできるプラットフォームは、内部補助のできないあるいはその選択肢をほとんど持たない企業にとっては強力な競争者となる。多くの市場をカバーしているプラットフォームは、少ない市場しかカバーしていないプラットフォーム-市場間の内部補助を行う可能性が小さい-にとって強力な競争者となるのである。例えば、二面性プラットフォームは、第三の市場での利益で二つの市場を補助する三面性プラットフォームと競争するのに苦労するかもしれない。したがって、プラットフォームは競争者よりも多くの市場をカバーしようとし(「包囲」(envelopment)と呼ばれる戦略)¹⁰⁰、競争に重要な側面へのアクセスを閉め出そうとするかもしれない。

(iii) コンポーネントがホスト・プラットフォームなしで利用されるとき閉鎖化

第三に、システム保有者が競争を弱めるためにシステムを閉鎖化するもう一つのシナリオは、システムのコンポーネントがホスト・プラットフォームなしで利用されるときである。その場合、コンポーネント市場での競争に関する便益は、主要製品のより大きな需要に十分に反映されない。一部の消費者が競争者のコンポーネントを選択するためである。すなわち、システム保有者にとって、コンポーネント市場における失われた便益は、ホスト市場でのより大きな便益に

⁹⁸ Carlton, D W and Gertner, R H (2003). Intellectual Property, Antitrust and Strategic Behavior. In Jaffe, A, Lerner, J and Stern, S (eds), *Innovation Policy and the Economy*, 3, 29–60; Cambridge: MIT Press

⁹⁹ Evans, D S, Hagiu, A, and Schmalensee, R (2006). *Invisible Engines – How Software Platforms Drive Innovation and Transform Industries*. Cambridge: MIT Press.

¹⁰⁰ Evans, D S, Hagiu, A, and Schmalensee, R (2006). *Invisible Engines – How Software Platforms Drive Innovation and Transform Industries*. Cambridge: MIT Press.; Eisenmann, T, Parker, G and Van Alstyne, M (2006). Strategies for two-sided markets. *Harvard Business Review*, 84 (10), 92–101.

よって全体的に補償されない。そのため、システム保有者は、自律的な需要を提供する独立のコンポーネント製造者の需要を引き下げるために、そのシステムを閉鎖的にしようとする。それは、それらを市場から排除する積極的な効果となる¹⁰¹。それにはコンポーネント市場における規模の経済性と自律的な需要の十分に小さなシェアが必要であり、そうすれば、システム所有者は自律的市場におけるライバルのコンポーネント供給者を閉め出すことができる。

(iv) 非規制市場の利用

第四に、いくつかの分野では、プラットフォームの価格は規制に服し、他方でコンポーネント市場が規制に服していない。規制のプライス・キャップがホストの設定した利潤最大価格以下であるならば、ホストはコンポーネント市場を統合しそこで追加的な利益を得るようにするのが収益的だろう。これは、コンポーネント市場に競争がある場合と比較すれば、エンドユーザーに対するコンポーネント価格を引き上げるため、消費者厚生に影響を与えるかもしれない¹⁰²。

(v) コミットメント問題

第五に、コンポーネント市場の競争はシステム保有者による市場支配力の行使を阻止するかあるいは制限するかもしれない¹⁰³。システム所有者は、**コミットメント問題**のために、コンポーネント市場において競争する供給者から(例えば、定額のライセンス料を通じた)独占利潤を引き出すことができないかもしれない。もしシステム所有者が高いライセンス料を常に課すことができないならば、あるコンポーネント供給者と高いライセンス料を交渉した後、他のコンポーネント供給者には低いライセンス料とすることなどで収入を引き上げようとするかもしれない。それら供給者はコンポーネント価格を引き下げることができるならば、それは高いライセンス料を支払った最初の供給者にとって損害となる。これを予測すれば、最初の供給者は高い(独占の)ライセンス料の支払いに躊躇し、競争的な価格でのライセンス料の支払いしか受け入れないだろう。したがって、システム所有者は、システムを閉鎖化しそれによってコンポーネント供給者へのライセンス料を引き下げないと公約しないならば(たとえば、あるコンポーネント供給者とだけ契約し、あるいはそれを自前で供給し、競合する供給者へのライセンス供与を拒否することによって)、コンポーネント市場から独占利潤を引き出すことができなくなる。

(vi) 価格差別

最後に、コンポーネント市場のコントロールは、プラットフォームのホストによる**価格差別化**を可能とするかもしれない。消費者が、プラットフォームの利用に基づいて、様々にプラットフォームを評価していると仮定しよう。ある企業は、プラットフォームに高い価値を持つ一時的なユーザーと多頻度ユーザーの両方を引きつけるために、低い価格をプラットフォームに付けるこ

¹⁰¹ Whinston, M D (1990). Tying, Foreclosure, and Exclusion. *The American Economic Review*, 80 (4), 837–859

¹⁰² Farrell and Weiser (2003)

¹⁰³ Hart, O and Tirole, J (1990). Vertical Integration and Market Foreclosure, Brookings, Papers on Economic Activity (Microeconomics), 205–286

とができる(例えば、移動体端末において、ハードウェアに低い価格を付けることによって)¹⁰⁴。企業は高い価格のコンポーネント販売を通じて高評価消費者の余剰を取り込むことができる。競争がコンポーネント市場での費用に基づく価格に導き、高評価消費者の余剰を取り込むことができなくするため、システムの閉鎖化は、この価格差別のために必要となる。価格差別は消費者にとって有害かもしれないし、またそうでないかもしれない。一方において、それは、ホスト製品の価格を引き下げることによって、需要と消費者余剰を増大させることができるためである。他方で、高評価ユーザーにより支払われるより高い価格のために、価格差別がない状況と比較すれば、それは消費者余剰を引き下げ、コンポーネントにおけるよりイノベーション・レベルを引き下げる¹⁰⁵。

¹⁰⁴ たとえば、プリンター製造者は、プリンターに低い支払い意思しか持たないプリンターの一時的なユーザーと高い支払い意思を持つ多頻度ユーザーの両方を引き寄せるために、プリンターに低い価格を課すことができる。カートリッジに(消費可能な)高い価格を設定することによって、多頻度ユーザーには高い価格とすることができ、そして一時的なユーザーも取り込むことができる。

¹⁰⁵ Chen, Z and Ross, T (1993). Refusals to deal, price discrimination, and independent service organizations. *Journal of Economics & Management Strategy*, 2 (4), 593–614. and Farrell and Weiser (2003)

第4章 オンライン・プラットフォーム規制

欧州委員会は、2015年5月6日付け「欧州におけるデジタル単一市場戦略に関する通信」(Communication on a Digital Single Market Strategy for Europe: DSM)の中で、プラットフォームの役割を検討することにした。目的は、プラットフォームの社会的及び経済的役割、市場のトレンド、プラットフォーム発展のダイナミクス、様々なビジネス・モデルを理解することである¹⁰⁶。

このため、欧州委員会は2015年9月24日から2016年1月6日まで13週間掛けた公開協議(public consultation)を開催した。

1. 公開協議における質問事項

質問事項は大きく四つのテーマに分かれる。i) オンライン・プラットフォーム、ii) 違法なオンライン・コンテンツ対策とオンライン仲介者の責任、iii) デジタル・エコシステムにおけるデータとクラウド、iv) 協力的な経済である(下表)。この公開協議質問項目は、23カ国語に翻訳され、インターネット・ベースで回答ができるようにした。

1. オンライン・プラットフォーム

- A. オンライン・プラットフォームの社会的及び経済的役割
- B. オンライン・プラットフォームの透明性
- C. オンライン・プラットフォームによる情報の利用
- D. デジタル・コンテンツの供給者/取引者/アプリケーション開発者/権利保有者とプラットフォームの間の関係
- E. 消費者及び取引者があるプラットフォームから他のプラットフォームに移動する可能性についての制約
- F. データへのアクセス

2. 違法なオンライン・コンテンツの対策とオンライン仲介者の責任

- A. 「通知」について
- B. 「行動」について
- C. オンライン仲介者の注意義務について

3. デジタル・エコシステムにおけるデータとクラウド/データの自由なフロー

- A. データ・ロケーションの制限について
- B. データへのアクセスと転送について
- C. データ市場について
- D. オープン・データへのアクセスについて

106

<https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/news/public-consultation-regulatory-environment-platforms-online-intermediaries-data-and-cloud>

- E. (非個人的な) 科学データへのアクセスとその再利用
- F. 自由なデータ・フローとモノのインターネットに関する責任について
- G. オープンなサービス・プラットフォームについて
- H. 個人データの管理システム
- I. 欧州のクラウド・イニシアチブ

4. 協力的な経済

では、具体的にどのような質問内容だったのだろうか。主要な質問項目の内容を見てみよう。

(1) オンライン・プラットフォーム

a. オンライン・プラットフォームの社会的及び経済的役割

質問 1.

以下に規定する「オンライン・プラットフォーム」の定義に同意するか

「オンライン・プラットフォーム」は、二面性(あるいは多面性)市場(two (or multi)-sided markets)において事業を行う企業を指す。それは、二つ以上の異なった相互依存的な利用者グループ間の相互作用が、利用者グループの少なくとも一つに対し価値を生み出すために、インターネットを利用するものである。

典型的な例には、一般的なインターネットの検索エンジン(例えば、グーグル、Bing)、特別な検索ツール(例えば、グーグル・ショッピング、Kelkoo、Twenga、Google Local、TripAdvisor、Yelp)、ローカル・ベースのビジネス電話帳あるいはマップ(例えば、Google Maps、Bing Maps)、ニュース統合者(News Aggregators)(例えば、Google News)、オンライン・マーケット・プレイス(例えば、Amazon、eBay、Allegro、Booking.com)、視聴覚及び音楽プラットフォーム(たとえば、Deezer、Spotify、Netflix、Canal play、Apple TV)、動画共有プラットフォーム(たとえば、YouTube、Dailymotion)、決済システム(たとえば、PayPal、Apple Pay)、ソーシャル・ネットワーク(たとえば、Facebook、Linkedin、Twitter、Tuenti)、アップ・ストア(たとえば、Apple App Store、Google Play)、あるいは協力的経済プラットフォーム(collaborative economy platforms)(例えば、AirBnB、Uber、Taskrabbit、Bla-bla car)が含まれる。インターネット・アクセス提供者は、この定義の範囲には含まれない。

質問 2

オンライン・プラットフォームを利用する主要な長所は何か

オンライン・プラットフォームは、(以下から複数選択)

- 情報にアクセスしやすくする
- コミュニケーション及び相互の作用(interaction)を容易にする
- 製品及びサービスの選択肢を増大させる
- 料金を透明的にし、比較を可能とする
- 信頼のメカニズム(すなわち、レーティング、レビューなど)を提供することによって、同種供給者(peer)間の信頼性を増大させる
- 製品・サービスの料金を引き下げる
- 顧客が供給者まで行き着く費用を引き下げる

- 新規市場あるいはビジネス機会を創出している
- 越境販売における義務の遵守に役立つ
- 資源を共用し、資源配分を改善するのに役立つ
- その他

b. オンライン・プラットフォームの透明性

質問 4

自らの活動の観点から、またオンライン・プラットフォームを利用する取引者 (trader) の活動の観点から、オンライン・プラットフォームは、以下について、もっと透明であることを保証すべきだと考えるか。

- 消費者法が求める情報 (例えば、供給者の契約内容、製品の主要な特徴、配達料を含む全体の料金、取り消しの権利のような消費者の権利) (「取引者」とはビジネスあるいは職業的目的のためにオンライン・プラットフォームを利用する自然人あるいは法人の全てである。取引者は、消費者との関係において EU の消費者法制に特に従うことになっている)
- 特に、表示される結果がスポンサーされているかどうかにかかわらず、利用者による検索クエリーに対応した情報
- プラットフォームにおいて製品あるいはサービスを提供する実際の供給者が誰かについての情報
- レビューのごまかし (fake) を含め、専門的供給者 (取引者) による誤った誘導的 (misleading) なマーケティングを抑制させる情報
- オンライン・プラットフォームが表示しなければならないと考える追加的情報はあるか

c. オンライン・プラットフォームによる情報の利用

質問 12

オンライン・プラットフォームは、以下に関して、十分にアクセシブルな情報を提供しているか。

- それらが集める個人データ及び非個人データについて
- 他のプラットフォームまたインターネット経済の他のプレイヤーに対するそれらデータの取引を含め、集められた個人データ及び非個人データは何に利用されるかについて
- 採用している料金、例えば、買い手 (消費者と取引者の両方) に対する集められたデータについてのダイナミックな料金設定及び条件について

d. デジタル・コンテンツの供給者/取引者/アプリケーション開発者/権利保有者とプラットフォームの間の関係

質問 14

プラットフォームとのビジネス関係において、あなたは、以下について、どの程度経験しているか。

(パリティ条項—parity clause—とは、オンライン・プラットフォームと供給者の間のオンライン・プラットフォームに関する利用条件の規定であり、あるいはそれらの間の個別的な契約の規定である。そのもとで、オンライン・プラットフォームにおいて供給者が提供する製品あるいはサービスの料金、利用可能性、その他の条件は、他の販売チャンネルにおけるベストの提供と同等 (parity) であることが維持されなければならない)。

プラットフォームは、	なし	ときどき	しばしば	常に
私に対してそのサービスを排他的に利用するように求めた				
「パリティ条項」を適用している				
非透明な手数料を適用している				
対応するカウンター・パフォーマンスなしに手数料を適用している				
アンバランスだと思えるが交渉の可能性のない条件を適用している				
適切な通知もなく、あるいは契約の終了を認めることもなく、一方的に契約条件を変更している				
データへのアクセスを制限し、あるいは利用できないフォーマットでそれを提供している				
あなたの提供を表示することに大きな制約を課している				
バイアスのある形で供給者/サービスを表示している				
特定の制限を受け入れない場合、そのサービスへのアクセスを拒否している				
プラットフォーム自らのサービスを優先し、供給者の提供するサービスを不利にしている				

e. デジタル・コンテンツの供給者/取引者/アプリケーション開発者/権利保有者とプラットフォームの間の関係

ここでの質問内容は、データ・ポータビリティに関連している。

質問 24

オンライン・プラットフォームの技術的な能力を強化し、あるプラットフォームから他のプラットフォームへの自由で**容易な乗り換え、ユーザー・データ**(たとえば、eメール、メッセージ、検索履歴及び注文履歴、あるいは顧客レビュー)の**移転**に関する制約を解決する必要があると考えるか。

イエスならば、ベスト・プラクティスを述べよ(最大5つまで)

質問 25

同等のオンライン・サービス間で非個人データが容易に抽出され、移転できるようにした要件を義務付けるべきか。

f. データへのアクセス

質問 26

オンライン・プラットフォームのサービスを利用する取引者あるいは消費者として、あなたはデータ・アクセスに関して以下の問題を経験したことがあるか。

a) プラットフォーム・サービスへのアクセス条件の不意な変更

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> b) プラットフォームのアプリケーション・プログラミング・インターフェイスへのアクセスに関して不意の条件変更 c) あなたがプラットフォームで共有しあるいは蓄積したデータへのアクセスに関して不意の条件変更 d) プラットフォームのデータへのアクセスに関する差別的な取り扱い e) プラットフォームの活動の諸側面に関する独立機関によって発表されたレーティング・システムは状況の改善に繋がっているか。 |
|---|

(2) 違法なオンライン・コンテンツの対策とオンライン仲介者の責任

ここでは、この協議文書における用語の定義について、最初に確認している。

- 「**違法なコンテンツ**」(illegal content) :E コマース指令第 14 条で用いられている用語「違法な活動あるいは情報」(illegal activity or information) に対応。同指令は、この用語をそれ以上に特定化していない。したがってそれは、適用可能な EU あるいは各国国内法及び規則に関する違反の全てを含めるために広い意味で解釈することができる。例えば、これには、中傷(defamation)、テロリズムに関連するコンテンツ、IPR(知財権)侵害、児童虐待(child abuse)コンテンツ、消費者の権利侵害、あるいは人種、出自、宗教、性別、性的志向性に基づく憎悪(hatred)あるいは暴力の助長(incitement)、マルウェア、違法なオンライン・ギャンブル、違法な薬品の販売、危険な製品の販売を含めることができる。
- 「**ホスティング**」(hosting) :E コマース指令第 14 条に従い、ホスティングは「オンライン・サービスのユーザーによって提供された(コンテンツ)の蓄積」である。例えば、それはサーバーにおけるウェブサイトの蓄積とすることができる。またそれには、オンライン市場で提供されるサービス、参照サービス及びソーシャル・ネットワークも含めることができる。
- 「**通知**」(Notice) :違法なコンテンツの項目を伝送しあるいは蓄積していることの知識をホスティング・サービス提供者に与える通信であり、そのため、違法なコンテンツを削除しあるいはそれへのアクセスを不可能にし/ブロックすることによって、ホスティング・サービス提供者が速やかな行動する義務を発生させる通信である。その義務は、通知がインターネット・ホスティング・サービス提供者に違法コンテンツについて実際の注意あるいは知識を与える場合にのみ、発生する。
- 「**通知提供者**」(Notice provider) :インターネットにおける違法なコンテンツについてホスティング・サービス提供者に知らせる者(自然人あるいは法人)。たとえば、それは個々の市民、ホットライン、あるいは知財権の保有者かもしれない。いくつかのケースでは、それには公的機関も含まれるだろう。
- 「**コンテンツ提供者**」(Provider of content) :ホスティング・サービスのコンテキストでは、コンテンツはそのサービスのユーザーによって最初に提供される。例えば、コンテンツ提供者は、ソーシャル・ネットワーク・サイトにコメントを投函し、あるいは動画共有サイトに動画をアップロードする者である。

a. 全般について

質問 28

Eコマース指令(ECD)前文42に述べる情報社会サービス提供者による情報伝送の「単なる技術的、自動的及びパッシブな性質」という概念が、例えば、動画共有ウェブサイトのようないオンライン仲介者によるコンテンツ配信への関与が増大する中で、調和された方法で解釈されまた採用されるのに、十分に明解であると考えるか。

質問 29

単なるコンドユイト・キャッシング・ホスティングは、サービス提供者によって行われる活動を述べている。しかしEコマース指令が採択された後に、新しいビジネスモデルとサービスは、出現してきた。例えば、いくつかのクラウド・サービス提供者は、ホスティング・サービス—たとえば、純粋なデータ蓄積—に含めることができるかもしれないが、処理のような他のクラウド・ベースのサービスは、異なったカテゴリーに入るかもしれないし、既存のカテゴリーに正確にマッチしていないかもしれない。同じことは、リンクング・サービスや検索サービスにも当てはまる。そこでは、国内レベルでの判例法からの乖離が見られる。仲介サービスの今後のカテゴリーは、単なるコンドユイト・キャッシング・ホスティング外で確立されるべきであり、あるいは既存のカテゴリーを明解にすべきだと考えるか。

b. 「通知」について

質問 30

違法コンテンツの異なったカテゴリーには、通知に基づく行動の手続き(notice-and-action procedures)に関して、異なった政策アプローチが必要であり、通知のあったコンテンツに関しては特に異なった要件とするべきか。

質問 31

次の違法コンテンツのカテゴリーには、特別のアプローチが必要か

- 製品及びサービスの違法な提供(例えば、違法な武器、偽の薬品、危険物、認められていないギャンブル・サービスなど)
- 製品及びサービスの違法な販売促進
- フィッシング(phishing)、ファームング(pharming:ユーザーに気づかれぬようにして金融機関などを装った偽のWebサイトに誘導し、不正に個人情報や暗証番号などの情報を得ようとする、ネット詐欺の手口のこと)あるいはハッキングを容易にするコンテンツ
- 知的財産権の侵害(例えば、著作権及び関連する権利、商標の侵害)
- 詐欺あるいはミスリーディングな提供のような消費者保護ルールへの侵害
- 安全とセキュリティの条件の違反
- 人種差別主義者及び排外主義者のスピーチ
- 反同性愛主義及びその他の種類のヘイト・スピーチ
- 児童虐待のコンテンツ
- テロリズムに関するコンテンツ(例えば、テロリストの攻撃関与及び訓練資材提供を喚起するコンテンツ)
- 中傷
- その他

c. 「行動」について

質問 33

コンテンツ提供者は、主張されたそのコンテンツの違法性についてホスティング・サービス提供者に対して、意見を述べる機会を与えられるべきか。

それが違法コンテンツの一部の種類にのみ適用されるべきだと考えるならば、どの違法コンテンツかを示せ

質問 34

ホスティング・サービス提供者がとる行動は、時間が経過しても有効として残すべきか（「削除して再掲しない」(Take Down and Stay Down)原則）。

d. オンライン仲介者の注意義務についてデータへのアクセス

ここでは、まず現状の法制を確認している。

「Eコマース指令前文 48 は、『この指令は、サービスの受取者が提供する情報をホストするサービス提供者に対して、加盟国が、受取人から妥当に期待され、またいくつかの違法な活動のタイプを探知し阻止するために国内法に規定されている注意義務を適用する可能性に影響を与えない』と述べている。さらに同指令第 16 条は、加盟国と欧州委員会に対して『第 5 条から第 15 条までの適切な実施を図るために、商業組織、専門家、消費者団体による共同体レベルでの行動規範を作成する』ように奨励している。しかし同時に、第 15 条は『モニターする一般的な義務』を課すことの禁止を定めている」。

質問 35 (オンライン仲介者に対する質問)

あなたは、あなたのシステムから違法コンテンツのいくつかのカテゴリーを削除する自発的あるいは積極的な措置を実施しているか。

そのシステムを実施し運営するための金銭的費用を推定できるか。

質問 36

違法なコンテンツのいくつかのカテゴリーに対して特別の注意義務を課すべきか。

イエスの回答について、どんなコンテンツのカテゴリーにそうした義務を設けるべきかを述べよ

イエスの回答について、どんな仲介者のカテゴリーにそうした義務を設けるべきかを述べよ

どんな種類の行動がそうした義務の対象にできるかを述べよ

質問 37

仲介者のコンテンツ制限ポリシーと実施についてもっと透明性を求めるべきか（受け取る通知数、その主要なコンテンツ、その通知に従って行った行動の結果を含む）。

質問 39

オンライン仲介者は、たとえば、公共安全あるいはテロとの闘いに対して脅威となる違法なコンテンツについて、できるだけ迅速な通知と削除のために、国内機関とのコンタクトを容易にする特別なサービスを持つべきだと考えるか。

(3) デジタル・エコシステムにおけるデータとクラウド・データの自由なフロー

a. データ・ロケーションの制限について

質問 41

連合内におけるデータの自由なフローというコンテキストにおいて、あなたは、個人データと非個人データの区別を明確にする措置を実際にとっているか。

(とっていない場合)なぜとっていないか、あるいはできないかを説明せよ。

質問 42

データ・ロケーションの制限が正当化できることであり、あるいは正当化されるべきだということに関して、特別の理由があると思うか。

どんな理由が根拠になると考えるか

- 国のセキュリティ (national security)
- 公共のセキュリティ
- その他の理由

b. データへのアクセスと転送について

質問 43

既存の契約法の枠組と現在の契約の実際は、関係する当事者の基本的利益を守りながら、EU における十分に公正な (fair) データへのアクセスとデータ利用を含む、自由なデータ・フローを容易にする目的に適切であると思うか。

質問 44

欧州連合内の自由なデータ・フローを保証するために、欧州レベルで非個人データへのアクセス、その転送及び利用を規制することは、

- 必要である
- 必要ではない

質問 45

非個人データが自動的な方法で作成される場合、それは EU レベルにおいて特別な措置 (拘束的あるいは非拘束的) に服すべきだと考えるか。

質問 46

以下のどの側面が、講じる措置に値するか。(複数選択)

- データを発生させる装置 (device) についてユーザーあるいは事業者の情報提供義務
- ある実体 (たとえば、デバイスの所有者である個人あるいは組織) に発生したデータの利用権 (exploitation) を帰属させること
- デバイスがより大きなシステムあるいは商品に組み込まれている場合には、発生するデータを、そのシステムの他の部分の提供者と、あるいはシステム全体の所有者 (owner) ・ユーザー・保有者 (holder) と共有する義務
- その他

c. データ市場について

質問 48

どんな規制上の制約が欧州におけるデータ市場の発展を遅らせ、またそうした市場の発展のために EU はどのようにすれば良いか

d. オープン・データへのアクセスについて

質問 49

最近改定された EU の法律 (Directive 2013/37/EU) に加え、公的部門のデータを再利用のために、以下によって、もっとオープンにすべきだと思うか。

デフォルトによるオープン (Open by default) とは、いくつかのデータが公表できない合法的な理由があることを認めつつ、全ての政府データが公表され、デフォルトでオープンに再利用されるとの期待に応えることを意味している。

- 「デフォルトによるオープン」原則の導入
- 「オープン・データ」の許可制 (licensing) : 公的部門の情報の再利用を望む人あるいは組織を助ける (例えば、標準的な欧州の許可制)。
- 指令の対象範囲の拡大 (例えば、公共サービスの放送局、公的企業を含める)
- 相互運用性の改善 (例えば、共通のデータ・フォーマット)
- 好ましくない決定に対し潜在的な再利用者が利用できる是正策
- その他

質問 50

データ保護に関する既存の規定を尊重しながら、公的部門あるいは民間部門による再利用を促進するため、民間によって保持されるデータをオープン化するケースがあると思うか。

どのような条件のもとで？

- 公共の利益に適うケース
- 非商業的な目的のため (例えば、研究)
- その他の条件

e. (非個人的な) 科学データへのアクセスとその再利用

質問 51

研究で生まれたデータは十分に発見可能であり (findable)、アクセス可能であり、確認可能 (identifiable) で、再利用可能だと思うか。

質問 52

公的財源に基づく研究によって生まれたデータをオープン・アクセスさせるデフォルト・ポリシーに賛成するか。

f. 自由なデータ・フローとモノのインターネットに関する責任について

質問 53

モノのインターネット(IoT)あるいはデータで動くサービス及びデータに接続される有形デバイスの提供者/ユーザーとして、不明確な責任制度あるいは明確な責任制度の不在から、問題に直面したことがあるか、あるいは問題を予想するか。

注:「モノのインターネット」(IoT)とは、内定な状況を確認し、外部環境と通信しあるいは相互作用するために組み込まれた技術を内包した物理的対象からなるエコシステムである。基本的に、モノのインターネットは、互いに通信する日常的な対象から構成されるネットワークを生み出すセンサー及びインターネット・アドレスでスマート化された日常的対象物—アイグラス(eyeglass)、自動車、サーモスタットの急速に成長しているネットワークであり、最終的にユーザーに代わって活動を行う能力を持つ。

質問 55

既存の法的枠組(法律、ガイドライン、契約上の慣行)がIoTやデータで動くサービス、データに接続される有形財に関する責任問題を解決するのに適切であると思うか。

法的枠組は将来耐用的か。事例を用いて説明せよ

それらに対する信用と信頼を高めるには、それらに対してどのような責任制度であるべきかを述べよ

質問 56

IoTやデータで動くサービス、データに接続される有形財のユーザーとして、提供者の責任に関する現在の法的枠組は、それらサービスや有形財に対するあなたの信頼に影響を与えているか。

質問 57

IoTや自由なデータ・フローの展開を保証するために、そうしたサービス、データに接続される有形財の責任問題は、EUレベルで解決されるべきか。

g. オープンなサービス・プラットフォームについて

質問 58

オープンなサービス・プラットフォームは、クローズドなそれに対してどんな社会経済及びイノベーションについての長所を持つと思うか。またオープンなサービス・プラットフォームの出現と普及を加速するにはどんな規制あるいはその他の政策イニシアチブがよいと思うか。

h. 個人データの管理システム

質問 59

個人データ・スペースのような技術的イノベーションは、現在と将来のEUにおけるデータ保護の法的枠組を遵守して、透明性を改善して促進されるべきだと考えるか。そうしたイノベーションは、「個人データ・クラウド・スペース」あるいは信託された枠組の形をとり、しばしば「個人データのバンク/ストア/保管室(vaults)」と呼ばれる。

質問 60

EU レベルでの個人データ管理システムを考慮したイニシアチブをサポートし、その発展を促すことに賛成するか。

i. 欧州のクラウド・イニシアチブ**質問 61**

欧州の企業と市民によるクラウド・コンピューティング・サービス利用における信頼を保証するための重要な要素は何か。

注:「クラウド・コンピューティング」とは、セルフ・サービスの提供とオンデマンドの管理による共有可能な物理的あるいは仮想的な資源をもつスケーラブルなそして弾力的なプールへ、ネットワーク・アクセスを可能とするパラダイムである。そうした資源には、例えば、サーバー、オペレーティング・システム、ネットワーク、ソフトウェア、アプリケーション、ストレージ機器が含まれる。

- 加盟国間における規制の相違を少なくする
- 標準、認証制度、品質ラベルないしシール
- 公的機関によるクラウドの利用
- セキュアで、信頼性があり、高品質のクラウド・インフラに対し、欧州の民間部門による投資

質問 62

クラウド・コンピューティング・サービスの(潜在的な)ユーザーとして、あなたはそれらが提供するサービスにおいてユーザー・データのセキュリティと保護について、十分に透明性が確保されていると考えるか。

サービス提供者は、ユーザー・データのセキュリティと保護に関してどんな情報を提供すべきだと考えるか

質問 63

クラウド・コンピューティング・サービスの(潜在的な)ユーザーとして、既存の契約上の慣行がクラウド・ユーザーとクラウド・サービス提供者の間における法的リスク及び技術的リスクについて公正でバランスのとれた配分を保証していると思うか。

質問 64

(相互運用性を保証するとき)互いの相互作用となるクラウド・コンピューティング・サービスの便益は何か。

- 経済的便益
- 信頼の改善
- その他

質問 65

EU レベルを含む、クラウド・サービスの異なった提供者間におけるデータ・ポータビリティを保証する便益は何か。

- 経済的便益
- 信頼の改善
- その他

質問 66

クラウド・ベースのサービスに関する以下の契約上の行為のどれかに直面したことがあるか。あなたの考えでは、それら行為がクラウド・ベースのサービスの発展をどの程度妨げるか。

	なし	ときどき	しばしば	常に	なぜか
当事者の対等ではない交渉力、あるいは未定義の標準により生じる契約条件の交渉の困難さ					
異なったクラウド・サービス提供者への乗り換えの制限					
供給者が一方的にクラウド・サービスを変更する可能性					
機能不全なクラウド・サービスに対する供給者の責任限界の低さ(ユーザーからの主要な改善措置を奪うことを含む)					
その他(説明せよ)					

質問 67

公的財源の研究データへのアクセスを容易にし、再利用可能とする特別な欧州オープン科学クラウド(European Open Science Cloud)の主要な便益は何か

- データをベターな品質保証によって科学をいっそう信頼できるものとする
- 国内と国際のレベルでベターな共有を図ることによって、科学をいっそう効率的にする
- 科学的な発見と洞察への道を迅速化することによって、科学をいっそう効率的にする
- 経済的な運営者によるデータへのアクセスを改善することによって経済的な便益を創出する
- 社会的な問題に対する迅速な取り組みのために科学をいっそう反応的にする
- その他

質問 68

クラウド・サービス提供者にとってのモデル契約書は、クラウド・サービスに対する信頼性確立の有用なツールとなるか。

どんなアプローチが好ましいか

(4) 協力的な経済

この質問は「協力的な経済(collaborative economy)がもたらす問題に焦点を当て、規制環境、協力的な経済のプラットフォームが既存の供給者、イノベーション、消費者選択に与える影響について関係者の意見を集めることによって、欧州委員会の理解を深めることを目指す。さらに、質問は協力的な経済の進展が残りの経済分野に与える影響、それがもたらす機会と問題を評価することも目指す。質問は、今後の域内市場の戦略というコンテキストにおいて検討されるべき協力的経済の欧州アジェンダを考案するのに役立つはずである。中心的質問は、既に確認されている公共政策目標を含め発生する潜在的な問題を解決しながら、EU法がこの新しい現象をサポートするのに適切かどうか、既存の政策がそれを成長発展させるのに十分かどうかということ」である。

用語の定義として、以下を確認している。

- 「協力的経済」(Collaborative economy) : 協力的経済(協力的経済のプラットフォーム)とは、テンポラリーにまた所有権を移転することなく、サービスを提供し、資産、資源、時間、技能あるいは資本を交換できるように、オンライン・プラットフォームを通じて個人及び法人とリンクさせる経済である。典型的な事例は、旅客輸送及び乗り合いのための国内車両、アコモデーション、あるいは専門サービスを含む交通サービスである。
- 「伝統的提供者」(traditional provider) : オンライン・プラットフォームの広範な関与がない場合でも、主として、他のチャンネルを通じてそのサービスを提供する個人あるいは法人である。
- 「協力的経済の提供者」(provider in the collaborative economy) : 資産、資源、時間、技能、資本を、オンライン・プラットフォームを通じて提供することによって、サービスを提供する個人あるいは法人
- 「協力的経済のユーザー」(user in the collaborative economy) : 取引される資産、資源、時間、技能及び資産へアクセスし利用する個人あるいは法人

質問 69

協力的経済の成長に関連する主要なリスクと課題はなにか、またその成長とアクセシビリティを阻むかもしれない障害は何か。その重要性の順に、1～5 の評価を示せ。

- 十分に適応していない規制枠組
- 提供者の権利と義務が不確実
- ユーザーの権利と義務が不確実
- 従業員と労働者のための雇用と社会的権利を弱める
- 健康と安全の基準と規則に従っていない
- 無届け出の作業とブラック経済の出現
- 伝統的提供者からの反対
- 個人データ保護に関する不確実性
- 不十分な立ち上げ資金
- その他

質問 73

サービス指令、Eコマース指令、消費者保護に関するEU法制を含む、EUレベルでの現在の規制環境に関して、どんな行動が必要か。

- 変更の必要なし
- 協力的経済の新ルールが必要
- 既存のルールに関してより多くのガイダンスとベターな情報が必要
- 現在の規制環境が何か、知らない。

関係する分野とルールについて述べよ

質問 86

適用可能な場合、協力的経済における提供者と伝統的提供者の間の公平な市場をどのように保証することができるか。協力的経済からの競争の結果として、あなたは収入/売上高を減少させたか。

- 協力的経済のプラットフォームと提供者に対して既存の法律をベターに執行する
- 協力的経済の提供者に対して特別な法律を開発する
- 協力的経済の提供者に対して既存のルールを改善して適用する
- 伝統的提供者に対するルールを改善して適用する
- その他

質問 100

あなたは法的義務について提供者に情報を提供し、提供者が適用される特別の法律の遵守を保証しているか(例えば、許可、認証の保有、消費者の情報要件など)。

2. 公開協議に対する意見

2016年1月6日に締め切られた公開協議には1036の意見が寄せられた。その大部分は、一部の質問項目だけに対する意見だった。意見の80%以上が「オンライン・プラットフォーム」と「違法なオンライン・コンテンツの対策とオンライン仲介者の責任」について、同じく60%が「デジタル・エコシステムにおけるデータとクラウド」、そして約3分の1が「協力的な経済」についてだった。

意見は加盟27カ国の他に、意見全体の10%がEU以外からで、その半数以上は米国からだった。また意見全体の17%がドイツ、13%がベルギーそして11%が英国からだった。

(1) 意見のまとめ

以下は、速報版による意見のまとめを取り上げている¹⁰⁷。正式な公開協議のまとめは、2016年春の発表予定である。

a. オンライン・プラットフォームについて

- プラットフォーム利用の大多数の市民と企業は、プラットフォームが情報へのアクセスを可能にし、通信を容易にし、また新規ビジネスを創出し、製品/サービスの選択肢を増大させることを主たる理由として、オンライン・プラットフォームの便益を認める。
- 大多数の意見が、オンライン・プラットフォームで取引をする際に、消費者あるいは供給者として問題に直面するか、それに気付いている。
- ほとんどの市民と企業は、プラットフォームが特に検索結果について透明的であり、実際の提供者とレビュー・メカニズムについて明確にすべきであると述べた。また、オンライン・プラットフォームは収集された個人データと非個人データに関して、また条件に関して十分な情

¹⁰⁷

<https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/news/first-brief-results-public-consultation-regulatory-environment-platforms-online-intermediaries>

報を提供していないと考えている。他方、ほとんどのオンライン・プラットフォーム提供者は、十分に情報を提供していると考えている。

- 意見を寄せた大多数の市民とオンライン・プラットフォーム提供者は、意見で述べた上記の問題が規制、自己規制及び市場の作用の組み合わせによって最もうまく解決されると考えている。企業の意見は、それらの組み合わせと純粋な規制措置との間で半々に分かれた。

b. 違法なオンライン・コンテンツの対策とオンライン仲介者の責任について

- E コマース指令の責任制度が目的に対して適切であると考える者と、その明確さ、実施のためのガイドライン、そして一単なる導管・キャッシング・ホスティングの他に、仲介サービスの追加カテゴリーを設けることを含め一利害のバランスを要求する者との間で、意見が分かれた。
- 大多数の回答者は、違法なコンテンツの異なったカテゴリーには、通知して行動 (notice-and- action) の手続きとして、それぞれに異なった政策アプローチが必要であると考えている。これは特に、知的財産権の侵害、児童向けコンテンツ、レイシズム・排外主義のスピーチのケースに必要としている。
- 通知の提供者 (例えば、権利保有者と執行当局) は、違法コンテンツに対する「削除して再掲しない」 (Take Down and Stay Down) 原則に賛成しているが、仲介業者は賛成していない。仲介業者は違法なコンテンツのいくつかのカテゴリーについて特別な注意義務に関しても消極的である。
- 大多数の意見は、コンテンツ制限ポリシーとオンライン仲介業者についていっそうの透明性を求めている。

c. デジタル・エコシステムにおけるデータとクラウドについて

- 大多数の意見は、個人データと非個人データの明確な区別を求めている。しかし、詳細な項目回答は、区別が容易ではないことを明らかにしている。大多数の意見は、データの位置が個人とビジネスの両レベルでビジネスを行う戦略に影響を与えると考えている。
- 市民の大多数と企業及び企業団体の多数は、オープンなアクセスにより、公共財源を受けた研究からのデータを利用できるようにするデフォルト・ポリシーに賛成している。
- 多数の意見は、既存の法的枠組 (法律、ガイドラインあるいは契約行為) がモノのインターネット、データ主導のサービス、コネクテッド有形財の責任問題を解決するには適当ではないと考えている。回答者によれば、それが財/サービスの利用そしてそれらに対するユーザーの信頼にも及ぼすとみている。
- 多数の市民及び小規模企業は、クラウド・サービス提供者が、ユーザー・データのセキュリティと保護について十分な透明性を提供していないと考えており、他方で企業及び企業団体は、意見を分けている。多くの意見は、互いに相互作用すること (相互運用性) とデータ・ポータビリティのあるクラウド・コンピューティング・サービスは、どちらも経済的便益をもつと考えている。大多数の回答者は、クラウド・サービスの契約条件が、消費者にとってもまたしばし

ば企業にとっても交渉できないという事実を指摘している。

d. 協力的な経済について

- 協力的経済(collaborative economy)の一部を形成するサービス提供者の大多数は、専門サービスや(ソフトウェアのような)そのサービス分野で活動している。それほど大規模にオンライン・プラットフォームを利用していないサービス提供者でさえ、自分たちが協力的なプラットフォームへ移行してことを指摘している。
- 非常に多数の企業と消費者は、欧州における協力的経済の発展には規制及びその他の障壁があることに同意している。どのタイプの回答者も、ユーザーと提供者にとっての権利と義務の不確実性が協力的経済を阻む主要な障壁であると答えている。
- 協力的経済のサービス提供者、プラットフォーム、及び公的機関は、政策対応として既存ルールの適用に関するガイダンスとベターな情報の提供に賛成している。広範な関与なしにすでに主としてサービスを提供している「伝統的な」サービス提供者は、競争経済に関する新しいルール作りに賛成している。
- 消費者の大多数は、協力的経済のプラットフォームが、サービス提供者、消費者の権利、サービスの特徴と形式そして法的権利に関する十分な情報を提供していると考えている。

(2) 主要な意見

通常、欧州委員会の公開協議は、提出された意見をサイトで公表する。しかし執筆時点(2016年2月)において、意見は公表されていない。そこで、ここでは、意見を提出した組織が自主的にサイトにアップにしているものから、また関連する主要な意見を採り上げる。

a. オフコム－英国－

オフコムは、2015年12月、欧州委員会の公開協議に対する意見を発表した¹⁰⁸。オフコムの意見は、二つの点に言及した。i)「オンライン・プラットフォーム」の定義とエビデンス・ベース(evidence based)規制の必要性、ii)オンライン仲介者(online intermediaries)の責任である。

<「オンライン・プラットフォーム」の定義とエビデンス・ベース規制の必要性>

「オフコムは、欧州委員会の提案した定義(及びそれに伴う例示)が何をオンライン・プラットフォームとするかについて極端に幅広い解釈であり、また協議文書の質問事項が広範な潜在的規制問題まで含んでいることを懸念している。そこで定義されたようにオンライン・プラットフォームが幅非違ビジネスタイプ、分野そして市場を対象としているのであれば、分野特定の規制を必要とするビジネスの分類をそこに見いだすことは難しい。

そうした広い定義は、今後の規制制度において明確な目標を確立し、適切に義務を課すには障害となるかもしれない。特に、プラットフォームの議論で取り上げられる問題は、消費者保

¹⁰⁸ Ofcom(2015), Response to the European Commission's Consultation on the Regulatory Environment for Platforms, Online Intermediaries, Data, Cloud Computing and the Collaborative Economy

護と競争の両方に渡っている。オフコムは、規制介入を提案する場合には、そのどちらかが規制措置の論拠になるかを確認するためのエビデンスが不可欠であると考え¹⁰⁹。

<オンライン仲介者の責任>

「イノベーションのエンジンとして、インターネットのオープン性を保証することは、十分に理解され広く認められている政策目標である。これは E コマース指令において反映され、それは『E コマースとインターネットの発展の適切な条件を築くことによって』オープンでイノベーティブなオンラインのエコシステムの便益を消費者と企業にもたすため、データの伝送/蓄積に関わるオンラインの仲介者の責任を制限している。それは、最近採択された電気通信の単一市場規則でも明白な目標であり、『イノベーションのエンジン』としてインターネット・エコシステムの機能を保証する」ためにインターネット・トラフィックの差別的取扱を禁じている。

このため、オフコムは『注意義務』(duty of care)の拡張解釈には注意している。それによって仲介業者がプラットフォームへのアクセスを制限する追加的措置(違法な利用を阻止するため)を求められるならば、合法的な個人及び企業にとってのプラットフォームへのアクセスのオープン性と容易さは制限されることになる。

オフコムは、E コマース指令における現在の責任制度は維持されるべきだが、改善の余地もあると考えている。特に、通知して行動(notice and action)の原則の運用について、欧州委員会はずっと明確にすべきである。中でも、ホスティング仲介者が違法なコンテンツに対して行動を起こさなければならない時の条件である」。

b. デジタル国民会議(Conseil national du numérique: CNNum) – フランス

フランスのデジタル国民会議は、2011年4月の大統領令により設置された独立諮問機関であり、大統領令で指名された30名のメンバーで構成される。委員長は、Mounir Mahjoubi (2016年2月より)。2014年9月にバルス首相の要請によって作成された2015年6月発表の「rapport Ambition Numérique」(デジタル・アンビション報告)はフランス及び欧州におけるデジタル政策の指針をまとめている。このデジタル国民会議は、欧州委員会のオンライン・プラットフォームに関する意見を発表しており、これがフランス政府の見解と見なすことができる¹¹⁰。以下では、主要トピックについての意見をまとめる¹¹¹。

<オンライン・プラットフォーム>

- 「オンライン・プラットフォーム」の定義
 - 欧州委員会の提議案「オンライン・プラットフォーム」は、二面性(あるいは多面性)市場(two (or multi)-sided markets)において事業を行う企業を指す。それは、二つ以上の異なった相互依存的な利用者グループ間の相互作用が、利用者グループの少な

¹⁰⁹ 同上

¹¹⁰ <http://www.cnummerique.fr/consultations-commission-europeenne/>

¹¹¹ 「違法なオンライン・コンテンツの取り組みとオンライン仲介者の責任」と「協力的な経済」のトピックスは省略する

くとも一つに対し価値を生み出すために、インターネットを利用するものである」には、同意しない。

- CNumによる定義:「第三者によりしばしば編集されあるいは提供される情報、コンテンツ、財あるいはサービスへのアクセスにおいて仲介的機能をもったサービス。その技術的インターフェイスの他に、プラットフォームはエンドユーザーへのプレゼンテーションのためにそのコンテンツを組織し優先する。エコシステムの側面—融合的なサービス間の強い相互作用に特徴づけられた—がこの一般的特徴に追加される場合がある。いくつかのプラットフォームは、自らが中心となるエコシステムの構成に基づいた開発モデルを開発している」。

- 消費者に対するプラットフォーム

- プラットフォームと消費者の間では、i) 多元性と表現の自由、ii) 透明性、iii) プライシーが問題である。

規範的に言えば、プラットフォームは、情報及びオンライン・サービスへアクセスする方法の形成と決定に貢献する。そうすることにおいて、プラットフォームは有用性を提供するものの、それはしばしば曖昧さ(opacity)を持つ。例えば、プラットフォームは、示された結果が広告なのか、一般的なアルゴリズムによる選択なのか、カスタマイズされたものか、プラットフォーム・サービスの選好なのかどうかを、必ずしも容易に判断できるようにしていない。

さらに、大きな曖昧さは収集されたデータのその後の扱いにも影響している。サービスの条件は、十分に情報をもった顧客にとってさえしばしば理解できず、またプラットフォームが扱っているものが何かあるいはそれを誰と共有しているかを証明するのが明らかに不可能な場合もある。

- 供給者・企業に対するプラットフォーム

- プラットフォームと(プラットフォームを利用する)企業の間には、プラットフォームの仲介的役割のために、非対称的な交渉力が存在するかもしれない。この相違により、プラットフォームは、それら企業とユーザーの間に関係に介入し、時には自らそれらと競争する。その際、プラットフォームはその仲介的機能を通じて獲得した消費者行動及び選好についての大きな知識を利用することができる。仲介機能は、市場の様々な側面の間にある関係について重要な情報収集を可能にしているためである。

- こうした力のアンバランスは以下により醸成されている。

- デジタル環境が導くネットワーク効果
- プラットフォームが着手するオープンなイノベーション戦略に関連した普及効果。例えば、多くの追加サービスはプラットフォーム提供者により利用可能とされるアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を通じて開発される。
- ユーザー・アカウントに接続したサービスを通じての水平的な多角化:たとえば、eメール、動画、蓄積、オフィス・ツール、マッピング、アップ・マーケットなど。

- ユーザーへのアクセスを可能とする技術的なノードのコントロールを通じた垂直的統合:コネクテッド・デバイスのためのオペレーティング・システム、ウェブ・ブラウザ、プレインストールされたアプリケーションなど。
 - そうしたケースでは、オンライン・プラットフォームは多くの提供企業のためのほとんど不可避的の仲介者となるかもしれない。いくつかのプラットフォーム提供者は、イノベーションにとって潜在的に有害な以下のような方法を採用することで、エコシステムティックな環境を利用するかもしれない。
 - 第三者が作り出した価値の大部分を捕獲し、それらにアンバランスな商業的条件を課す
 - 競合環境からやってくるサービスの利用に様々な障壁を課す、あるいは別のプラットフォームへの移動に障壁を課す。
 - 自らのサービスを目立つようにするため、競争者のサービスの可視性(visibility)を減少させる。
 - そうした問題には、市場の作用、規制措置、自己規制を組み合わせるべきである。
- オンライン・プラットフォームの透明性
 - 欧州委員会の提案する義務(消費者法に定める情報、検索に関わる情報、実際の提供者の情報、ミスリーディングなマーケティングに対する情報)の他に、ユーザーが提供されるサービスの正確な性質を理解するための特別な情報義務の賦課
 - スポンサーされまた宣伝広告されるコンテンツの確認
 - 1)プラットフォームの関連づけ基準に基づき自動的にリンクされるーorganic referencingーコンテンツ、2)ユーザーに関連するデーター位置情報、ブラウザ履歴、ユーザー・プロフィールなどーを利用したパーソナライズされた personalized organic referencing の間の区別
 - プラットフォームのコンテンツ・パーソナル化ポリシーの主要な方針
 - コンテンツ除外(removal)ポリシーと手続き
 - サービスの利用条件は「合理的に十分な情報を得ている顧客」(reasonably well informed customer)にとって理解可能であることが基本(essential)である。この理解可能性の程度は、「テスト・パネル」により評価できる。サービス条件は容易にアクセスできるものとすべきであり、ほとんどのサービスで一般的となる標準化の努力が可能だろう。少なくとも、業界がユーザーの理解を改善するための情報デザインと権利へのアクセスについて共有すべきグッド・プラクティスを草案するのが役立つだろう。二つのグッド・プラクティスの例がある。
 - 2013年の「How search works」において、Googleは双方向的なグラフィックとテキストの説明により、検索エンジンの機能を示したウェブサイトを利用できるようにした。
 - 「Terms of Service; Didn't Read」は、共有コンテンツについてのライセンス、第三者へのデータ転送、データ・ポータビリティのような主要側面についてほとんどのオンライン・サービ

スのサービス条件を色つきの文字にして示したウェブ・ブラウザのプラグインである。

- オンライン・プラットフォームによる情報の利用
 - これについては十分に情報提供されていないと評価。
 - CNNum は、市民の便益についてドイツの憲法で利用されている原則、情報の自己決定という法理を用いることに賛成する。これは最初、個人情報の収集に関する 1983 年のドイツにおける憲法裁判所判決の中で導入された。裁判所は、基本的権利 (**basic right**) が個人データの開示と利用を決定する個人の能力を保障しているという判決を下した。

この原理は、フランスの国務院 (Conseil d'Etat) が 2014 年に発表したデジタル技術と基本的な権利に関する報告書¹¹²において、もっと広い意味を与えられている。情報の自己決定原理 (self-determination principle) は、我々が個人データ保護を、それ自体、目的と見なすのではなく、個人の自由な発展のためのサービスにおける基本的な手段と見なすことを意味している。

人々は、自分の個人データについて行われる利用を自由に決定すべきである。これは、ユーザーがサービス条件を理解し、自分の (個人) データについてのコントロールを保持することを意味している。それは、データの移動性 (fluidity)、特に、データ・ポータビリティを不可欠とする理由である。 (下線、整理者)
- デジタル・コンテンツにおける供給者・取引者・アプリ開発者・権利保有者とプラットフォームの関係
 - CNNum は、(「クローズド」と「オープン」な) 混合的環境の中で企業が API を運用する場合に、ベスト・プラクティスを略奪的行為から区別するため、アウトソーシングされたクラウドソース化されたイノベーションにおいて「オープン・ソース」の利用についてもっと理解する必要があると考えている。CNNum は、そのため、以下を提案した。
 - メインのプラットフォーム提供者が提供する API の安定性の評価を取り入れること
 - 消費者サービスの開発のために利用できるオープン・ソースと API のベスト・プラクティスに関する「ケース・ベース」(case based) のガイドラインを採用すること、あるいは業界の専門家間における協力を容易にすること
- 消費者・取引者が別のプラットフォームに乗り換えることの制約
 - これについて CNNum は、そうした乗り換えを可能にするため、オンライン・プラットフォームの技術能力強化という欧州委員会案に賛成し、以下のベスト・プラクティスを挙げた。以下は、そのプラットフォーム名と優れた点である。
 - VLC: 相互運用性
 - PIMS: ポータビリティ
 - Google TakeOut: ポータビリティ
 - CNNum は、個人の情報管理システムとして PIMS イニシアチブの方法を勧めている。

¹¹² Conseil d'État (2014), Le numérique et les droits fondamentaux

それは「パーソナル・クラウド」と呼ばれるユーザーにそのユーザー・データのコントロールを任せる方法である。PIMS はユーザーが商業的なシステムに持つ情報を中央化へ集中させる。ユーザーは自分の個人データを全面的に把握し、どのサービスがどのデータにアクセスしたかを知ることができ、あるサービスから他のサービスへデータを移動させ、あるいはアプリケーションがデータへアクセスするのをストップさせる選択ができる。

- デジタル環境では、**データ・ポータビリティ**人々が異なったサービス間で自分のデータを再利用できること、異なったアプリケーション、コンピューティング環境あるいはクラウド・サービスの間でデータを移動させることができることは、不可欠である。

典型的なユーザーは、現在、いくつかのデバイスにまた多くの商業的システムにデータを置いている。それら商業的なシステムは、データの罠 (data trap) のように機能する。情報表示においてチェックすることは容易だが、それを除去しあるいはその助教のためのアクセスが難しい。

このためポータビリティは、ユーザーが自分自身のデータを利用できるようにするため、データの罠から解放されることを目指すものである。活力のあるデータのエコシステムを促進するにはこの権利の実施が不可欠である。

CNNUM は、競争が実際にウェブ上でのワン・クリックだけなのかどうかと疑問に思っている。実際、競争が「ワン・クリックだけ」であると述べるのは一種の伝統的な見方かもしれない (MySpace は支配的な地位の極度に危険な (precariousness) 例としてしばしば挙げられている)。ワン・クリックのため、時間、金銭、作業の点でユーザーのスイッチング費用は小さく、ユーザーはサービスに満足しなければ、別の提供者に簡単に乗り換えできるとされる。しかしプラットフォームの特別な成長の原動力は、この伝統的な見方を再考しなければならないことを意味している。ある市場の普及率まで、すなわち、「**傾斜点**」(Tipping Point) に至るまで、確かにプラットフォームは脆弱で浸蝕されやすい。しかしいったん傾斜点に到達するならば、一データのクリティカル・マス、アルゴリズムの学習能力、広告者・貢献者にとって魅力などのため一成長の原動力がその成功を圧倒的なものとし、競争者にとって参入障壁を築くことになる。

さらに支配的なプラットフォームには、最近の静かな傾向が見られる。

- 絶えずその活動とサービスを拡大させていること
- 垂直的統合の戦略を発展させていること
- 新興の競争者を買収していること

こうした戦略は、強力なネットワーク効果と組み合わせ、将来的に支配的地位を問題に取り上げることをいっそう難しくしているかもしれない。そうした環境では、「**先発者の一人勝ち**」(first mover takes all) の様相をいっそう強めるかもしれない。

一部の市場観察者は、独占が出現するのは「自然な」傾向であると考えている。他方、サービス及びコンテンツからデバイス及びコネクテッド・オブジェクトまで、またオペ

レーティング・システム、ブラウザー、検索結果のランキング化を含め、バリューチェーン全体をコントロールするために必要な資源には一握りのプレイヤーしか投資できないために、継続的な寡占状況になると予測する市場観察者もいる。どちらにせよ、一つのソリューションあるいは競合するプラットフォーム間の戦いによって人質にされるリスクが存在する。詰まるところ、問題は品質と多様性が犠牲になり、イノベーションは妨げられ、表現のために利用できるチャンネルがわずかになるということである。

- データへのアクセス

- CNum は、欧州委員会の質問事項(予期しない変更)に対して「イエス」と答え、次のようにコメントを行っている。
- フェアネス(fairness)の原則をプラットフォームに対して執行するためには、新しい形の規制、破壊的な(disruptive)アプローチを採用することが重要である。すなわち、伝統的なツールの弱点を補完しあるいは克服するために、独占開放の規制からより柔軟なクラウド・ベースの規制に移行することである。

情報経済の発展につれて、信頼(trust)と評判(reputation)は重要さを増している。CNum が、デジタル・サービスの行動を評価するために欧州の「プラットフォーム格付け機関」(platform rating agency)創設を提案してきたのは、そのためである。この機関は、投稿者のオープンなネットワークに依拠する。すなわち、分権的なクラウド及び専門家に依拠した中央集権的な機関である。

それは、多様な専門家－開発者、設計者、法律化、消費者団体、研究者のコミュニティを連合させた情報フィードバックのためのチャンネルを提供する。このアプローチは、大規模なプラットフォームとなるならば我々の権利行使を妨げるとして、「それ自体」(per se)違法とするのではない点で、非常に重要である。

この機関は、BtoC 及び BtoB の両面でプラットフォームの特別な事項を調査し格付けを行う。例えば、

- サービス条件の理解可能性
- 請求書の再発行、偽装広告、強制閉鎖などのためのサインアップ要求のような人々をだますためのユーザー・インターフェイスの探知
- 開発者のための API の安定性
- 商業的行動
- 有害な課税行為など

現在の金融格付け機関と同様に、この機関の役割は、消費者、(プラットフォーム内でアプリを開発しようとする)企業、(プラットフォーム内で開発されたアプリに投資しようとする)投資者、株主、公的機関にとっての選択肢を明らかにすることである。

<デジタル・エコシステムのデータとクラウド> ¹¹³

- データ位置の制限
 - 個人データと非個人データを区別するための措置は、実行可能でないとする。
 - データ位置の制限に関する正当化の論拠は、国防、公共の安全、その他として指摘した。
 - 欧州連合は、セキュリティの理由から、また特に医療分野における個人データの保護のような市民の基本的権利保護の理由からも、データの自由な流通を制限する加盟国の権限を守るべきである。さらに、欧州の産業の競争力に与える自由なデータ流通の影響ももっと調べられなければならない。国際貿易交渉は、EU の**デジタル主権 (digital sovereignty)**を脅かすべきではない。
- データ・アクセスとデータの移転
 - CNum は、財産権が個人のプライバシー保護にもデータ・アクセス問題の解決にもならないことから、**データに関する財産権制度の導入**には強く反対する。それは、以下の理由から、プライバシー保護及びデータ・アクセスに脅威を与える。
 - 大きな企業に対する極めて非対称的な力関係を個人に押しつけることになる
 - 保護を受けることのできる人々と自分のデータをもっと販売する様な必要性に迫られる人々とに社会を分散化させることになる
 - データ保護の性質の真の土台を揺るがし、それを基本的権利はなくしてしまう。2009 年、フランス上院は、プライバシーの概念が人間の尊厳に基づくものであり、反対に所有権がそうした保護を譲渡可能及び商品化可能なものにする議論した。
 - それは大きな経済的脅威にもなる。データの所有化により、覇権的なプレイヤーがデータ市場を占拠するかもしれない。欧州連合はむしろ、小規模企業を含む市場のプレイヤー全てが、データに関わるイノベティブな製品及びサービスの開発に取り組めるように、野心的なオープン・データ政策を設け、自由なデータ利用を促進すべきである。
 - データの所有権は、知的財産ルールの基本バランスに問題を投げかけることになる。知的財産のルールは、情報とデータをその対象外としているからである。知的財産権は、発想 (idea) の表現あるいは具体化のみ保護し、発想それ自体を保護していない。データベースの権利はコンテンツの選択あるいは配列を特別に保護するものの、データ、情報などに関する所有権を設けるものではない。データ所有に関する所有権制度導入は、データ及び情報の幅広い普及、アクセス、共有、さらにイノベーションと開発にとって脅威となる。
 - CNum は、(非合法的な排他性に反対して) 公共ドメインの情報の定義と保護を強化し、公共情報をオープンで無料とすることによってオープンなデータ政策を開発し、(個人データ及び非個人データ両方についての) **データ・ポータビリティ**をサポートす

¹¹³ ここでは、「オープン・データへのアクセス」、「科学データへのアクセスと再利用」、「個人データ管理システム」、「欧州クラウド・イニシアチブ」を省略する。

るように提案する。さらに、CNum は特に指令 2001/29/EC の見直しプロセスにおいて、研究のためのテキスト及びデータの掘り起こし(mining)を可能とするように強く提案する。また欧州委員会は、ソフトウェア、文化作品あるいは研究のための既存のオープンなライセンス利用を幅広くサポートすべきである。

- データ市場
 - CNum は、欧州委員会の「データ市場」(data market)という用語の利用に問題があると考え、「データ経済」にすべきだと考える。そうすることで、データから生じる価値がデータそのものからだけでなく、その集計、分析、利用などから生じることを広義に反映できる。したがってCNum は、EU がデータのアクセス、利用及び再利用の発展に焦点を絞るべきであると提言する。
 - そのため、CNum は、データ・ポータビリティの権利導入を勧め、また公共情報をオープンで無料とするオープン・データ政策を進展させ、データ・ポータビリティを支援するように提案する。

c. ドイツ連邦経済エネルギー省

ドイツの連邦経済エネルギー省は、欧州委員会の公開協議に対して直接の回答としてではなく、欧州デジタル単一市場戦略に対する意見として、2015年12月15日付けで文書を発表している¹¹⁴。ただし、以下で分かるように具体性のあるものではない。

- 市場におけるプラットフォームの役割に関する包括的な分析(アクション 11)について
 - 「2015年末までに、欧州委員会は社会及び経済のためのオンライン・プラットフォーム(例えば、検索エンジン、ソーシャル・メディア、e コマース・プラットフォーム、アップストア、価格比較ウェブサイト)の役割と特別な重要性についての包括的な評価を行うことにしている。
 - ドイツ政府はフランスと一緒に提案したこの評価の取り組みを明確に歓迎する。評価は迅速にしかし慎重に行われるべきであり、問題を確認し、影響を与えているかもしれない問題と法的問題を解決するために必要な行動の必要性を確認する際には、包括的で偏向しないようにすべきである。プラットフォーム規制のトピックスは、テレコムの見直しにも関係している。プラットフォーム事業者(OTT)は、伝統的な電気通信サービスの代替として見ることができるものの、分野特定の電気通信規制に入らない通信サービスをしばしば提供している。したがって、そうしたサービスの提供者全てに対してレベル・プレイング・フィールドを設けるように、一様で融合的な法的枠組に対する条件を進展させる際には、(プラットフォーム規制が)考慮されなければならない。そのため、このトピックスの対象分野、テレコム・レビューとプラットフォーム規制の両方での総合的な評価を行うことが重要である」。

¹¹⁴ BMWi (2015), Stellungnahme der Bundesregierung der Bundesrepublik Deutschland zur „Strategie für einen digitalen Binnenmarkt für Europa“ der Europäischen Kommission

- 欧州クラウドにおけるデータ所有、データの自由なフローに関するイニシアチブ(アクション14)について
 - 「欧州委員会は、2016 年のための『欧州クラウドにおけるデータ所有、データの自由なフローに関するイニシアチブ』を発表した。発表されたイニシアチブとアクションの目標は、たとえば、ビッグ・データ・アプリケーションあるいはインダストリー4.0 との関係で越境のデータ処理を妨げる法的及び技術的障害を克服するのに役立てることである。
 - ドイツ政府は一般的に、越境のデータ処理に関する法的及び技術的な問題を迅速に明確化しようとする欧州委員会の取り組みを歓迎する。そのイニシアチブは、共通の原則に基づいた欧州のデータ・ロケーション政策に役立つはずである。欧州委員会と同様に、ドイツ政府は、グローバルな競争と歩調を合わせたイノベーションを保証するために作業を進めている。関係する当事者の個人的な権利は適切に保護されなければならない。
 - しかしこれまでのところ、この戦略は議論の争点になりそうな点を簡単に示しているだけである。それら問題を解決するための特定の措置を述べていない。ドイツ政府は、挙げられた問題の可能なソリューションを進め、ブリュッセルでの議論の形成に積極的な役割を果たしている。これには、データ・フローと欧州のクラウドの間、また加盟国の IT インフラと公的機関の間の理解すべき相違が含まれる」。

d. ドイツ連邦政府

ドイツ連邦政府は、2014年8月23日に「**デジタル・アジェンダ 2014-2017**」¹¹⁵を発表している。この文書はドイツ政府の2014年から2017年までのデジタル経済戦略を述べたものである。

「連邦政府は、デジタル時代でも市場経済の規制枠組を守ろうと考える。我々は現在の形で自由でオープンなインターネットを守り、意見の多様性、社会参加、イノベーションの空間としてのその役割を確保していこうと考える。そのため、一方における技術的で社会的なイノベーションを進展させサポートする我々のアプローチと、他方における社会的な規制の枠組の維持を、十分に統合していく。

我々は維持可能な規制の枠組を引き続き発展させて行くことによってイノベーションと競争を強化する。この枠組は新しいビジネス・セグメントの開発を可能にするためである。しかし、これはベスト・エフォートのインターネットの自由、オープン性あるいは継続的な品質改善を犠牲にして起きるわけではない。我々はネット中立性の目的を定めた法的枠組を提供し、欧州レベルにおいてこの原則を唱導する。規制当局及び競争当局は、引き続き市場の活動を観察し、許容できない発展を阻止する。客観的な議論を進めるために、我々は『ネット中立性に関する専門家対話』(Fachdialog Netzneutralität)を促進し、全ての関係者―業界、学界、市民及び政治家―との議論に取り組んでいく。

我々は WLAN によるモバイル・インターネット・アクセスの分布と利用可能性を改善していく。それにより、

¹¹⁵ Deutschen Bundesregierung (2014), Digitale Agenda 2014–2017

我々は IT セキュリティが確保され、匿名の犯罪の新たなゲートウェイが生まれないように保障していく。そのため空港、ホテル、カフェのような公共空間における WLAN 提供者のために法的確実性を提供することに。それら提供者は顧客の行う法律違反について責任を問われるべきではない。我々はまもなくこの分野での適切な法律を提案する。

我々は、イノベーションと競争が支配的なインターネット企業による濫用的行為によって妨げられずに発展することを保障する。我々は国内及び欧州の反トラスト・ルールの厳密な適用に向けて作業を進める。さらに、我々は、グローバルなデータ経済における技術的及び経済的な条件のダイナミックな進展を考慮して、それらのルールがどの程度見直していくかを調べることにしている。特に、我々は支配的なプラットフォームが競合企業に対して行う差別化を阻止する在り方を評価し、配信チャンネル及びコンテンツに対する非差別的で中立的なアクセスを保障することにしている。専門調査グループがインターネット特殊な反トラスト問題と取り組んでいる。さらに、公共の利益に関わる編集されたコンテンツは、特に、回収するのを容易とすべきである。まもなく我々は、オンライン会社に関するインターネットのデータ保護と消費者情報を改善する。消費者にとっての情報の自己決定とデータ自律性は、アクセス可能な消費者情報、同意及びデータ・ポータビリティに関する透明性のコアの原則に基づかなければならない。我々は、EU 外をベースにしたインターネット企業に対する EU データ保護法の適用を定めた EU の基本的なデータ保護規則の採択を強く支持する。(下線、整理者)

我々は、産業及び社会における技術的なデジタル化の急速な進展に合わせた知的財産保護の法的枠組を採択する考えである。これは権利保有者、ユーザー、インターネット・サービス提供者とインターネット・ユーザーの利害を公正に仲介することに関わる。並行して、我々は、ビジネスモデルが基本的に著作権違反に基づくサービス提供者が、ホステリング・サービスのような責任特権の背後にもはや隠れられないようにする。我々は欧州レベルでこの目標を追求する。さらに、我々は、欧州の法制に従った著作権の集団的管理を強化し、欧州の著作権法見直しで積極的な役割を果たす。

我々は引き続き、消費者保護及びデータ保護を維持しながら、例えば、電子商取引プラットフォーム、最新のペイメント・システムの分野における新しい技術的な可能性に e コマースのビジネス環境を適応させるようにしていく¹¹⁶。

¹¹⁶ Deutschen Bundesregierung (2014), Digitale Agenda 2014–2017, pp.14–15